

# 津市立修成小学校便所改修工事

図面リスト					
建築工事			電気設備工事		
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A - 01	改修特記仕様書(1)	A - 26	普通教室棟 3階東便所 展開図 (改修後)	E - 01	電気設備特記仕様書1
A - 02	改修特記仕様書(2)	A - 27	天井伏図	E - 02	電気設備特記仕様書2
A - 03	改修特記仕様書(3)	A - 28	建具指示図	E - 03	電気設備特記仕様書3
A - 04	改修特記仕様書(4)	A - 29	建具表	E - 04	普通教室・特別教室管理棟 1階電気設備図
A - 05	付近見取図・配置図	A - 30	仮設計画図(1)	E - 05	普通教室・特別教室管理棟 2階電気設備図
A - 06	仕上表	A - 31	仮設計画図(2)	E - 06	普通教室・特別教室管理棟 3階電気設備図
A - 07	普通教室棟・特別教室管理棟 1階平面図 (改修前)	A - 32	仮設計画図(3)	E - 07	平面詳細図
A - 08	普通教室棟・特別教室管理棟 2階平面図 (改修前)	A - 33	仮設計画図(4)		
A - 09	普通教室棟・特別教室管理棟 3階平面図 (改修前)				
A - 10	普通教室棟・特別教室管理棟 1階平面図 (改修後)				機械設備工事
A - 11	普通教室棟・特別教室管理棟 2階平面図 (改修後)				図面番号
A - 12	普通教室棟・特別教室管理棟 3階平面図 (改修後)				図面名称
A - 13	普通教室棟 東昇降口 平面詳細図 (改修前、改修後)			M - 01	機械設備工事特記仕様書1
A - 14	普通教室棟 1階西便所 平面詳細図 (改修前、改修後)			M - 02	機械設備工事特記仕様書2
A - 15	普通教室棟 1階東便所 平面詳細図 (改修前、改修後)			M - 03	凡例 衛生器具表 排水金具施工要領
A - 16	普通教室棟 2,3階西便所 平面詳細図 (改修前、改修後)			M - 04	給排水衛生設備 特別教室管理棟 1階職員便所平面詳細図
A - 17	普通教室棟 2,3階東便所 平面詳細図 (改修前、改修後)			M - 05	給排水衛生設備 普通教室棟 1階西便所平面詳細図
A - 18	特別教室管理棟 1階職員便所 平面詳細図 (改修前、改修後)			M - 06	給排水衛生設備 普通教室棟 2~3階西便所平面詳細図
A - 19	普通教室棟 東昇降口 展開図 (改修後)			M - 07	給排水衛生設備 普通教室棟 1階東便所平面詳細図
A - 20	普通教室棟 1階西便所 展開図 (改修後)			M - 08	給排水衛生設備 普通教室棟 2~3階東便所平面詳細図
A - 21	普通教室棟 2階西便所 展開図 (改修後)				
A - 22	普通教室棟 3階西便所 展開図 (改修後)				
A - 23	特別教室管理棟 1階職員便所 展開図 (改修後)				
A - 24	普通教室棟 1階東便所 展開図 (改修後)				
A - 25	普通教室棟 2階東便所 展開図 (改修後)				

工事特記仕様書（改修）

I. 工事名称	津市立修成小学校 便所改修工事
II. 工事概要	
1 工事場所	津市 修成町 地内
2 敷地面積	15.945 m <sup>2</sup>
3 工事内容	
棟名称	普通教室棟、特別教室管理棟
構造	鉄筋コンクリート造 3階建
建築面積	
延べ面積	普通教室棟 2,626㎡、特別教室管理棟 2,581㎡
工事項目	男女職員便所改修、男子、女子児童便所改修、玄関建具改修、

- III. 建築改修工事仕様
- 1 共通仕様  
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書（「建築工編」最新版）（以下「標準仕様書」）及び公共建築改修工事標準仕様書（「建築工事編」最新版）
- 2 特記仕様  
 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。  
 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。  
 (3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																				
① 一般共通事項	① 適用基準等	<p>本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準等を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（最新版）</li> <li>建築物解体工事共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（最新版）</li> <li>津市公共建築物等木材利用方針</li> </ol>																				
	② 施工条件	<p>施工方法及び検査に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。</li> <li>※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。</li> <li>※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。</li> <li>※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手するとし、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。</li> <li>※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。</li> <li>※ 場外退場時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。</li> <li>※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。</li> <li>※ 作業日には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。</li> <li>※ 工事車両及び工事関係車両は、周道路路に駐車しないこと。</li> <li>※ 工事期間中、工事に起因し既存施設破損等を与えた場合は、工事請負者の責任において速やかに現状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。</li> <li>※ 工事着手前には、現況状況把握の為に破損箇所があれば、市監立会いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。</li> <li>※ 現場着手は、原則、7月21日からとする。ただし、学校及び監督員との協議により承諾を得た場合は、この限りでない。</li> <li>※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのつくり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。</li> <li>※ 2学期以降の学校運営に支障がないよう、市検査課の完了検査を受け、平成29年8月31日までに引き渡すこと。（書類含む）</li> </ul>																				
	③ 発生材の処理等 (1.3.8)	<p>本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施にいて適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <caption>分別解体等の方法</caption> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>○有 ・無</td> <td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ( )</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き渡しを要するもの（ ・無 ・ ）</li> <li>特別管理産業廃棄物 ・有 ( ) 処理方法 ( )</li> <li>アスベスト成形板等解体時の留意点             <ol style="list-style-type: none"> <li>手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。</li> <li>可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。</li> <li>飛散されない様にする。</li> <li>保護員及び作業着を着用すること。</li> <li>解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。</li> <li>事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。</li> </ol> </li> <li>現場において再利用を図るもの ( )</li> <li>○再資源化を図るもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>○コンクリート塊                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルトコンクリート塊</li> <li>・建設発生木材</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>引渡を要するもの以外のものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。</p>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用	その他 ( )	・有 ・無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
基礎・基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
屋根	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																				
その他 ( )	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				

4 建設副産物情報交換システムの利用	<p>再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。</p> <p>また、工事着手前にはJACICIが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。</p> <p>なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p>																																
⑤ 三重県産業廃棄物税	<p>適用する</p> <p>職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。</p>																																
6 電気保安技術者 (1.3.3)	<p>適用する</p>																																
7 技能士 (1.6.2)	<p>職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。</p>																																
8 施工数量調査 (1.5.2)	<p>調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による</p>																																
9 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	<p>補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ ( )</p>																																
⑩ 建築材料等	<ol style="list-style-type: none"> <li>本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。</li> <li>本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放放量等は、F☆☆☆☆以上とする。</li> </ol>																																
11 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	<p>測定対象化学物質（●で示したものとする。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>パラジクロロベンゼン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>学校 教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>測定対象室及び測定箇所数 ・ 図示（図面番号： ） ・ ( )</p> <p>測定方法（ ・ バックシフ法 ・ アクティブ法）</p> <p>報告書提出部数 2部</p>	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン		学校 教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●			その他	●	●	●	●	●	
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン																										
	学校 教育施設	●	●	●	●	●	●																										
	住宅	●	●	●	●	●																											
	その他	●	●	●	●	●																											
12 特別な材料の工法	<p>改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																																
⑬ 騒音・振動の防止	<p>低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。</p>																																
⑭ 工事写真	<p>営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（最新版））に従い撮影する。</p> <p>提出部数 1部 用紙は上質紙とする。</p>																																
⑰ 完成図 (1.8.2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成する ①完成図 ・ 保全に関する資料 ・ ( )</li> <li>完成図作図範囲（設計図訂正）</li> </ul> <p>完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は発注者に移譲するものとする。また、製本2部により提出すること。</p>																																
⑱ 完成写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルカメラで撮影し、全てし版相当サイズで印刷する。（A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部</li> <li>箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。</li> </ul>																																
⑲ 設備工事との取合い	<p>施工範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強</li> <li>○ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強</li> <li>・駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ</li> </ul> </li> </ul> <p>施工図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。</li> </ul>																																
⑲ 既存部分等への処置 (1.3.12)	<p>工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。</p>																																
⑲ 事故報告	<p>工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。</p> <p>また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p>																																
20 消防提出書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事</li> </ul> </li> <li>防火対象物使用開始届出書             <ul style="list-style-type: none"> <li>書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</li> </ul> </li> </ol>																																
②3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	<p>労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたもののみならず。</p>																																
②3 不正軽油の使用の禁止	<ol style="list-style-type: none"> <li>一般事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>市県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。</li> </ul> </li> <li>調査の協力             <ul style="list-style-type: none"> <li>受注者は、異が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。</li> </ul> </li> <li>是正措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</li> </ul> </li> </ol>																																
24 屋外広告物	<p>屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。</p>																																

② 仮設工事

① 足場	<p>設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>(2.2.1) (表2.2.1)</p> <p>内部足場の種別 ○ きやつ ・ 足場板 ・ ( )          外部足場の種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種          防護シート等による養生 ・ 適用する ・ 適用しない</p>																																				
② 既存部分の養生 (2.3.1)	<p>既存部分の養生 ○ 図示（図面番号： A-30~33 ）</p> <p>既存ブラインド・カーテンの養生          養生方法（ ）          保管場所 ・ 構内既存施設内          固定された備品、机、ロッカーの移動          ・ 行う ・ 行わない</p>																																				
③ 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	<p>屋内の仮設間仕切り ・ A種 ○ B種 ・ C種          合板 厚さ ・ 9mm ・ ( )          せっこうボード 厚さ ○9.5mm ・ ( )          合板又は石膏ボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない          設置箇所 ○ 図示（図面番号：A-37~39 ）          種別 ・ A種 ○ B種 ・ C種</p> <p>仮設扉</p>																																				
4 監督員事務所 (2.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構内建物内の一部を使用する。</li> <li>・ 設置する ・ 設置しない</li> </ul> <p>監督員事務所の規模(単位:㎡)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用規模</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>監督員事務所の仕上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位 等</th> <th>仕 上 げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td>合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>装着融垂鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調査ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table>	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度							部 位 等	仕 上 げ	床	合板張り又はビニール床シート張り	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗	屋根	装着融垂鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調査ペイント塗り																
適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																
部 位 等	仕 上 げ																																				
床	合板張り又はビニール床シート張り																																				
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗																																				
屋根	装着融垂鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調査ペイント塗り																																				
5 監督員事務所の備品等 (2.4.1)(b)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話 FAX</th> <th>冷暖房機器</th> <th>インターネット</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																
数量	組	台	個	個	個																																
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																
数量	足	着	個	個	台																																
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																
数量	個	個	台	台	台																																
⑥ 仮設便所	<p>構内既存の施設          ・ 利用できる ○ 利用できない</p>																																				
⑦ 工事用水	<p>構内既存の施設          ○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない</p>																																				
⑧ 工事用電力	<p>構内既存の施設          ○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない          有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。</p>																																				
⑨ 交通誘導警備員	<p>配置 ○ 図示（図面番号：A-30 ）</p>																																				

・	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	C check	No.	 <p><b>重企建築事務所</b>          Jyuki Architectural Design Office          一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号          一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治</p>
・	津市立修成小学校便所改修工事	改修特記仕様書(1)		A-01	
・		縮尺 / Scale 原図：A2 日付 / Date			
・					

<b>3</b> 防水改修工事	1 アスファルト防水 (3.1.4)(3.3.3)(表3.3.3)～(表3.3.10)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ P1B</td> <td>・ B-1 ・ B-2 ・ B-3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ P1E</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ P2E</td> <td>・ E-1 ・ E-2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>改質アスファルトルーフィングシート 種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ( )</p> <p>部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ( )</p> <p>断熱工法の断熱材 (P1B1, P2A1, T1B1, P0D1, M3D1, M4D1) 材質 ・ ( ) ・ A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種 b (スキンあり) ・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号 ・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種2号 厚さ ・ ( ) ルーフトレン回り及び立上り部周辺断熱材の張りじまい位置 ・ 図示 (図面番号: )</p> <p>脱気装置 (M3D, P0D, P0D1, M3D1, M4D1) ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号: )、材質 ( ) ) ・ 設けない ・ 仕上塗料 種類 ( ) 使用量 ( )</p> <p>保護コンクリートの厚さ くて仕上げ ・ 水下80mm以上 ・ ( ) 床タイل張り ・ 水下60mm以上 ・ ( )</p> <p>保護層 ・ 設ける ・ 設けない 屋上排水溝の適用 ・ 適用する 立上り保護 ・ 乾式保護材 ( ) ・ れんが (材質 ・ JIS R1250)</p>	工法	種別	施工箇所	・ P1B	・ B-1 ・ B-2 ・ B-3		・ P1E			・ P2E	・ E-1 ・ E-2		5 既存防水層表面の仕上塗装の除去 (3.2.6)(c)(2)(3.2.6)(c)(6)	(M4AS, M4AS1, M4C, M4D1)(L4X) ・ 行う ・ 行わない ・ 行う ・ 行わない	6 シーリング (3.7.2)(表3.7.1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>種類</th> <th>材種</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ SR-1</td> <td></td> <td>シリコーン系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ SR-2</td> <td></td> <td>シリコーン系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ MS-2</td> <td></td> <td>変成シリコーン系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PS-2</td> <td></td> <td>ポリサルファイド系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PU-2</td> <td></td> <td>ポリウレタン系</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>工法 ・ シーリング充填工法 ・ シーリング再充填工法 ・ 拡幅シーリング再充填工法 ・ プリッジ工法 (ボンドブレーカー幅 mm、エッジング材幅 mm)</p> <p>シーリング材の試験 ・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ・ 行わない</p> <p>材質 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (カラー) ・ 配管用鋼管 (白管) ・ ( )</p> <p>工法 ・ 図示 (図面番号: )</p>	材料	種類	材種	施工箇所	・ SR-1		シリコーン系		・ SR-2		シリコーン系		・ MS-2		変成シリコーン系		・ PS-2		ポリサルファイド系		・ PU-2		ポリウレタン系		7 とい (3.8.2)(表3.8.1)	8 アルミニウム製笠木 (3.9.2)(c)(表3.9.1)	<p>部材の種類 ・ 押し出し250形 ・ 押し出し300形 ・ 押し出し350形 ・ 板材折曲げ形 (本体幅 ( ) mm、板厚 ・ 2.0mm ・ ( ) )</p> <p>固定金具の間隔 ( mm) 固定方法 ・ ( )</p> <p>表面処理 ・ ( )</p> <p>工法 既存笠木等の撤去 ・ 図示 (図面番号: ) 下地補修の工法 ・ 図示 (図面番号: ) 板材折曲げ形の笠木の取付方法 ・ 図示 (図面番号: ) 笠木固定金具の工法 ・ 図示 (図面番号: ) 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応したか固定金具の間隔固定方法等は施工計画書として提出する。</p>	9 鋼製建具 (5.4.2)(5.4.3)(5.4.4)	<p>鋼製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセット (等級 ) ・ めっき付着量 JIS G 3302 ・ Z12 ・ F12 ・ ( ) JIS G 3317 ・ Y08 ・ ( )</p> <p>・ H&gt;2400又はW&gt;950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号: )</p>	10 鋼製軽量建具 (5.5.2)(5.5.5)(5.2.2)(b)(5.5.3)(5.5.4)(5.7.3)(a)(5.2.3)(a)	<p>鋼製軽量建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセット (等級 ) ・ H&gt;2400又はW&gt;950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号: )</p> <p>表面仕上げ ・ 塗装 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板 ( ・ HL ・ 鏡面)</p>	11 ステンレス製建具 (5.6.2)(5.4.2)	<p>ステンレス製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセット (等級 )</p> <p>材料 ・ SUS304 ・ ( )</p> <p>表面仕上げ ・ HL仕上げ ・ ( )</p> <p>曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ</p>	12 建具用金物 (5.7.2)	<p>金物の見え掛かり部等の材質等 ○ 改修標準仕様書(表5.7.1)による ・ 図示 (図面番号: )</p> <p>マスタートキー ・ 製作する ○ 製作しない 引渡用鍵箱 ・ 必要 ○ 不要</p>	13 自動ドア開閉装置 (5.8.2)	<p>開閉装置の性能値 ・ 図示 (図面番号: )</p>	(5.8.3)(表5.8.3)	センサの種類 ・ 図示 (図面番号: )	(5.8.3)(f)	凍結防止措置 ・ あり ・ なし	14 自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)	<p>自閉式上吊り引戸装置の性能値 ○ 改修標準仕様書(表5.9.1)による ・ ( )</p>	15 重量シャッター (5.10.2)	<p>種類 ・ 一般重量シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター</p> <p>耐風圧強度 ( Pa以上)</p> <p>開閉機能 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式</p> <p>一般重量シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない ・ めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ・ ( )</p>	(5.10.2)(c)(表5.10.1)	(5.10.2)(f)(5.10.3)	16 軽量シャッター (5.11.2)(表5.11.1)	<p>開閉形式 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 手動式</p> <p>耐風圧強度 ( Pa以上)</p> <p>スラットの材質及び形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 ・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・ ( ) JIS G 3322 ・ AZ90 ・ ( )</p>	17 オーバーヘッドドア (5.12.2)	<p>型式及び機構 セクション材料 ・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ</p> <p>耐風圧強度 ( Pa以上)</p> <p>開閉方式 ・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式</p> <p>収納形式 ・ スタンダー形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形</p> <p>ガイドレール ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板</p> <p>○ 図示 (図面番号: A-35 )</p>	18 板ガラス (5.13.2)(a)(5.13.4)	
	工法	種別	施工箇所																																																																				
	・ P1B	・ B-1 ・ B-2 ・ B-3																																																																					
	・ P1E																																																																						
・ P2E	・ E-1 ・ E-2																																																																						
材料	種類	材種	施工箇所																																																																				
・ SR-1		シリコーン系																																																																					
・ SR-2		シリコーン系																																																																					
・ MS-2		変成シリコーン系																																																																					
・ PS-2		ポリサルファイド系																																																																					
・ PU-2		ポリウレタン系																																																																					
2 改質アスファルトシート防水 (3.4.3)(表3.4.1)～(表3.4.3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ M4AS</td> <td>・ AS-T1 ・ AS-T2 ・ AS-J3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>改質アスファルトシート 種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ( )</p> <p>粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート 種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ( )</p> <p>断熱工法の断熱材 (M3AS1, M4AS1, P0AS1) 材質 ・ ( ) ・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号 ・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種2号 厚さ ・ ( )</p> <p>脱気装置 ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号: )、材質 ( ) ) ・ 設けない</p>	工法	種別	施工箇所	・ M4AS	・ AS-T1 ・ AS-T2 ・ AS-J3		(3.9.3)(b)	(3.9.2)(d)(表5.2.2)	<p>改質アスファルトシート 種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ( )</p> <p>断熱工法の断熱材 (M3AS1, M4AS1, P0AS1) 材質 ・ ( ) ・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号 ・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種2号 厚さ ・ ( )</p> <p>脱気装置 ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号: )、材質 ( ) ) ・ 設けない</p>	⑤ ① 改修工法 (5.1.3)	<p>○ かぶせ工法 ○ カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法</p> <p>・ 撤去工法 ・ はつり工法 ・ 引抜き工法</p>	2 防火戸 (5.1.4)	<p>・ 例示仕様 ・ 個別認定 (認定番号: ) ・ 自動閉鎖機構 ・ 図示 (図面番号: )</p>	3 見本の製作 (5.1.5)	・ 製作する ・ 製作しない	4 防犯建物部品 (5.1.7)	・ 図示 (図面番号: )	5 ブラインドボックス等 (5.1.6)(c)	・ 再使用する ・ 再使用しない	⑥ アルミニウム製建具 (5.2.2)(5.2.4)(表5.2.1)	<p>性能等級等 ・ A種 ・ B種 ○ C種</p> <p>・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセット (等級 ) ・ 結露水の処理方法 ・ 図示 (図面番号: )</p>	(5.2.2)	アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種類 ○ 外部に面する建具 ○ B-1 ・ B-2 ・ ( ) ・ 内部に面する建具 ・ C-1 ・ C-2 ・ ( )	7 網戸 (5.2.3)(e)	<p>・ 可動式 ・ 固定式</p> <p>防虫網の材質 ・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス (SUS316) 製</p> <p>網目 ・ 16メッシュ ・ 18メッシュ</p>	8 樹脂製建具 (5.3.2)～(5.3.5)(表5.3.1)～(表5.3.3)	<p>性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ガラス ・ 複層ガラス ・ ( ) 建具枠見込寸法 ・ 図示 (図面番号: ) 水切り ・ 図示 (図面番号: ) ぜん板 ・ 図示 (図面番号: ) 丁番 ・ 改修標準仕様書(表5.7.3)による ・ 図示 (図面番号: )</p>	3 合成高分子系ルーフィングシート防水 (3.5.3)(表3.5.1)(表3.5.2)(3.5.2)(b)(3.5.3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ S3S</td> <td>・ S-F1 (S1-F1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ S3S1</td> <td>・ S-F2 (S1-F2)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ルーフィングシート 種類 ・ 改修標準仕様書(表3.5.1)及び(表3.5.2)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.5.1)及び(表3.5.2)による ・ ( )</p> <p>断熱工法の断熱材 (P0S1, S4S1, S3S1, M4S1) 材質 ・ ( ) ・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号 ・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種2号 ・ A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板 ・ A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の密度及び熱伝導率の規格に適合するもの 厚さ ・ ( )</p> <p>絶縁用シート ・ 発泡ポリエチレンシート</p> <p>脱気装置 ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号: )、材質 ( ) ) ・ 設けない</p> <p>既存防水層下地がPCCコンクリート部材の場合 目地処理 ・ 図示 (図面番号: ) 増張り ・ 図示 (図面番号: )</p>	工法	種別	施工箇所	・ S3S	・ S-F1 (S1-F1)		・ S3S1	・ S-F2 (S1-F2)		4 塗膜防水 (3.6.3)(表3.6.1)(3.6.3)(a)(3.6.3)(b)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ P0X</td> <td>・ X-1 ・ X-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ L4X</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>脱気装置 ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号: )、材質 ( ) ) ・ 設けない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ P1Y</td> <td>・ Y-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ P2Y</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>保護層 ・ 図示 (図面番号: )</p>	工法	種別	施工箇所	・ P0X	・ X-1 ・ X-2		・ L4X			工法	種別	施工箇所	・ P1Y	・ Y-2		・ P2Y														
工法	種別	施工箇所																																																																					
・ M4AS	・ AS-T1 ・ AS-T2 ・ AS-J3																																																																						
工法	種別	施工箇所																																																																					
・ S3S	・ S-F1 (S1-F1)																																																																						
・ S3S1	・ S-F2 (S1-F2)																																																																						
工法	種別	施工箇所																																																																					
・ P0X	・ X-1 ・ X-2																																																																						
・ L4X																																																																							
工法	種別	施工箇所																																																																					
・ P1Y	・ Y-2																																																																						
・ P2Y																																																																							
4 塗膜防水 (3.6.3)(表3.6.1)(3.6.3)(a)(3.6.3)(b)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ P1Y</td> <td>・ Y-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ P2Y</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>保護層 ・ 図示 (図面番号: )</p>	工法	種別	施工箇所	・ P1Y	・ Y-2		・ P2Y					工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	 <b>合資会社 重企建築事務所</b> Jyuken Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治																																																						
工法	種別	施工箇所																																																																					
・ P1Y	・ Y-2																																																																						
・ P2Y																																																																							
				津市立修成小学校便所改修工事	改修特記仕様書(2)		A-02																																																																
					縮尺 / Scale 原図: A2 日付 / Date																																																																		

① 9	ガラス留め材 (5.13.2)(b)	○ シーリング ・ ガスケット ( )
20	ガラス清の寸法、形状等 (5.13.3)	・ 図示 (図面番号: ) ・ 改修標準仕様書 (表5.13.1) による
21	ガラスブロック積み (5.13.5)	ガラスブロック 表面形状、寸法、厚さ ・ 図示 (図面番号: ) 金属枠、補強材 ・ 図示 (図面番号: )  化粧カバー ・ 図示 (図面番号: ) 工法 ・ 図示 (図面番号: ) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。

⑥	内装改修工事	① 一般事項 (6.1.3)(b)	既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲 改修部分 改修範囲 ○ 天井 ○ 図示 (図面番号: ) ・ 壁 ・ 図示 (図面番号: ) ○ 床 ○ 図示 (図面番号: )
		(6.1.3)(c)	天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 ○ 図示 (図面番号: ) ・ ( )
		(6.1.3)(f)	天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ○ 図示 (図面番号: ) ・ ( )
		② 既存床撤去、下地補修 (6.2.2)(a)(1) (6.2.2)(a)(2) (6.2.2)(c)	既存床仕上げ材の除去等 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ○ 行う ・ 行わない  合成樹脂塗料床材の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法  改修後の床の清掃範囲 ○ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲 ・ ( )
		3 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)	既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法 ・ ( )
		4 木下地等 (6.5.1)(c) (表6.5.1) (6.5.2)(a)(1) (表6.5.2)	表面仕上げ ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種  木材の含水率 (工事現場搬入時、質量比) 部材名称 種別 下地材 ・ A種 ・ B種 造作材 ・ A種 ・ B種
		(6.5.2)(b)(1)	製材 「製材の日本農林規格」による製材 部位 樹種・寸法・形状 等級 含水率 下地用 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( ) ・ ( ) 針葉樹製材 造作用針葉樹製材 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( ) ・ ( ) 広葉樹製材 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( ) ・ ( )
		(6.5.2)(b)(2) (w) (表6.5.3)	「製材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、難燃処理及び含水率 ・ 図示 (図面番号: ) 造作材の材面の品質 ・ A種 ・ ( ) 樹種 部 位 樹 種 県 産 材 ・ ・ ・
		(6.5.2)(b)(2)(iv)	代用樹種の使用 ・ 禁止する ・ 禁止しない
		(6.5.2)(c)(i) (6.5.2)(b)(ii)	造作用集成材 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 部 位 樹 種 ・ 寸 法 見付け材面の等級 厚さ 造作用集成材 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( ) 化粧ばり造作用集成材 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( ) 化粧ばり構造用造作用集成材 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( )
		(6.5.2)(c)(ii)	「集成材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示 (図面番号: ) 含水率 ・ 15%以下 ・ ( )
		(6.5.2)(d)(i)	造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 部 位 厚 さ 表面の品質 防虫処理 造作用単板積層材 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( ) ・ ( )
		(6.5.2)(d)(ii)	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 厚さ、表面の品質、防虫処理 ・ 図示 (図面番号: ) 含水率 ・ 14%以下 ・ ( )
		(6.5.2)(e)	・ 床張り用合板等 部材名称 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ ・ ・ ・

(6.5.5)(a)	・ 防蟻、防蟻処理 適用部位 図示 (図面番号: ) 保存処理性能区分 ( ) 薬剤の塗布等の処理方法 ( ) ボード原料接着剤への防蟻・防蟻処理 ( )
(6.5.5)(b)	・ 防虫処理 ・ 図示 (図面番号: )
⑤ 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3)	野縁等の種類 ○ 屋内 ・ 19形 ○ (開口補強) ・ 屋外 ・ 25形 ・ ( )  形式及び寸法 ・ 屋外 ・ 図示 (図面番号: ) ・ 耐震天井 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ふところ≧1.5m ・ 改修標準仕様書 (6.6.4)(h) ・ 図示 (図面番号: ) ・ ふところ>3m ・ 図示 (図面番号: )
(6.6.4)	既存埋込みインサート ○ 使用する ・ 使用しない 既存埋込みインサート、あと施工アンカーの引き抜き試験 ・ 行う (図示 (図面番号: )) ○ 行わない 耐震天井 ・ 図示 (図面番号: )
(6.6.4)	スタッド、ランナー等の種類 ・ 図示 (図面番号: )
6 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3) (6.6.4)(a)(1)	材料 ・ ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】 種類の記号 色柄 厚さ 備考 FS 無地 2.5mm  ・ ビニル床タイル【JIS A 5705 (ビニル系床材)】 種類の記号 厚さ 備考 半硬質ビニル床タイル 2.0mm  ・ 帯電防止床シート又は床タイル 種類 性能 厚さ 備考 ・ ・ ・
⑦ ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り (6.8.2) (6.8.2)(a) (6.8.2)(b)	・ ビニル床シート又は床タイル 種類 性能 厚さ 備考 ・ ・ ・  ・ 視覚障害者用床タイル 種類 形状 備考 ビニル床タイル 300×300×7.0mm  ・ 耐動荷重性床シート 種類 性能 厚さ 備考 ・ ・ ・
(6.8.2)(c)(1)	○ 防音性床シート又は床タイル 種類 性能 厚さ 備考 スロープ 2.5mm  ・ ゴム床タイル 種類 厚さ 備考 ・ ・ ・
(6.8.2)(c)(3)	工法 下地 ・ モルタル下地 ・ 木下地 ・ その他 ( )
(6.8.2)(c)(4)	ビニル床シート張り 熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない
(6.8.2)(e)	・ 織じゅうたん 種類 バイルの形状 帯電性 品質の程度 ・ A種 ・ カットバイル ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ( ) ・ B種 ・ ループバイル ・ C種 ・ カット、ループ併用 ・ ( ) 品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)
(6.8.3)(a)	・ タフテッドカーペット バイルの形状 バイル長(mm) 帯電性 工法 品質の程度 ・ カットバイル ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ 全面接着工法 ・ ループバイル ・ グリッパ工法 ・ ( ) ・ カット、ループ併用 ・ ( )
(6.8.3)(c)	・ ニードルパンチカーペット 厚さ(mm) 帯電性 備考 ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ( )
(6.8.3)(d) (表6.9.2)	・ タイルカーペット 種類 バイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質の程度 ・ カットバイル ・ 500×500 ・ 6.5 ・ ループバイル ・ ( ) ・ ( ) ・ ( )

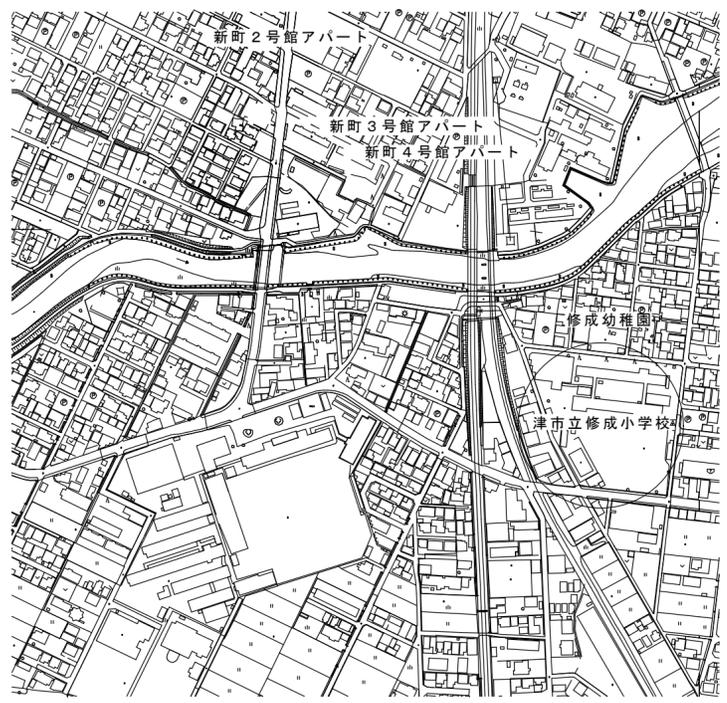
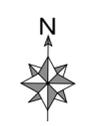
(6.9.3)(e) (6.9.3)(f)	下敷き材 ・ 第2種第2号、厚さ8mm ・ ( ) 見切り、押え金物 ・ 適用する (材質、種類及び形状 ・ 図示 (図面番号: ))
(6.9.4)(e)	敷き方 平場 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( ) 階段部分 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( )
⑨ 合成樹脂塗床 (6.10.3)(b)(1) (表6.10.4) (6.10.3)(b)(2) (表6.10.4)~ (表6.10.8)	○ 厚膜型塗床材 ・ 薄膜型塗床材  弾性ウレタン塗床の仕上げ種類、工程 ・ 平滑仕上げ ・ 防汚仕上げ ・ つや消し仕上げ  エポキシ樹脂塗床の仕上げ種類 ○ 薄膜流し展べ仕上げ (○ 平滑 ○ 防汚) ・ 厚膜流し展べ仕上げ (・ 平滑 ・ 防汚) ・ 樹脂モルタル仕上げ (・ 平滑 ・ 防汚) ・ 薄膜型塗床仕上げ (・ 平滑)
10 フローリング張り (6.11.6) (表6.11.6)	・ モルタル埋込み工法 フローリングブロック(単位:mm) 樹種 厚さ 寸法 備考 ・ なら ・ 15 ・ 303×303 ・ 辺材部分には、防虫処理を行う ・ ( ) ・ ( ) ・ ( ) ・ ( )
(6.11.4) (表6.11.2)	・ 釘留め工法 材料 種別 樹種 ・ フローリングボード (根太張用) ・ 複合フローリング (根太張用) ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ なら ( ) 防湿処理 ・ 図示 (図面番号: )
(6.11.5) (6.11.6) (表6.11.3) (表6.11.5) (表6.11.6)	・ 接着工法 材料種 樹種 厚さ 大きさ ・ フローリングボード (直張用) ・ フローリングブロック (直張用) ・ 複合1種フローリング (直張用) ・ A種 ・ なら ・ 複合2種フローリング (直張用) ・ B種 ・ ( ) ・ 複合3種フローリング (直張用) ・ C種 ・ モザイクパーケット (直張用) ・ ( ) ・ ( ) ・ ( ) 緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示 (図面番号: )
(6.11.7)(2)	塗装 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り (1液形、B種) ・ オイルステイン塗りのうすワックス塗り ・ 生地のままワックス塗り ・ ( )
11 畳敷き (6.12.2) (表6.12.1)	種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種
⑩ セッコウボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2) (表6.13.1)	材種 種別 厚さ(mm) ・ セッコウボード 壁 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃) 天井 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃) ・ 化粧セッコウボード ・ トラバーチン模様 ・ 9.5(準不燃) ・ 木目模様 ・ 9.5(準不燃) ・ ロックウール化粧吸音板 ・ 普通 ・ 9 ○ けい酸カルシウム板 ○ タイプII 0.8FK ○ 6
(6.13.2)(h)	遮音シール材 ・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド
(6.13.3)(e)(3)	合板類の張付け ・ A種 ・ B種
(6.13.3)(g)(1) (表6.13.5)	セッコウボードの目地工法 ・ 継目処理 ・ 突付け ・ 目透し
13 壁紙張り (6.14.2)	施工箇所 品質 防火性能 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 不燃 ・ 準不燃
14 モルタル塗り (6.15.3) (6.15.6) (6.11.6)	既製目地材 ・ 使用する (形状: ) 床の目地 ・ 図示 (図面番号: ) 緩衝材 ・ 図示 (図面番号: )
⑪ タイル張り (6.16.2) (6.16.3)	伸縮調整目地 位置 ・ 図示 (図面番号: )
(6.16.3)(b)(1)	タイルの種類 施工箇所 形状寸法 工法 用途による区分 すべり抵抗性 区分 役物 標準・特注色 耐凍害性有無 昇降口 100角 圧着貼 内外装床 ○ I類(磁器) II類(せつ器) III類(陶器) 無 無 便所 100角 接着貼 内装壁 ○ 無 無
(6.16.3)(b)(1)	試験張り ・ 行う ○ 行わない 見本焼き ・ 行う ○ 行わない
(6.15.5)	コンクリート素地面の目荒らし工法 ・ 行う

7 塗装 改修 工事	16 セルフレベ リング材塗り (6.17.2) (6.17.3)	・ せっこう系 ・ セメント系 塗厚 ( ) mm
	17 断熱材 (9.5.2)	断熱材打込み工法 種類 ・ A種 ・ B種
	(9.5.3)	断熱材現場発泡工法 (吹付硬質ウレタンフォーム)
	1 材料 (7.1.3) (b)	○ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・ 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所: )
	2 下地調整 (7.2.1~7.2.7) (表7.2.1)~ (表7.2.7)	既存塗膜の除去範囲 (塗り替えてR B種の場合) ・ 図示 (図面番号: )
	3 錆止め塗料塗り (7.3.2) (表7.3.1) (7.3.3) (表7.3.3)~ (表7.3.4)	錆止め塗料種類 ・ 鉄鋼面 屋外 A種 屋内 ・ A種 ・ B種 ・ 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 錆止め塗料塗り種類 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種
	4 合成樹脂調合ベ イント塗り (SOP) (7.4.2) (7.4.3~7.4.5) (表7.4.1)~ (表7.4.3)	塗料種類 ・ 1種 ・ ( ) 種類 下地 ・ 木部 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種
	5 クリヤラッカー 塗り (GL) (7.5.2) (表7.5.1)	種類 木部 ・ A種 ・ B種
	6 フタル酸樹脂エ ナメル塗り (FE) (7.6.2)~(7.6.3)	種類 下地 ・ 木部 ・ 改修標準仕様書 (表7.6.1参照) ・ 鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面 ・ 改修標準仕様書 (表7.6.2参照)
	7 アクリル樹脂系 非水分散形塗料 (NAD) (7.7.2) (表7.7.1)	種類 ・ A種 ・ B種
8 耐候性塗料塗り (DP) (7.8.2)~ (7.8.4) (表7.8.1)~ (表7.8.3)	上塗り等級 ・ 1級 (フッ素系) ・ 2級 (シリコン系) ・ 3級 (ポリウレタン系)	
9 つや有合成樹脂 エマルジョンペ イント塗り (EP-G) (7.9.2)~(7.9.5) (表7.9.1)~ (表7.9.4)	種類 下地 コンクリート、モルタル、 プラスタ、せっこうボード、 その他ボード面 木部 (屋内) ・ A種 ・ B種 ・ C種 鉄鋼面 (屋内) ・ A種 ・ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 (屋内) ・ A種 ・ B種 ・ C種	
10 合成樹脂エマ ルジョンペイン ト塗り (EP) (7.10.2) (表7.10.1)	種類 ・ A種 ○ B種 ・ C種 しみ止め ・ ( )	
11 合成樹脂エマ ルジョン模様塗 料塗り (EP-T) (7.11.2) (表7.11.1)	種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種	

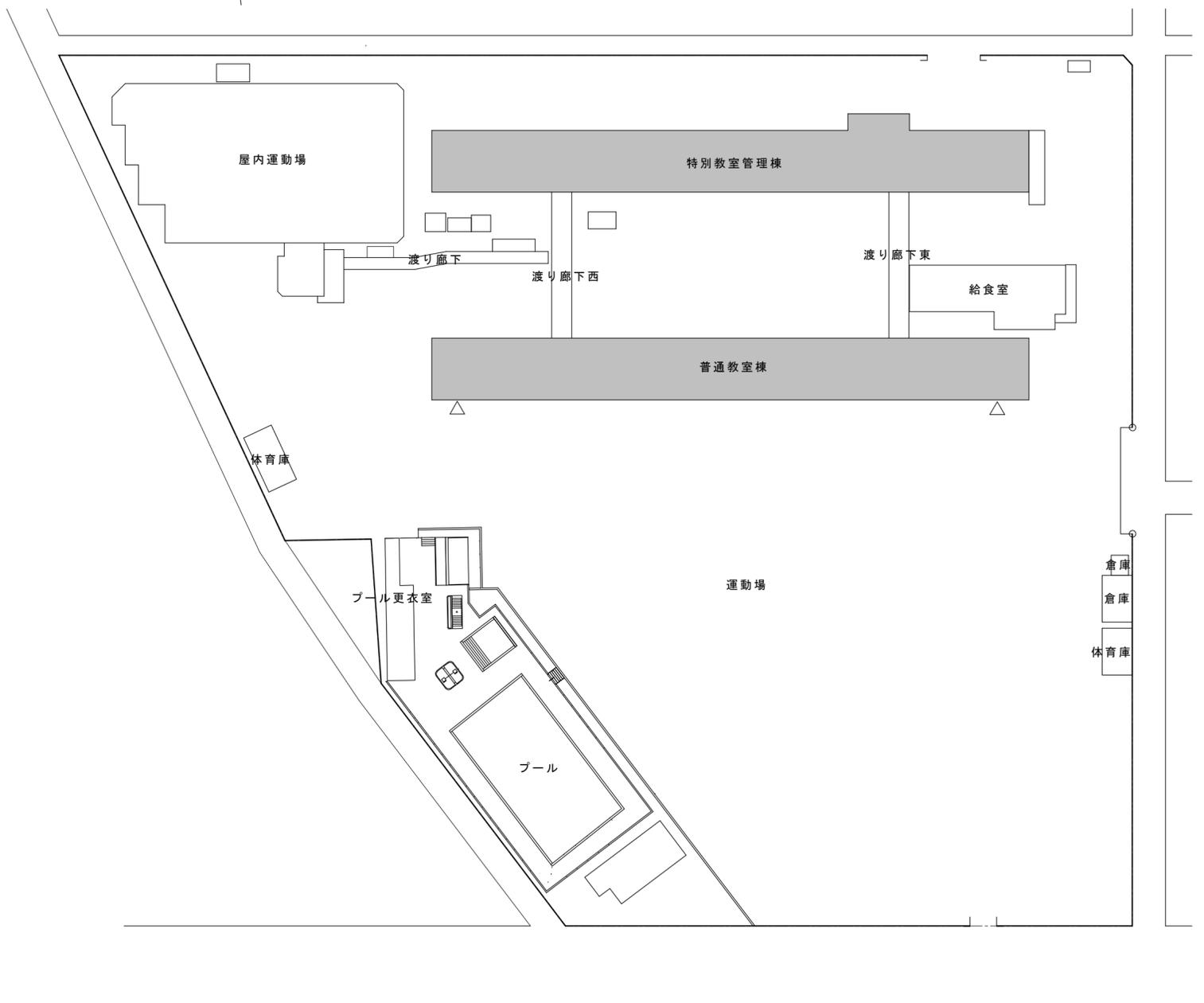
8 耐震 改修 工事 撤去 工事	12 ウレタン樹脂 ワニス塗り (UC) (7.12.2) (表7.12.1)	種別 ・ A種 ・ B種
	13 ラッカーエナ メル塗り (LE) (7.13.2) (表7.13.1)	種別 ・ A種 ・ B種
	14 オイルステイ ン塗り (OS) (7.14.2)	・ 改修標準仕様書 (表7.14.1参照)
	15 木造保護塗料 塗り (WP) (7.15.2) (表7.15.1)	種別 ・ A種 ・ B種
	1 既存部分の撤去 等 (8.19.2)	撤去の範囲 ○ 図示 ・ 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分 ・ 既存コンクリート撤去範囲に面する部分 ( ) 既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置 本工事の範囲 ・ 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分 ・ 設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。 ( ) 撤去範囲 ・ 図示 (図面番号: )
	2 既存構造体の撤去 (8.19.2) (8.20.2) (8.21.2) (8.22.2)	既存構造体の撤去 撤去範囲 ○ 図示 はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断 鉄筋の切断 範囲 適用 ・ 既存鉄筋は切断せず残す ・ 図示 (図面番号: ) ・ 全ての撤去部分 ・ ( ) ・ 適用なし ・ コンクリートの撤去範囲の周囲 より一定長さを残し切断する ・ 図示 (図面番号: ) ・ 全ての撤去部分 ・ ( ) ・ 適用なし ○ コンクリート撤去範囲の鉄筋は 切断せず残す範囲を除く撤去する既 存鉄筋コンクリートの範囲 ・ ( ) はつりだした鉄筋の処置 ・ 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。 ( ) はつりだした鉄骨の処置 ・ コンクリート等を除去し鉄面を表す。 ( ) 既存構造体コンクリート面の表層目荒らし 目荒らし範囲 ・ 既存コンクリートとの打継ぎ面全面 ・ 既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面 ・ 図示 (図面番号: ) 目荒らし程度 ・ 平均深さ5~10mmで最大深さ15mm程度の凹凸を100mm間隔程度で施す ・ 図示 (図面番号: )
	(既存部分の処理) 3 既存構造体コン クリートの表層 目荒らし (8.19.3) (8.20.3) (8.21.3)	既存構造体コンクリート面の表層目荒らし 目荒らし範囲 ・ 既存コンクリートとの打継ぎ面全面 ・ 既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面 ・ 図示 (図面番号: ) 目荒らし程度 ・ 平均深さ5~10mmで最大深さ15mm程度の凹凸を100mm間隔程度で施す ・ 図示 (図面番号: )
	1 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)	材料 改修標準仕様書 (表8.2.1)による 種類 径 (mm) ○ SD295A D10 ・ SD345 ・ SD390 ・ ( )
	2 溶接金網 (8.2.2)	網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法 鉄線の径 (mm)
	3 加工 (8.3.2)	90°未満の折曲げの内法直径 ・ 図示 (図面番号: )
4 鉄筋の継手及び 定着 (8.3.4)	径 部位 重ね継手 ・ D16以下 ガス圧接 ・ D19以上 主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ・ 改修標準仕様書 (表8.3.4) (c) (1)による ・ 図示 (図面番号: ) 継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示 (図面番号: ) 先組み工法等 ・ 柱・梁主筋の継手を同一箇所に設ける 鉄筋の定着長さ ・ 改修標準仕様書 (表8.3.4)による ・ 図示 (図面番号: ) 帯筋組立の形 ・ 図示 (図面番号: )	

8 の 4 耐震 改修 工事 コン クリ ート 工事	5 鉄筋のかぶり厚 さ及び間隔 (8.3.5)	軽量コンクリートで土に接する部分 ・ 無し ・ 有り 適用箇所 ( ) 最小かぶり厚さ ( ) mm 耐久性上不利な部分 (塩害を受けるおそれのある部分等) ・ 無し ・ 有り 適用箇所 ( ) 最小かぶり厚さ ( ) mm 各部配筋 ・ 図示 (図面番号: ) ガス圧接 (8.3.8) 圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない
	(現場打ち鉄筋コン クリート壁の増設工事 及び壁の増設工事と び鉄骨ブレースの設 置工事等) 8 割裂補強筋 (8.19.6) (8.20.7)	割裂補強筋の適用 種類 材料 材種 径 本数・ピッチ 適用箇所 ・ スパイラル筋 ・ 鉄筋コンクリート用 ・ R235 ・ 6Φ スパイラルの径 (mm) ・ ( ) ・ 9Φ ( ) スパイラルのピッチ (mm) ・ 図示 (図面番号: ) ・ はしご筋 ・ 鉄筋コンクリート用 ・ 295A ・ ( ) ・ ( ) 10 ( ) 壁内方向筋 ( ) 壁面外方向筋 ( )
	9 鉄筋の機械式継 手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)	機械式継手 種類 ( ) 工法 ( ) 修正方法 ( ) 品質の確認方法 ( ) 鉄筋相互のあき ( ) mm 溶接継手 工法 ( ) 修正方法 ( ) 品質の確認方法 ( ) 鉄筋相互のあき ( ) mm
	(コンクリート工事一 般事項) 1 コンクリートの 種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4)	コンクリートの種別 ・ I種 ・ II種 普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F <sub>c</sub> [N/mm <sup>2</sup> ] 適用範囲 気乾単位 容積質量 スランプ ○ 21 ・ 2.3t/m <sup>3</sup> 程度 ( )
	(8.9.1) (8.9.2) (表8.9.1)	軽量コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F <sub>c</sub> [N/mm <sup>2</sup> ] 種別 適用範囲 気乾単位 容積質量 所要気乾単位 容積質量 スランプ ・ 21 ・ 1種 ・ 2種 ( )
	2 構造体コンクリ ートの仕上り (8.1.4) (8.2.6)	常時土あるいは水に直接接する部分に ・ 用いる ・ 用いない 合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種類 ・ A種 ○ B種 ・ C種
	(コンクリート) 3 コンクリートの 材料 (8.2.5) (表8.2.3)	セメントの種類 ○ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・ ( ) ・ 高炉セメントB種又はフライアッシュセメントB種 適用箇所 ( ) 骨材 アルカリシリカ反応性による区分 ・ AL (コンクリート中のアルカリ総量を規制) ・ A (安全と認められる骨材を使用) なお、ALで規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工着手前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信 頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が生コン工場のストックヤード から試料を採取して試験を行うこと。 ・ 特殊な骨材の使用 ・ フェロニッケルスラグ細骨材 ・ 鋼スラグ細骨材 ・ 電気炉酸化スラグ骨材 ・ 再生骨材H
	4 混和材料 (8.2.5)	・ 混和剤 混和剤の種類 ・ 改修標準仕様書 (表8.2.5) (d) (1)による ・ 図示 (図面番号: ) ・ 混和材 混和材の種類 ・ 改修標準仕様書 (表8.2.5) (d) (2)による ・ 図示 (図面番号: )
	5 調合管理強度 (8.2.5) (8.8.3) (8.10.2)	構造体強度補正値 (S) ・ 3N/mm <sup>2</sup> ○ 6N/mm <sup>2</sup> ・ ( )
	6 型枠 (8.2.7) (8.7.8)	材料 ○ 複合合板 (厚さ ○ 12mm ( ) ) 打増し厚さ ・ 図示 (図面番号: ) スリーブ ・ 改修標準仕様書 (表8.2.7) (f) (2) (i)による ・ 改修標準仕様書 (表8.2.7) (f) (2) (ii)による ・ 材種 ( ) 規格 ( )

・	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	 合資会社 重企建築事務所 Yuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
・	津市立修成小学校便所改修工事	改修特記仕様書 (4)		A-04	
・		縮尺 / Scale 原図 : A2 日付 / Date			
・					



付近見取図



配置図 S=1/600

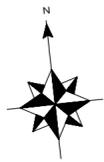
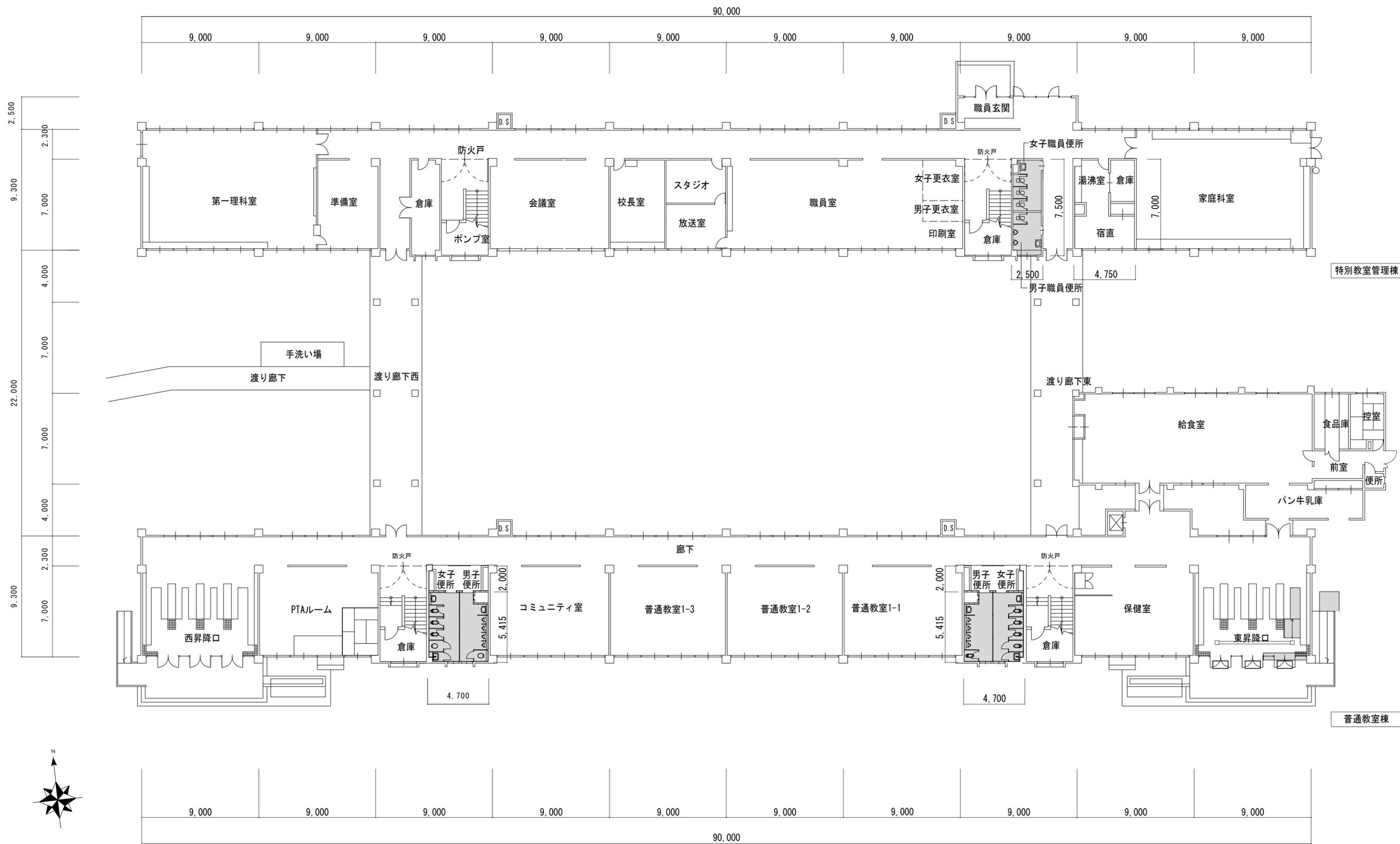
■ : 改修対象建物

	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	<b>合資会社 重企建築事務所</b> Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	付近見取図、配置図 縮尺 / Scale 原図 : A2 日付 / Date 1/600			

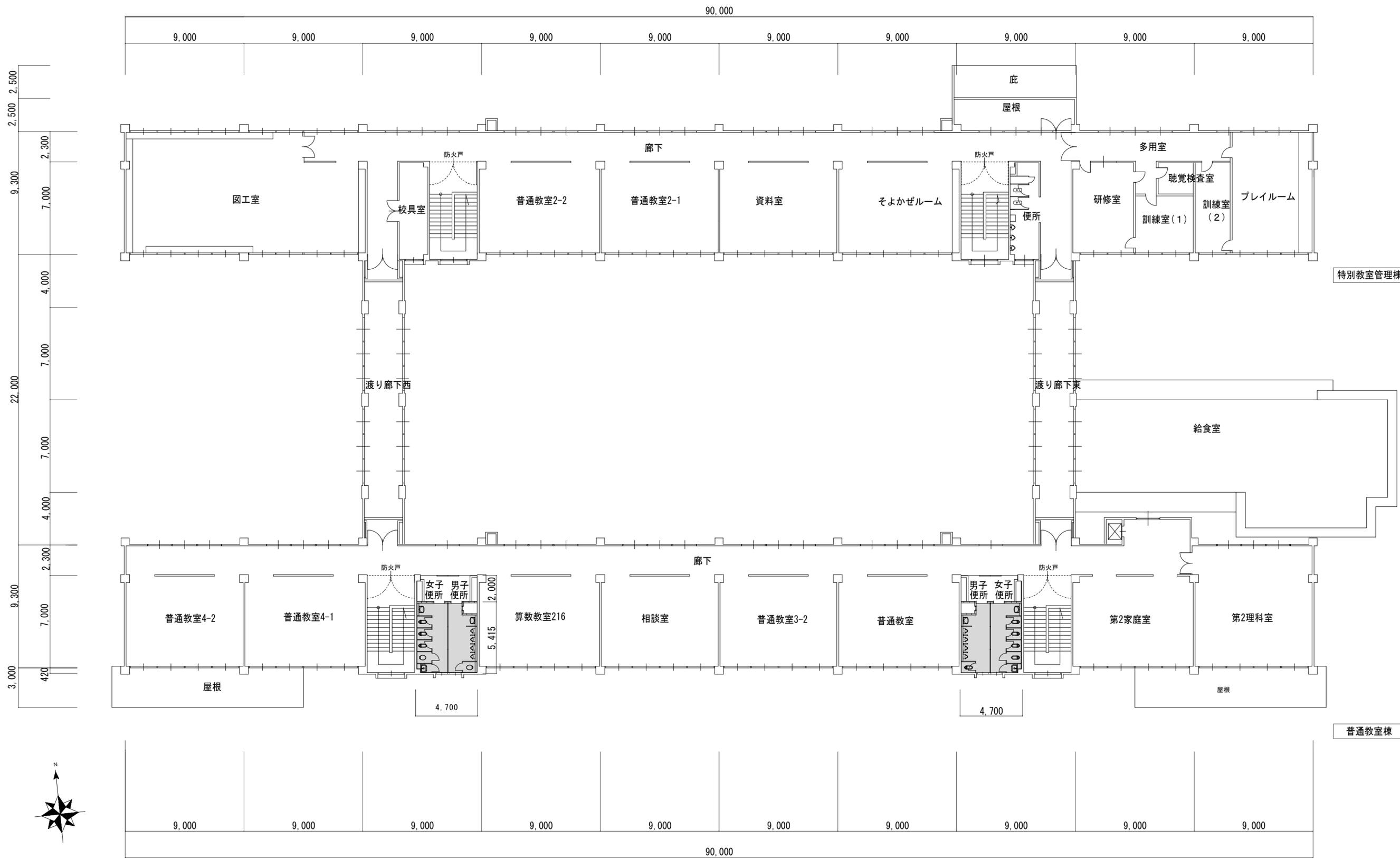
□ 仕上表		普通特別教室棟						
階	室名	部位	改修前		撤去	改修後	天井高	備考
			仕上	天井高				
1	昇降口	床	塩ビ系タイル貼 磁器100角タイル			一部100角タイル撤去復旧		
		巾木	モルタル金コテ VP 人造石研出し			既存のまま		
		壁	モルタル金コテ VP			既存のまま		
		天井	LGS下地 化粧石膏ボード貼 t=9.5	2,620		既存のまま	2,620	
		備考				両開きサッシを引き分け戸に改修		
1~3	男子便所	床	磁器質50角タイル貼			既設床の上、カチオン系下地調整材(2mm)の上 エポキシ系塗床仕上げ(1mm)		和便器撤去後閉塞
		巾木				既存のまま		
		壁	100角陶器質タイル			既存のまま		
		天井	LGS下地 ケイカル板 t=6.0 VP塗装	2,600	一部ケイカル板撤去(下地残置)	一部ケイカル板(t=6)張替の上EP塗装 LGS下地既設のまま	2,600	
		備考						1階西便所のみ一部大型トイレブースに改修 1階西便所のみスロープ新設
1~3	女子便所	床	磁器質50角タイル貼			既設床の上、カチオン系下地調整材(2mm)の上 エポキシ系塗床仕上げ(1mm)		和便器撤去後閉塞
		巾木				既存のまま		
		壁	100角陶器質タイル			既存のまま		
		天井	LGS下地 ケイカル板 t=6.0 VP塗装	2,600	一部ケイカル板撤去(下地残置)	一部ケイカル板(t=6)張替の上EP塗装 LGS下地既設のまま	2,600	
		備考						1階西便所のみ一部大型トイレブースに改修 1階西便所のみスロープ新設
1	職員男子便所	床	磁器質50角タイル貼			既設床の上、カチオン系下地調整材(2mm)の上 エポキシ系塗床仕上げ(1mm)		和便器撤去後閉塞
		巾木				既存のまま		
		壁	100角陶器質タイル			既存のまま		
		天井	LGS下地 ケイカル板 t=6.0 VP塗装	2,550		既存のまま	2,550	
		備考	ステンレス框 トイレブース					
1	職員女子便所	床	磁器質50角タイル貼			既設床の上、カチオン系下地調整材(2mm)の上 エポキシ系塗床仕上げ(1mm)		和便器撤去後閉塞
		巾木				既存のまま		
		壁	100角陶器質タイル			一部100角タイル撤去復旧		
		天井	LGS下地 ケイカル板 t=6.0 VP塗装	2,550		既存のまま	2,550	
		備考	ステンレス框 トイレブース					

. . .		. . .		. . .		. . .		. . .	
		工事名/Title		図面種別/Drawing		Check		No.	
		津市立修成小学校便所改修工事		仕上表				A-06	
				縮尺/Scale 原図:A2 日付/Date					
								 合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治	

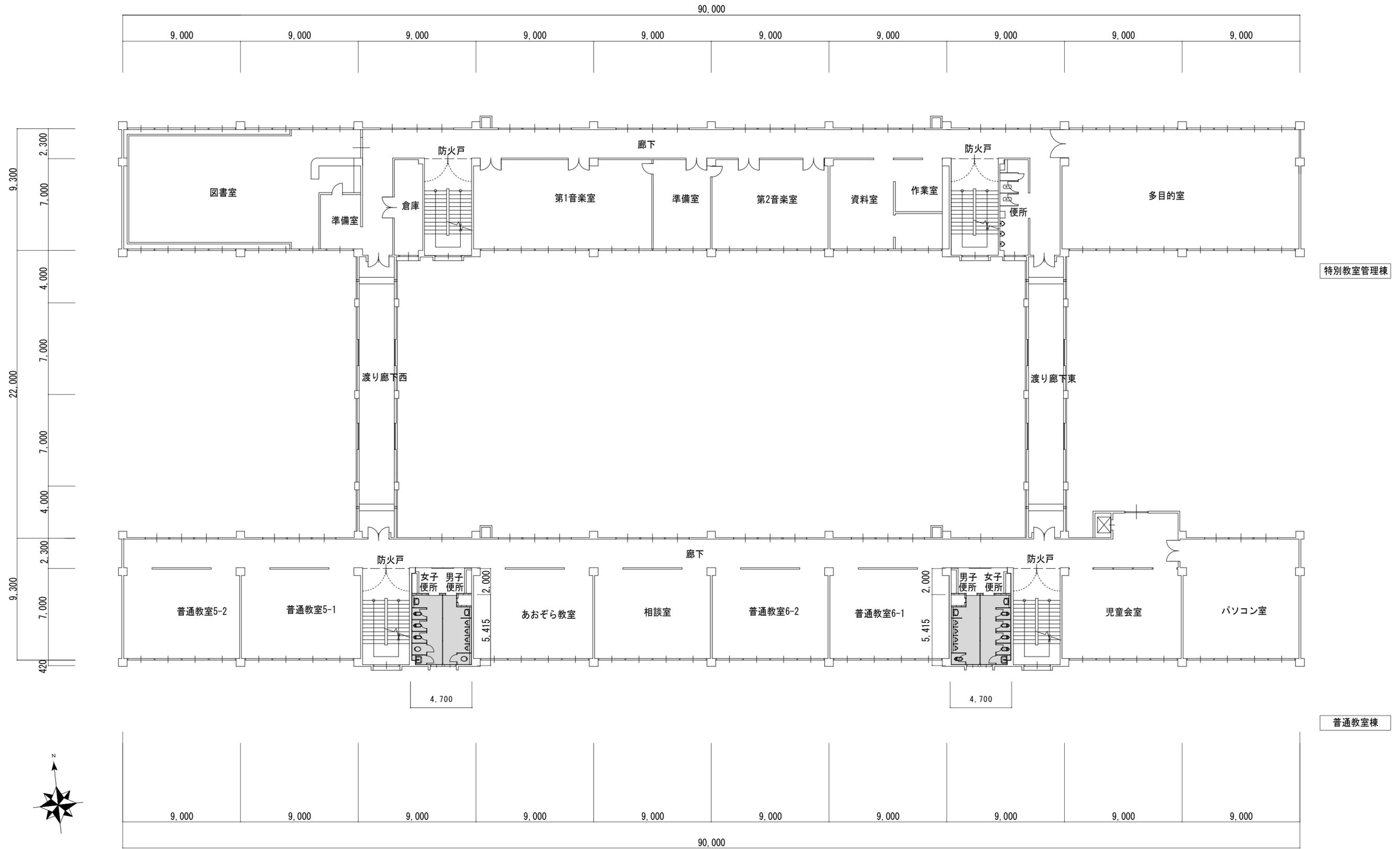


. . .	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	普通教室・特別教室・管理棟 1階平面図 (改修前)		A-07	
. . .		縮尺 / Scale 原図 : A2 日付 / Date			
. . .		1/200			

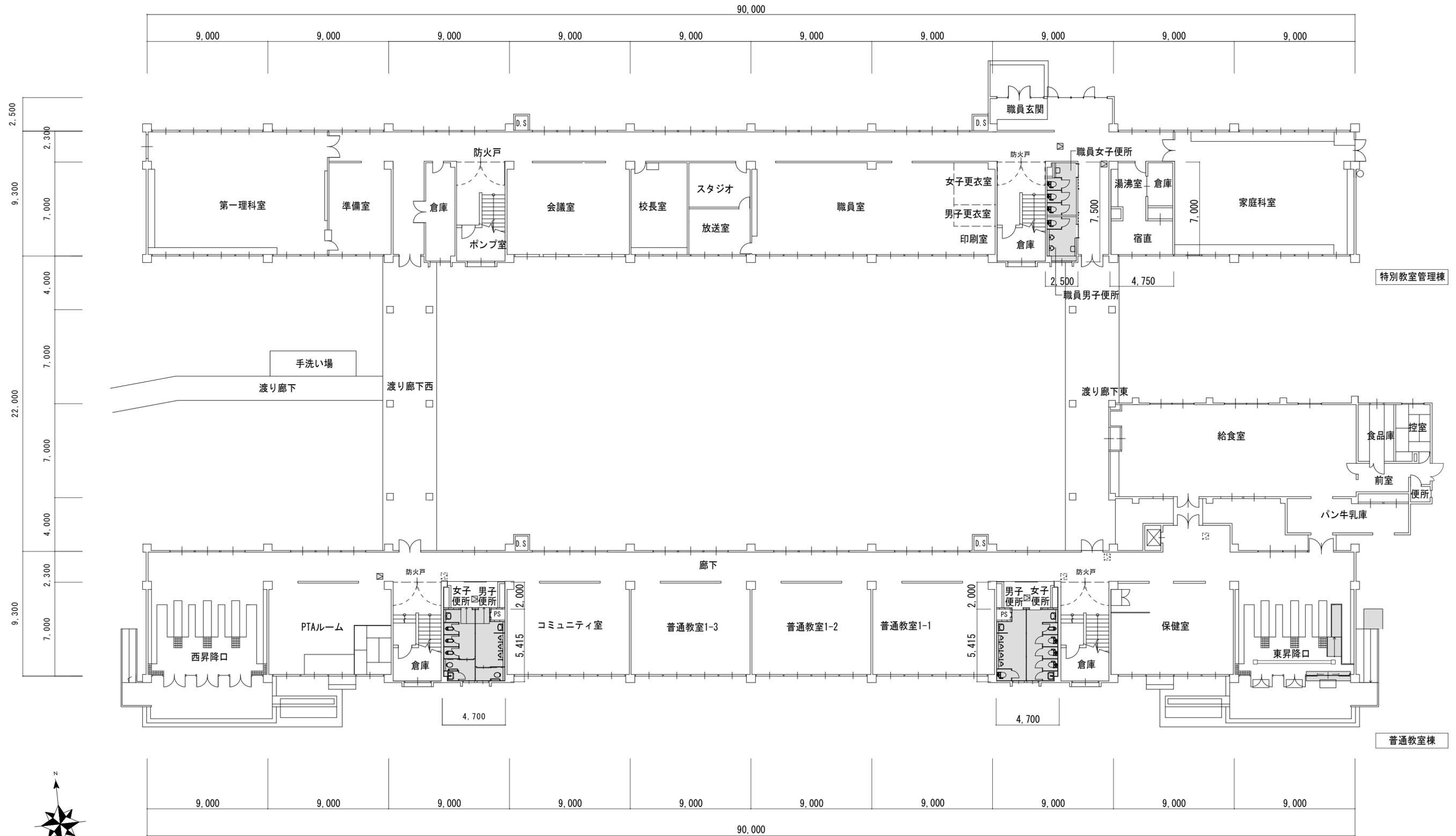


■ : 改修範囲

. . .	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	普通教室・特別教室・管理棟 2階平面図 (改修前)			
. . .		縮尺 / Scale	日付 / Date	A-08	
. . .		1/200 原図 : A2			

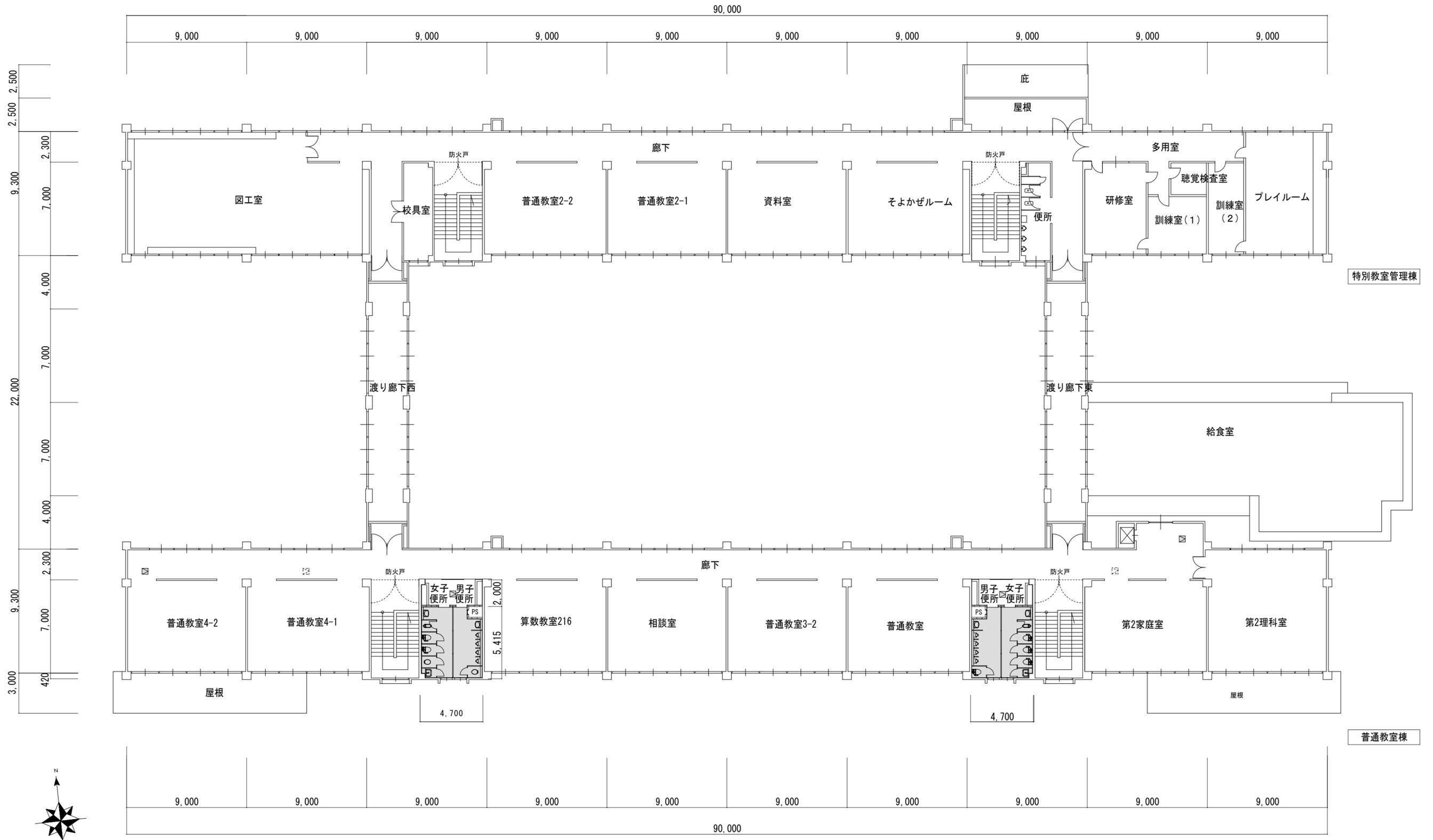


. . .	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	普通教室・特別教室・管理棟 3階平面図 (改修前)			



- : 改修範囲
- : 既設天井点検口 (450×450)
- : 新設天井点検口 (450×450)
- LGS下地既設のまま

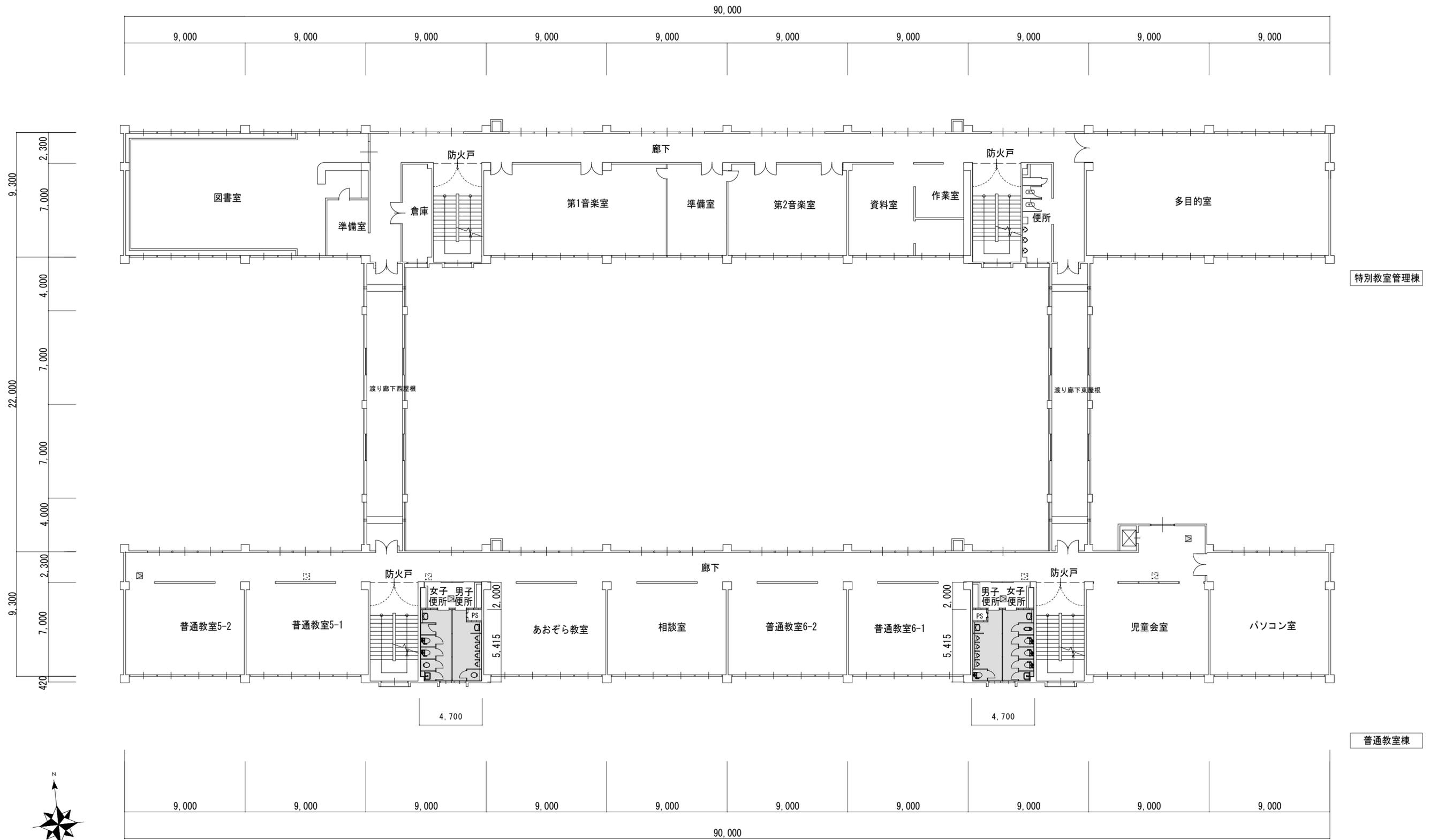
	工事名 / Title <p style="text-align: center;"><b>津市立修成小学校便所改修工事</b></p>	図面種別 / Drawing 普通教室・特別教室・管理棟 1階平面図 (改修後)	Check	No. A-10	<b>合資会社 重企建築事務所</b> Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
		縮尺 / Scale 1/200	原図 : A2	日付 / Date	



: 改修範囲
  : 既設天井点検口 (450×450)
  : 新設天井点検口 (450×450)

LGS下地既設のまま

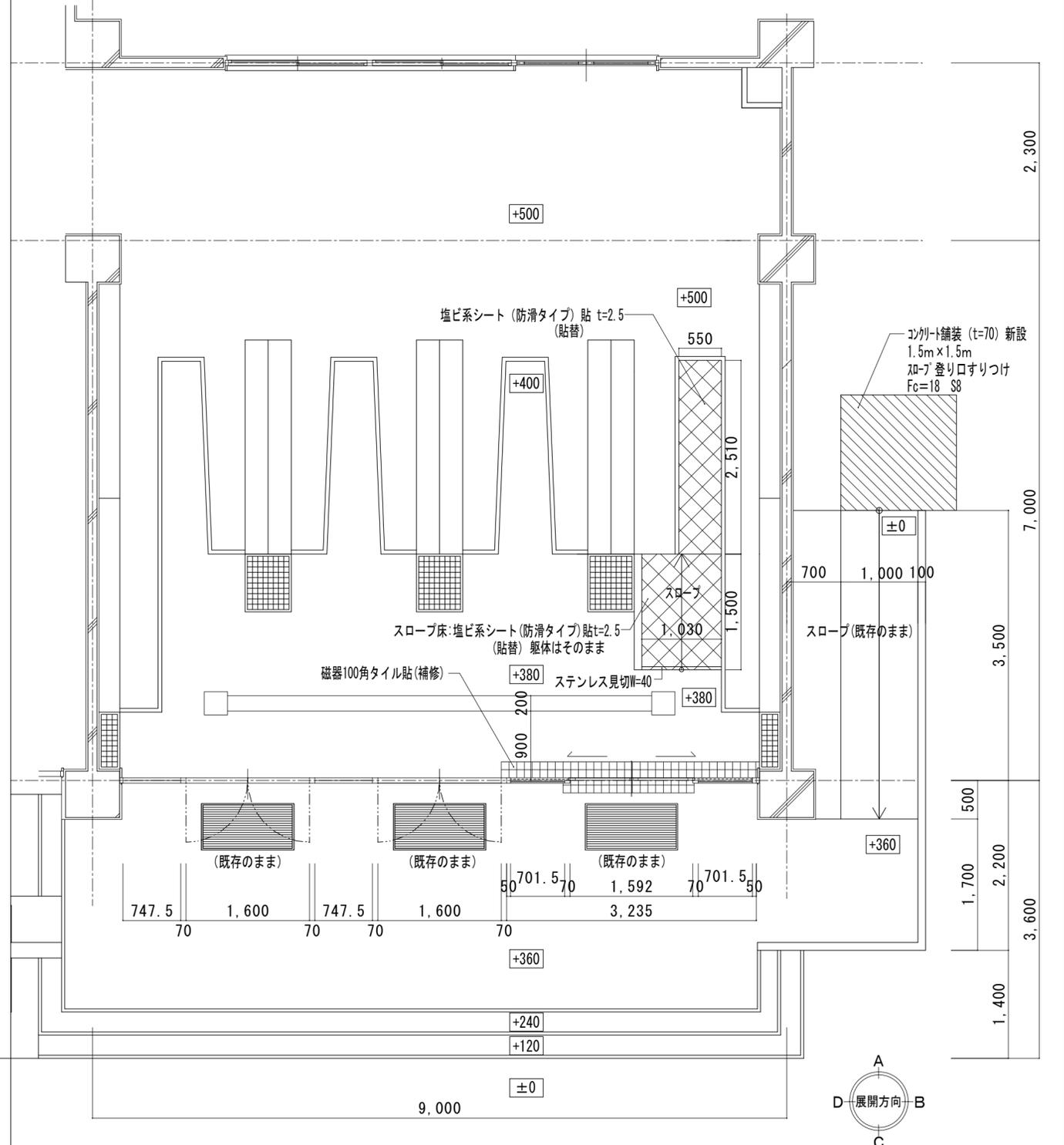
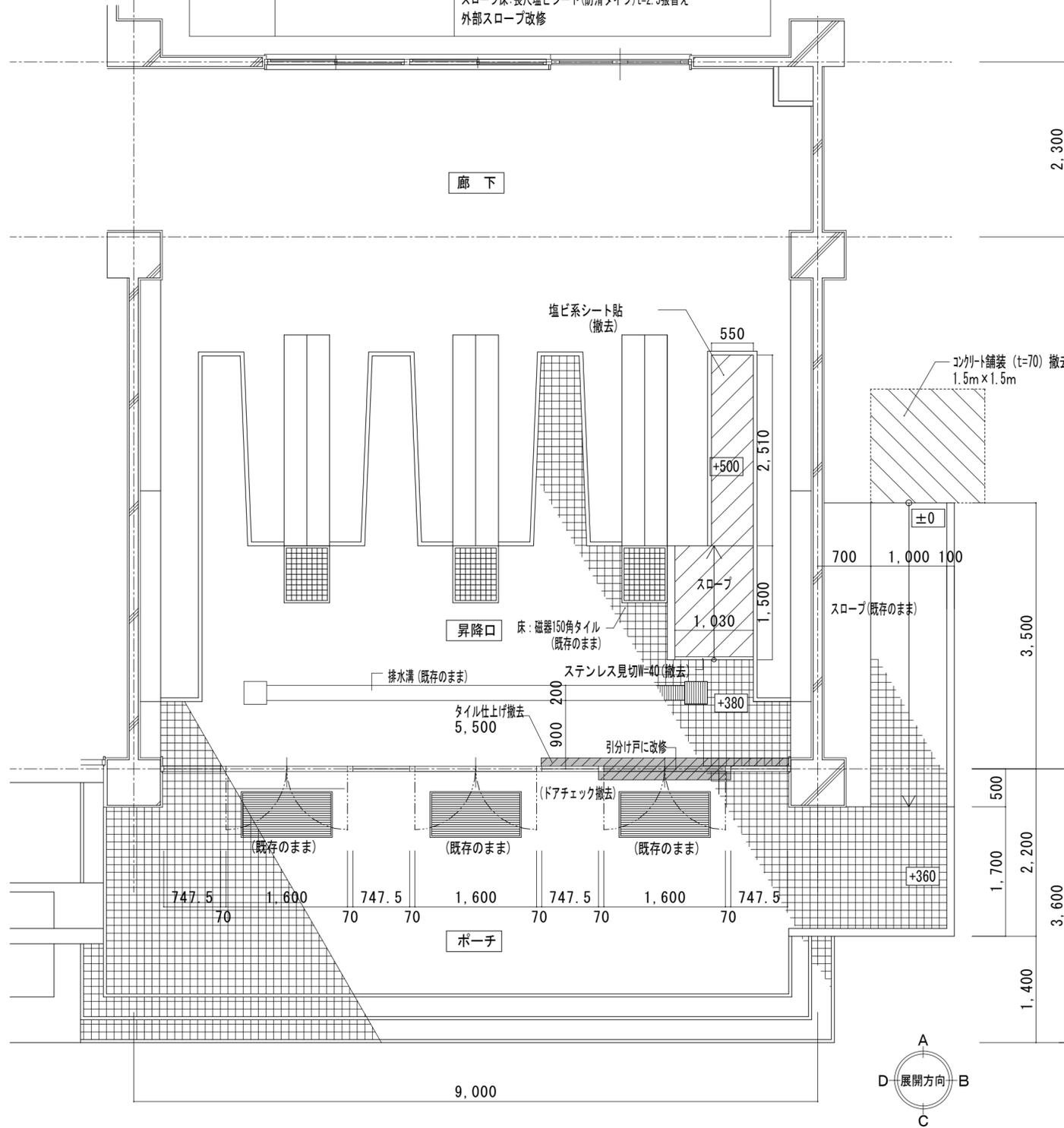
	工事名/Title <p style="text-align: center;"><b>津市立修成小学校便所改修工事</b></p>	図面種別/Drawing 普通教室・特別教室・管理棟 2階平面図 (改修後)	Check	No. A-11	<b>合資会社 重企建築事務所</b> Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
		縮尺/Scale 原図:A2 日付/Date 1/200			



: 改修範囲  
 : 既設天井点検口 (450×450)  
 : 新設天井点検口 (450×450)  
 LGS下地既設のまま

	工事名/Title <p style="text-align: center;"><b>津市立修成小学校便所改修工事</b></p>	図面種別/Drawing 普通教室・特別教室・管理棟 3階平面図 (改修後) 縮尺/Scale 原図: A2 日付/Date 1/200	Check	No. A-12	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
--	---	---	-------	-------------	---

既設	仕上げ	改修後仕上
天井	LGS下地 化粧石膏ボード貼 t=9.5	既設のまま
壁	モルタル金コテ VP	既設のまま
巾木	モルタル金コテ VP	既設のまま
床	昇降口: 磁器100角タイル 廊下: 塩ビ系タイル貼	一部100角タイル撤去復旧
備考		両開き戸を引き分け戸に改修(1箇所) スロープ床: 長尺塩ビシート(防滑タイプ)t=2.5張替え 外部スロープ改修



工事名/Title

津市立修成小学校便所改修工事

図面種別/Drawing

普通教棟 東昇降口 平面詳細図 (改修前、改修後)

縮尺/Scale  
1/50

原図: A2 日付/Date

Check

No.

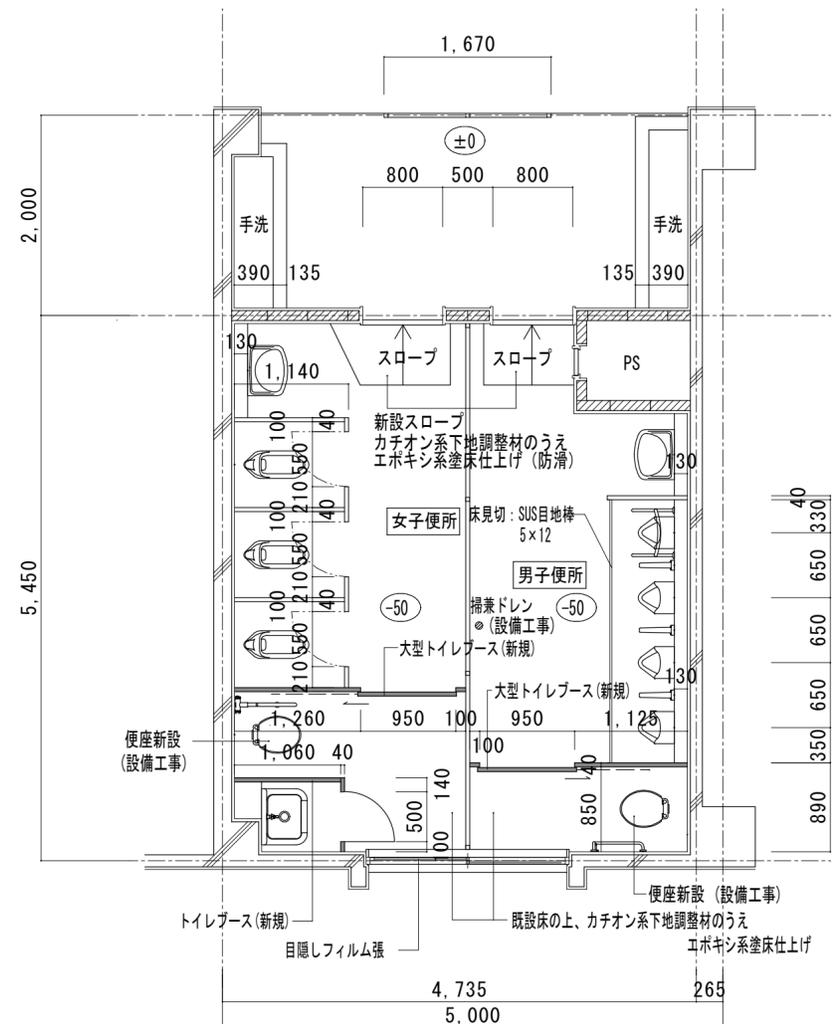
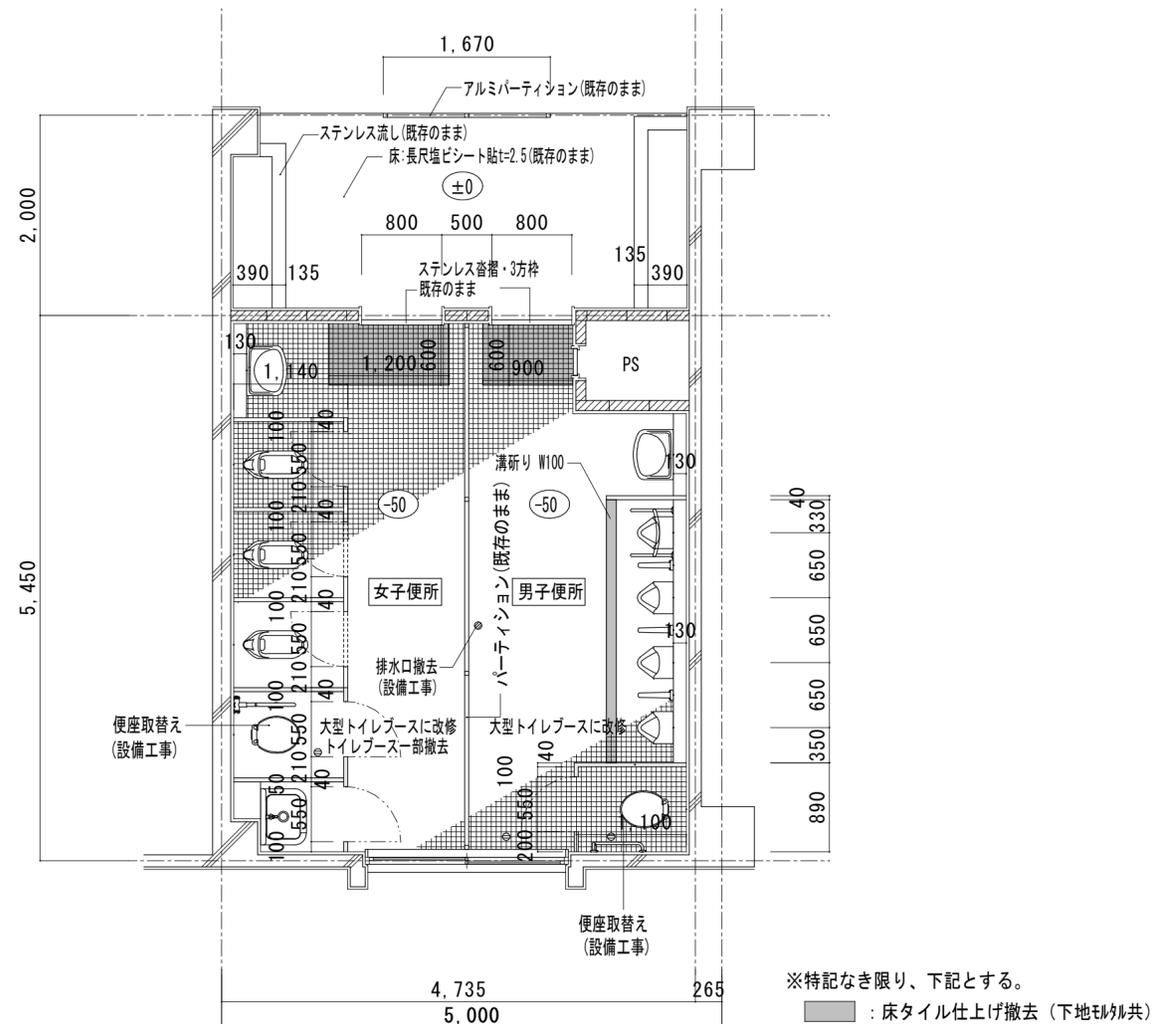
A-13

合資会社 重企建築事務所

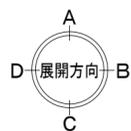
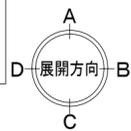
Jyuki Architectural Design Office

一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号

一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治



既設 仕上げ	改修後 仕上げ
天井	LGS下地 ケイカル板 t=6 VP塗装
壁	100角陶器質タイル
巾木	既設のまま
床	磁器質50角タイル貼
備考	既設床の上、カチオン系下地調整材 (2mm) のうえエポキシ系塗床仕上げ (1mm) (小便器前色分け) 新設20-7面の上、カチオン系下地調整材 (2mm) のうえエポキシ系塗床仕上げ (1.5mm) (防滑タイプ) 男子・女子便所: 大型ブースへ改修 便座取替え: (男子) 1ヶ所 (女子) 1ヶ所

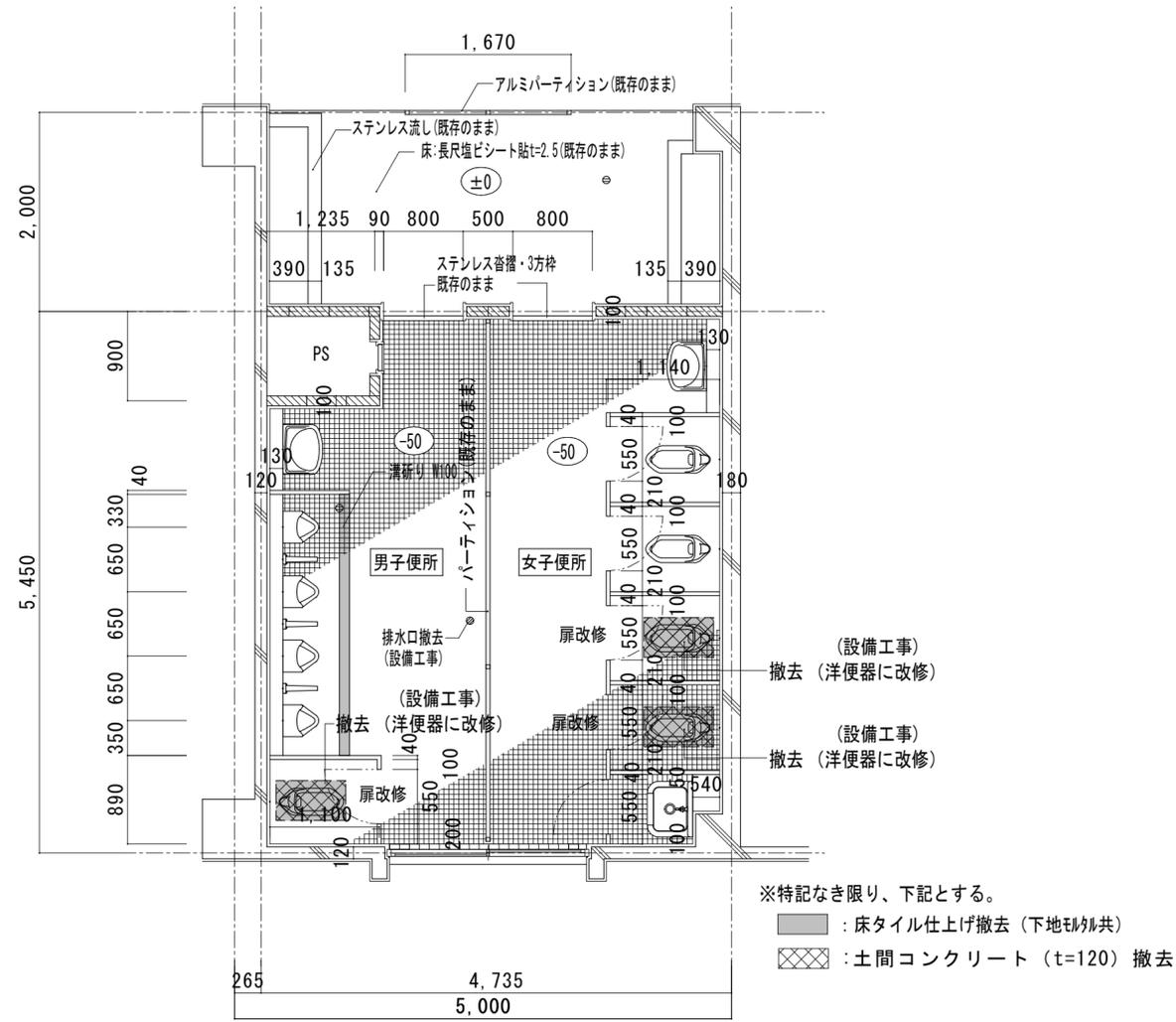


工事名/Title  
津市立修成小学校便所改修工事

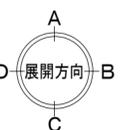
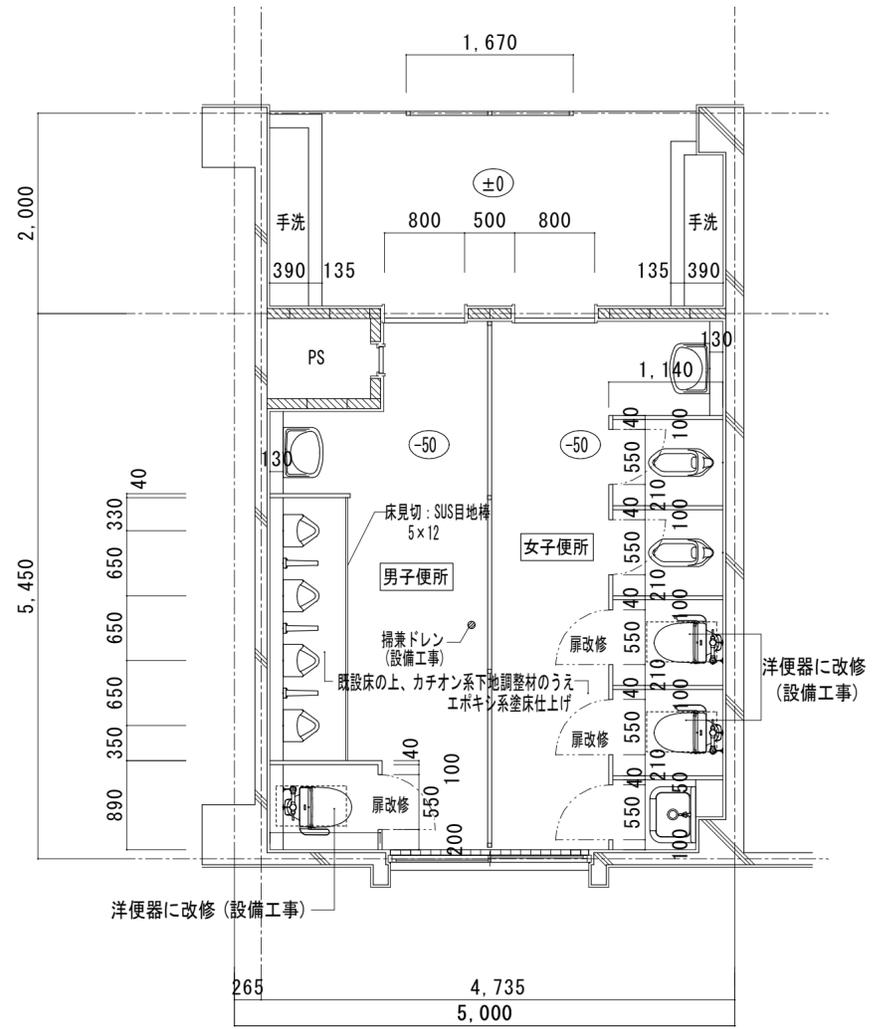
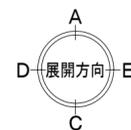
図面種別/Drawing  
普通教室棟 1階西便所 平面詳細図 (改修前、改修後)  
縮尺/Scale 原図: A2 日付/Date  
1/50

Check No.  
A-14

合資会社 重企建築事務所  
Jyuki Architectural Design Office  
一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号  
一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治



既設 仕上げ	改修後 仕上げ
天井	LGS下地 ケイカル板 t=6.0 VP塗装
壁	100角陶器質タイル
巾木	既設のまま
床	磁器質50角タイル貼 既設床の上、カチオン系下地調整材 (2mm) のうえエポキシ系塗床仕上げ (1mm) (小便器前色分け)
備考	トイレブース扉改修: (男子) 1ヶ所 (女子) 2ヶ所 和便器を洋便器に変更: (男子) 1ヶ所 (女子) 2ヶ所



工事名 / Title

津市立修成小学校便所改修工事

図面種別 / Drawing

普通教室棟 1階東便所 平面詳細図 (改修前、改修後)

Check

No.

A-15

縮尺 / Scale  
1/50

原図 : A2

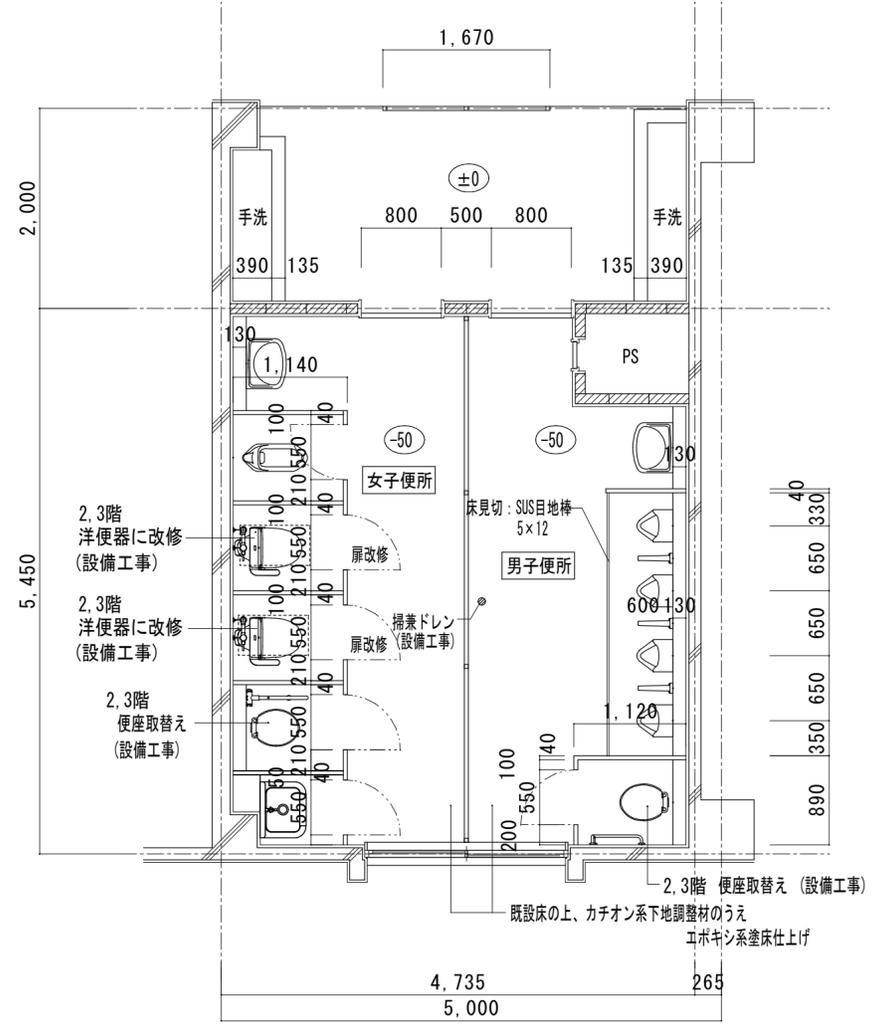
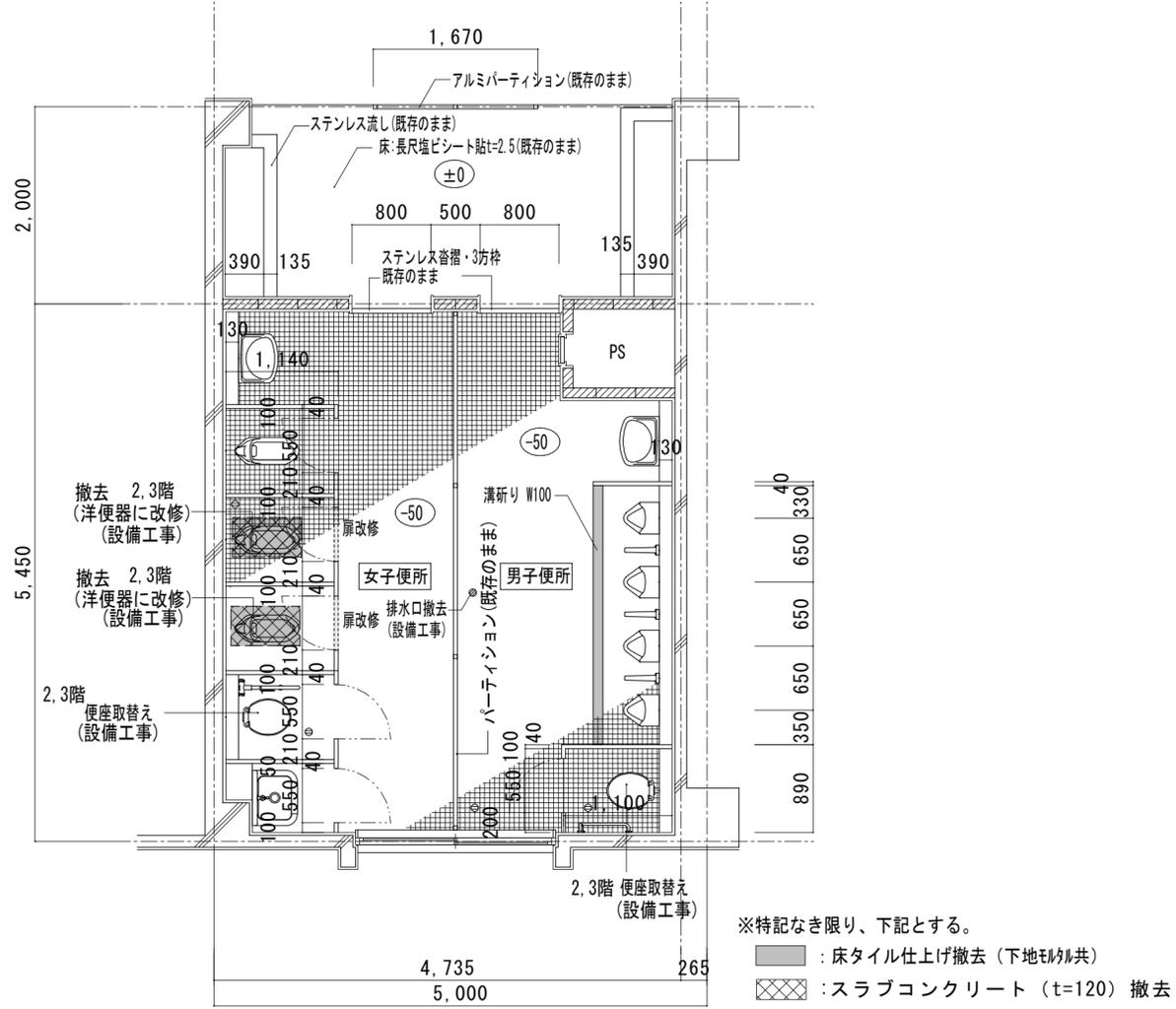
日付 / Date

資資会社 重企建築事務所

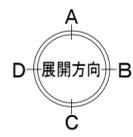
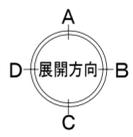
Jyuki Architectural Design Office

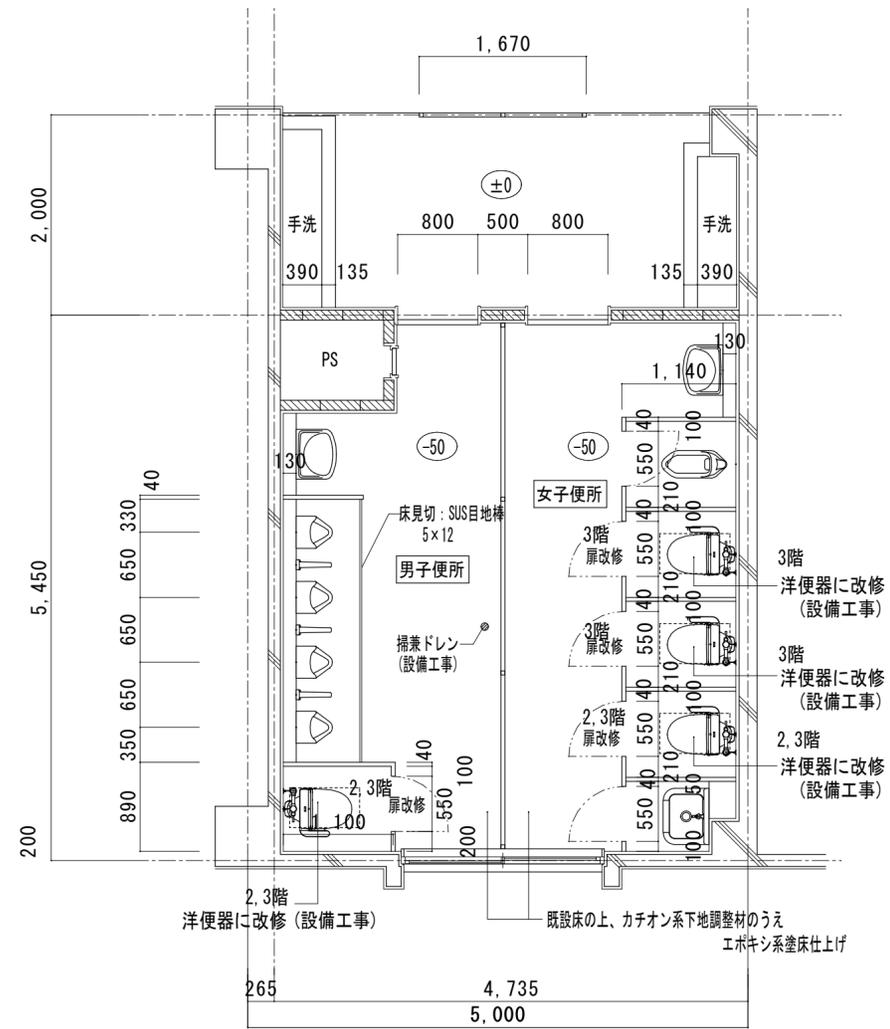
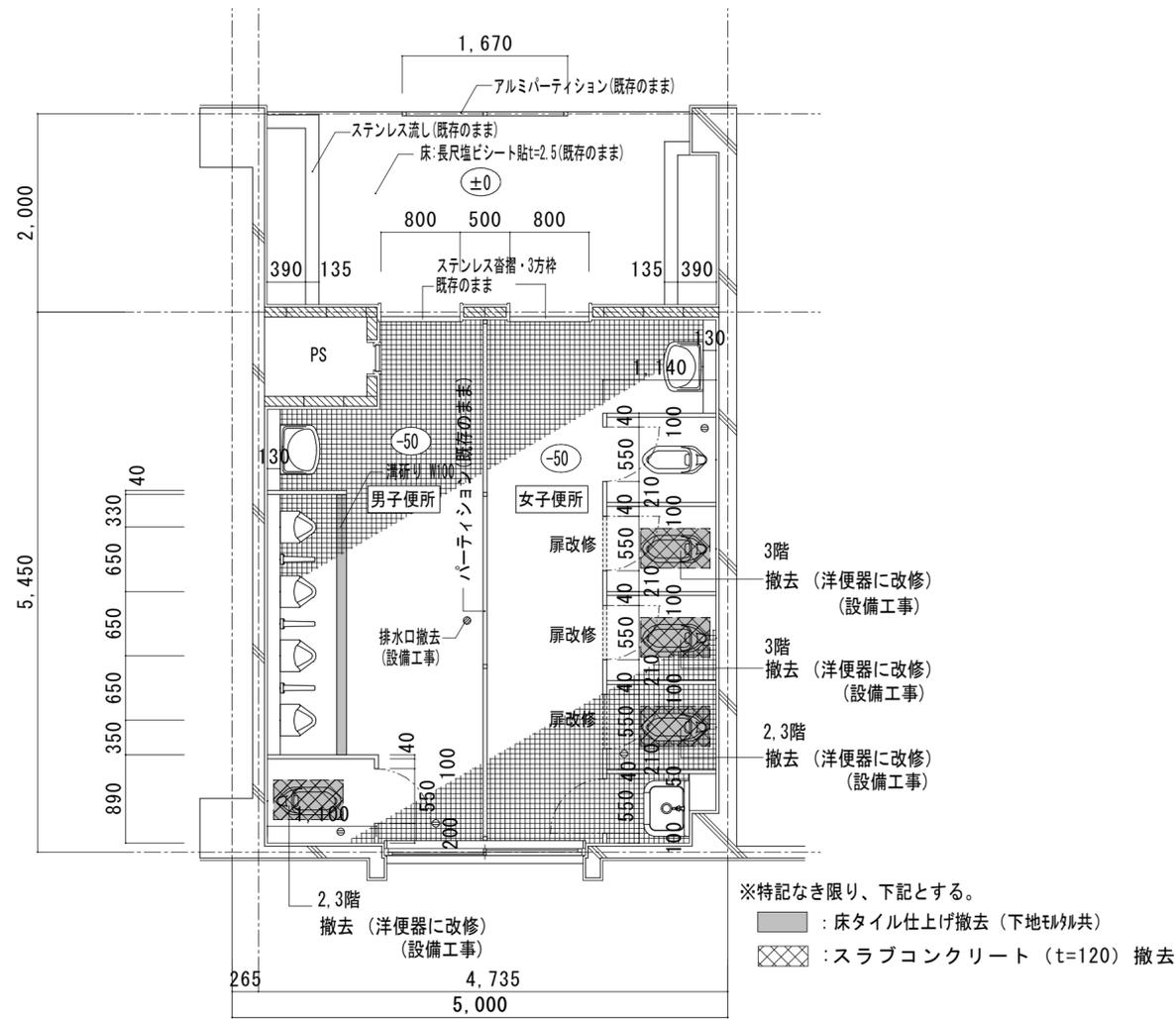
一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号

一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治

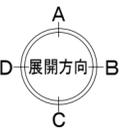
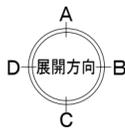


既設 仕上げ	改修後 仕上げ
天井 LGS下地 ケイカル板 t=6.0 VP塗装	一部ケイカル板 (t=6) 張替の上EP塗装 (2階のみ)
壁 100角陶器質タイル	既設のまま
巾木	既設のまま
床 磁器質50角タイル貼	既設床の上、カチオン系下地調整材 (2mm) のうえエポキシ系塗床仕上げ (1mm) (小便器前色分け)
備考	トイレブース扉改修: (女子)2階-2ヶ所 3階-2ヶ所 和便器を洋便器に変更: (女子)2階-2ヶ所 3階-2ヶ所 便座取替え: (男子)1ヶ所 (女子)1ヶ所





既設 仕上げ	改修後 仕上げ
天井 LGS下地 ケイカル板 t=6.0 VP塗装	一部ケイカル板 (t=6) 張替の上EP塗装 (2階のみ)
壁 100角陶器質タイル	既設のまま
巾木	既設のまま
床 磁器質50角タイル貼	既設床の上、カチオン系下地調整材 (2mm) のうえエポキシ系塗床仕上げ (1mm) (小便器前色分け)
備考	トイレブース扉改修: (男子)2階-1ヶ所、3階-1ヶ所 (女子)2階-1ヶ所、3階-3ヶ所 和便器を洋便器に変更: (男子)2階-1ヶ所 3階-1ヶ所 (女子)2階-1ヶ所 3階-3ヶ所



工事名 / Title

津市立修成小学校便所改修工事

図面種別 / Drawing

普通教室棟 2~3階東便所 平面詳細図 (改修前、改修後)

Check

No.

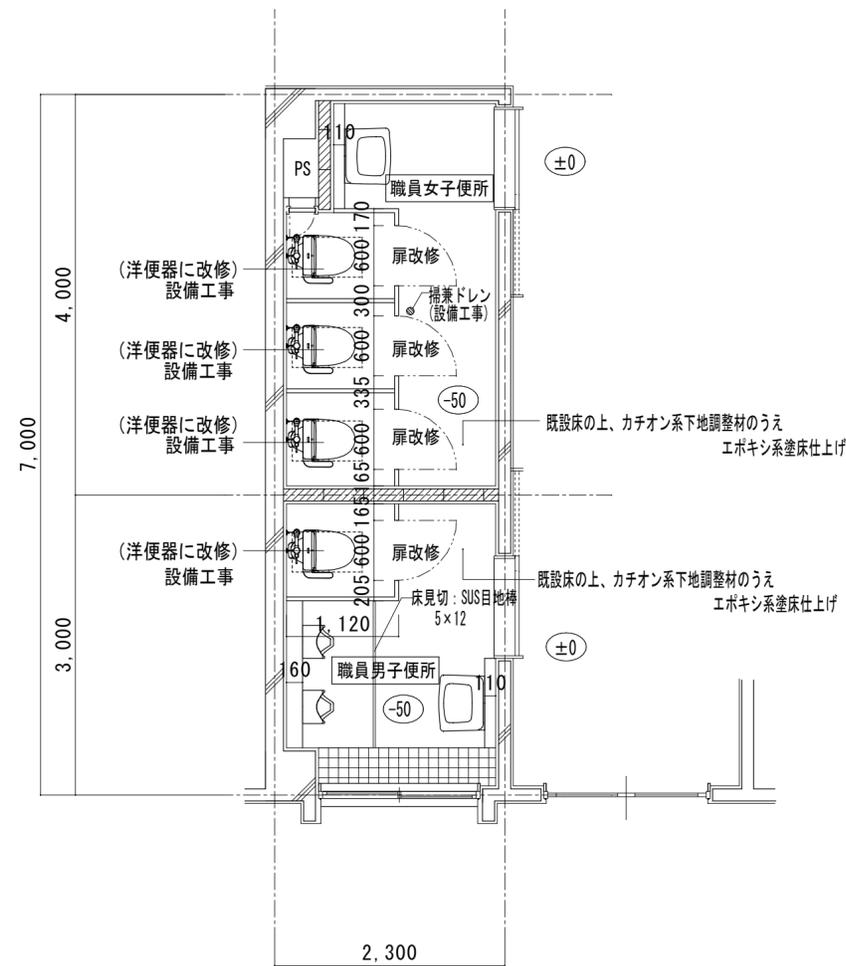
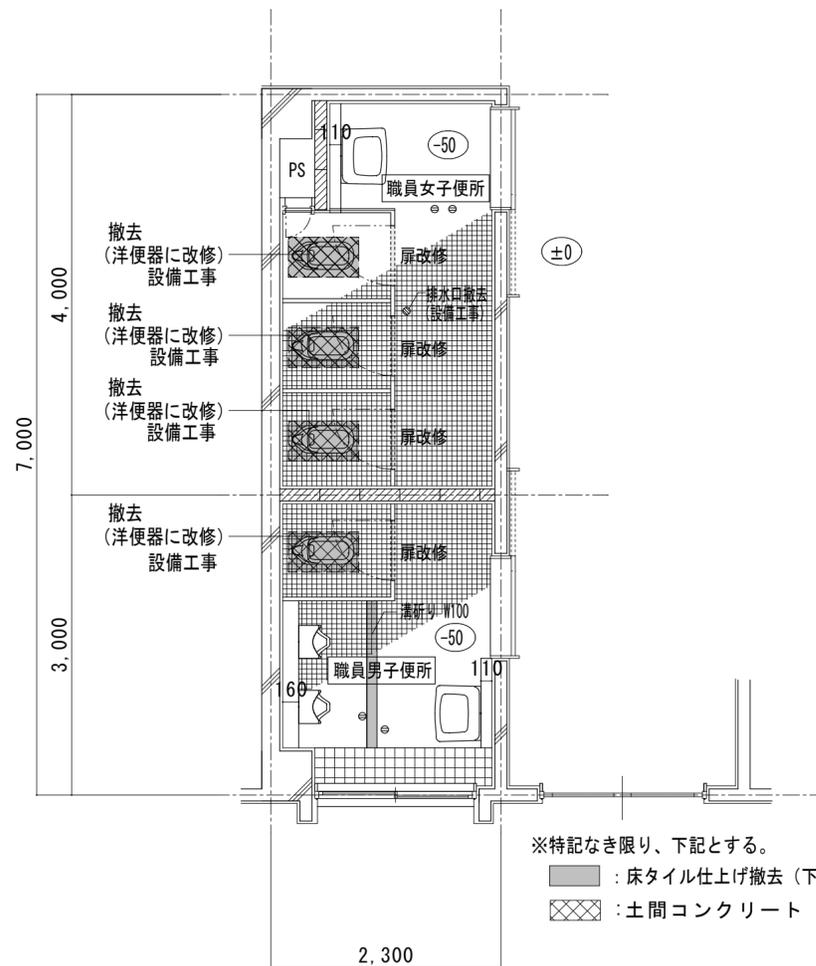
A-17

縮尺 / Scale  
1/50

原図 : A2

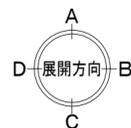
日付 / Date

合資会社 重企建築事務所  
 Jyuki Architectural Design Office  
 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号  
 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治



※特記なき限り、下記とする。  
 ■ : 床タイル仕上げ撤去 (下地も共)  
 ⊗ : 土間コンクリート (t=120) 撤去

既設 仕上げ	改修後 仕上げ
天井	LGS下地 ケイカル板 t=6.0 VP塗装
壁	100角陶器質タイル
巾木	
床	磁器質50角タイル貼
備考	既設床の上、カチオン系下地調整材 (2mm) のうえエポキシ系塗床仕上げ (1mm) (小便器前色分け) トイレブース扉改修: (男子) 1ヶ所 (女子) 3ヶ所 和便器を洋便器に変更: (男子) 1ヶ所 (女子) 3ヶ所 和便器撤去に伴う土間撤去



工事名 / Title

津市立修成小学校便所改修工事

図面種別 / Drawing

特別教室管理棟 1階職員便所 平面詳細図 (改修前、改修後)

縮尺 / Scale  
1/50

原図: A2

日付 / Date

Check

No.

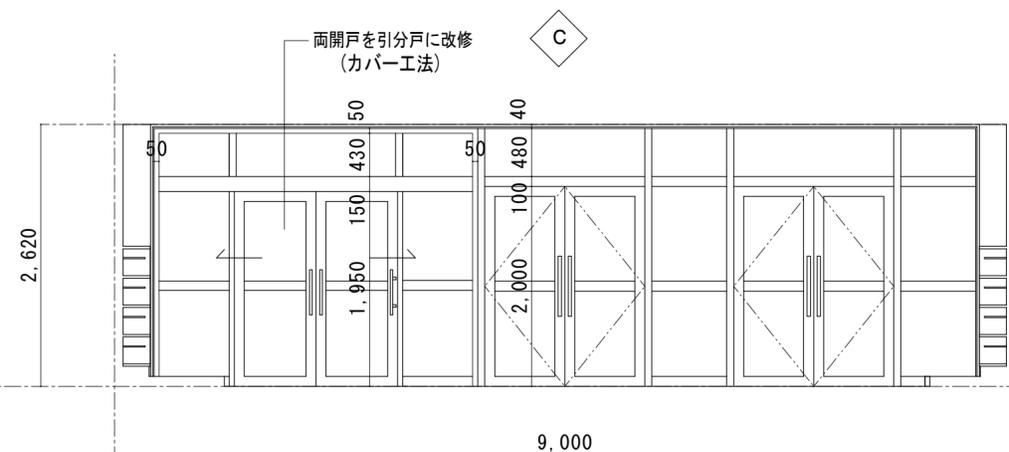
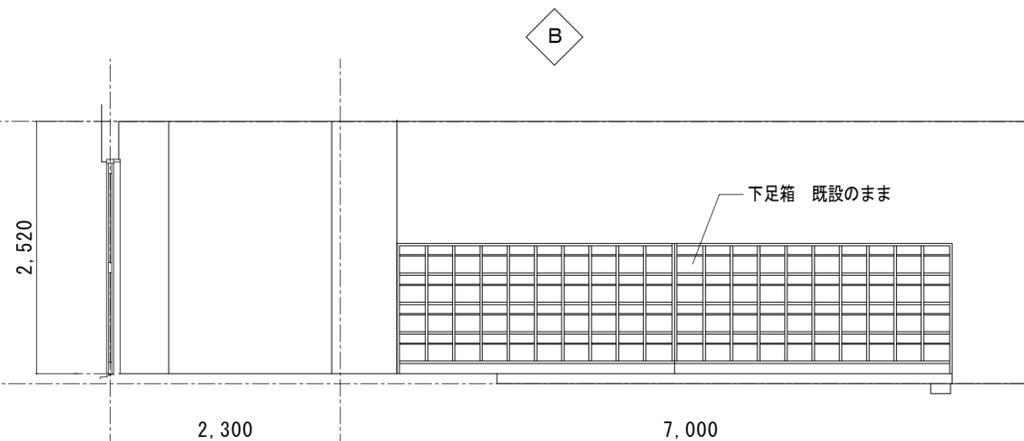
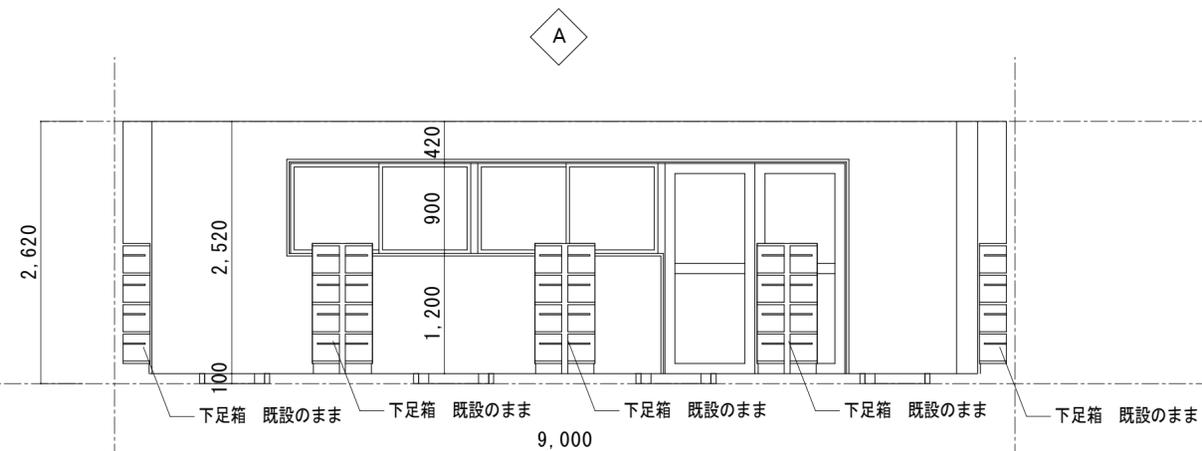
A-18

合資会社 重企建築事務所

Jyuki Architectural Design Office

一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号

一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治



工事名 / Title

津市立修成小学校便所改修工事

図面種別 / Drawing

普通教棟 東昇降口 展開図 (改修後)

縮尺 / Scale  
1/50

原図 : A2

日付 / Date

Check

No.

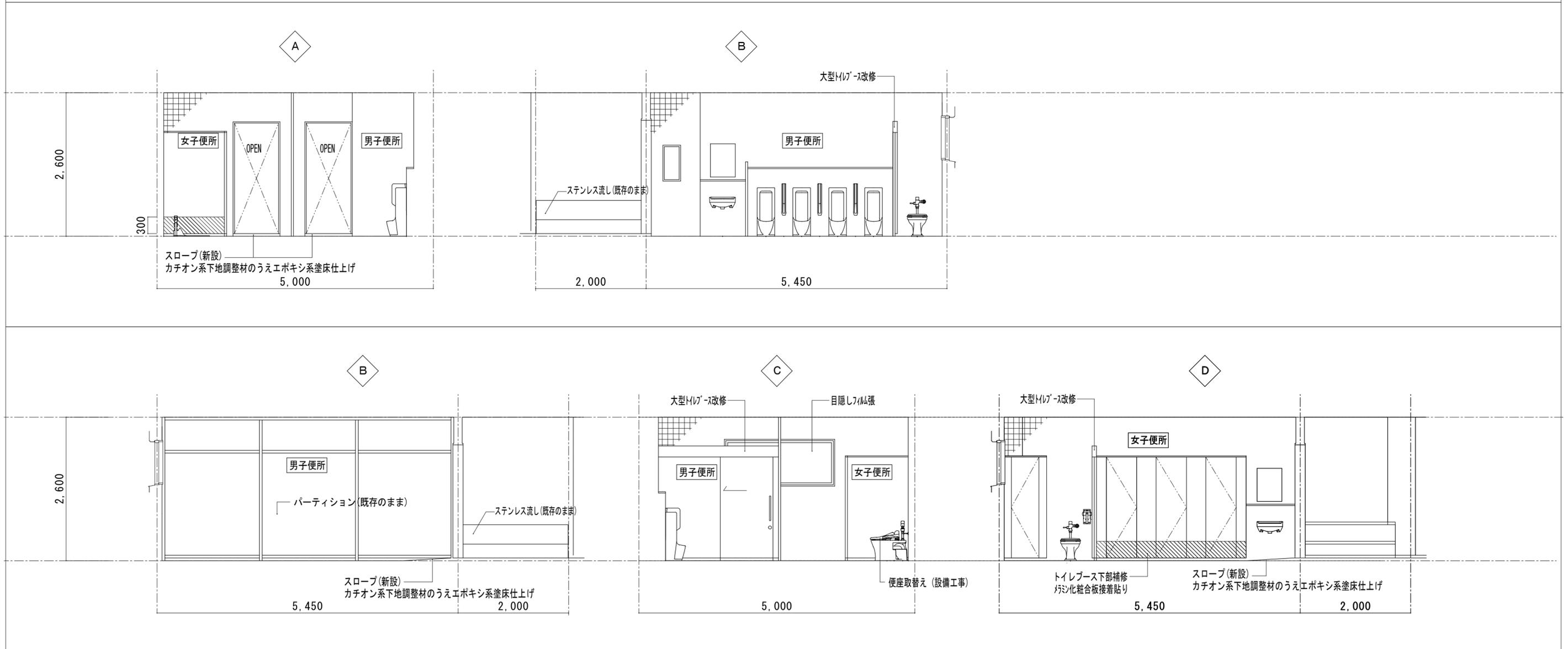
A-19

合資会社 重企建築事務所

Jyuki Architectural Design Office

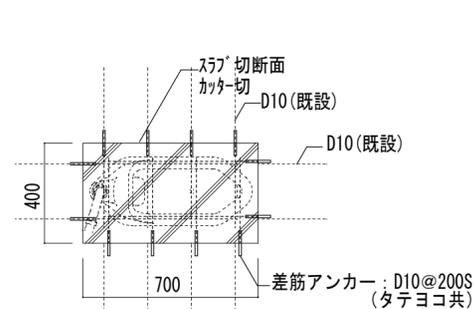
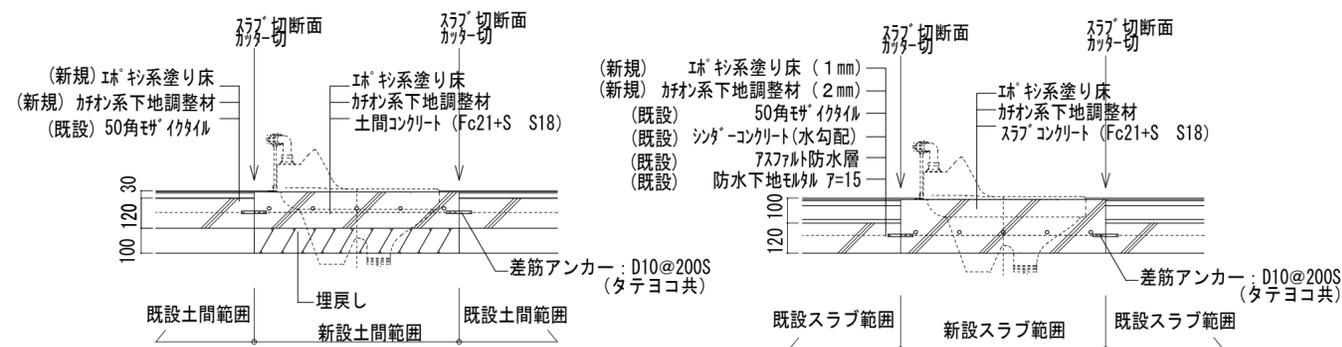
一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号

一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治

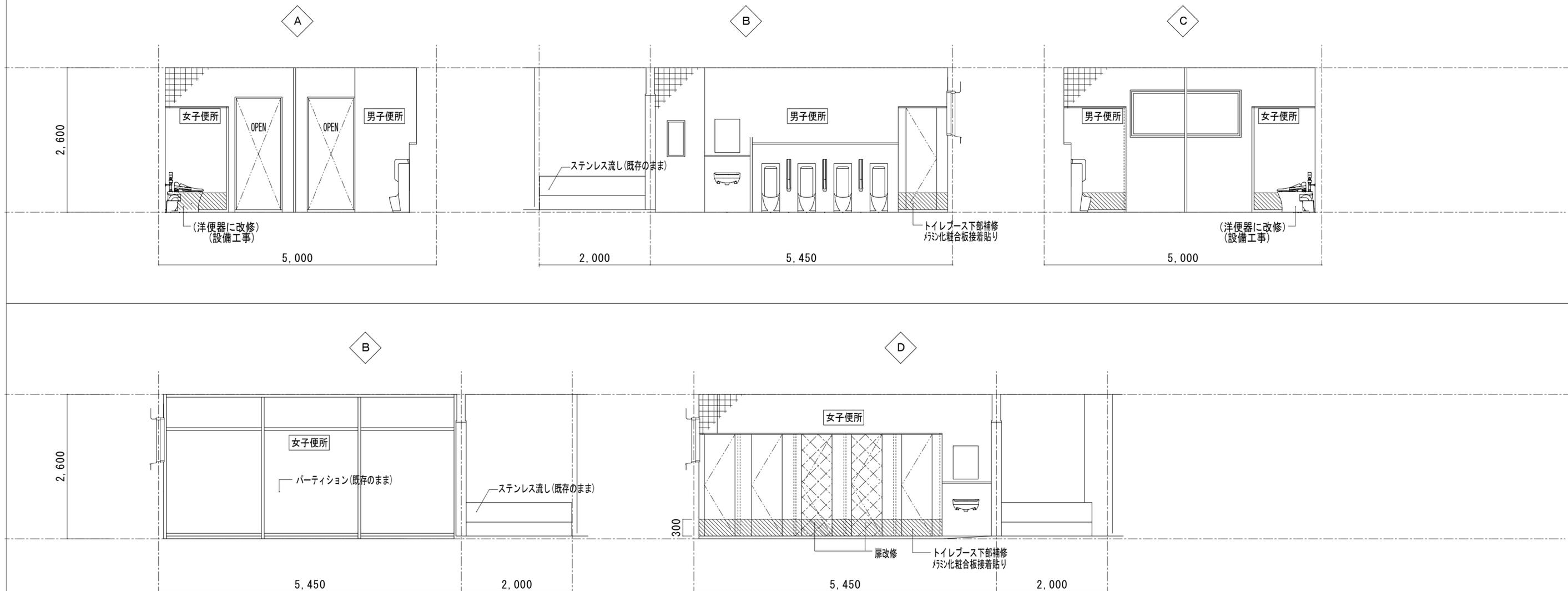


和便器撤去部閉塞要領図

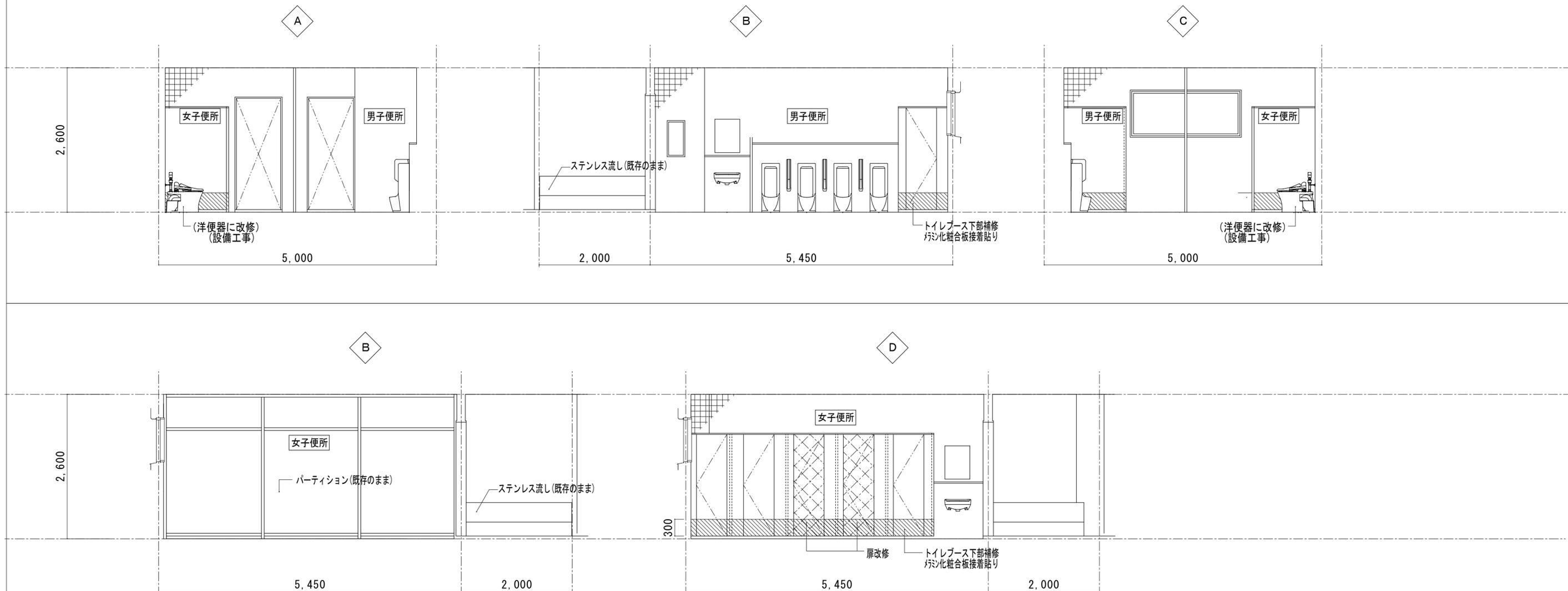
便所入口スロープ要領図



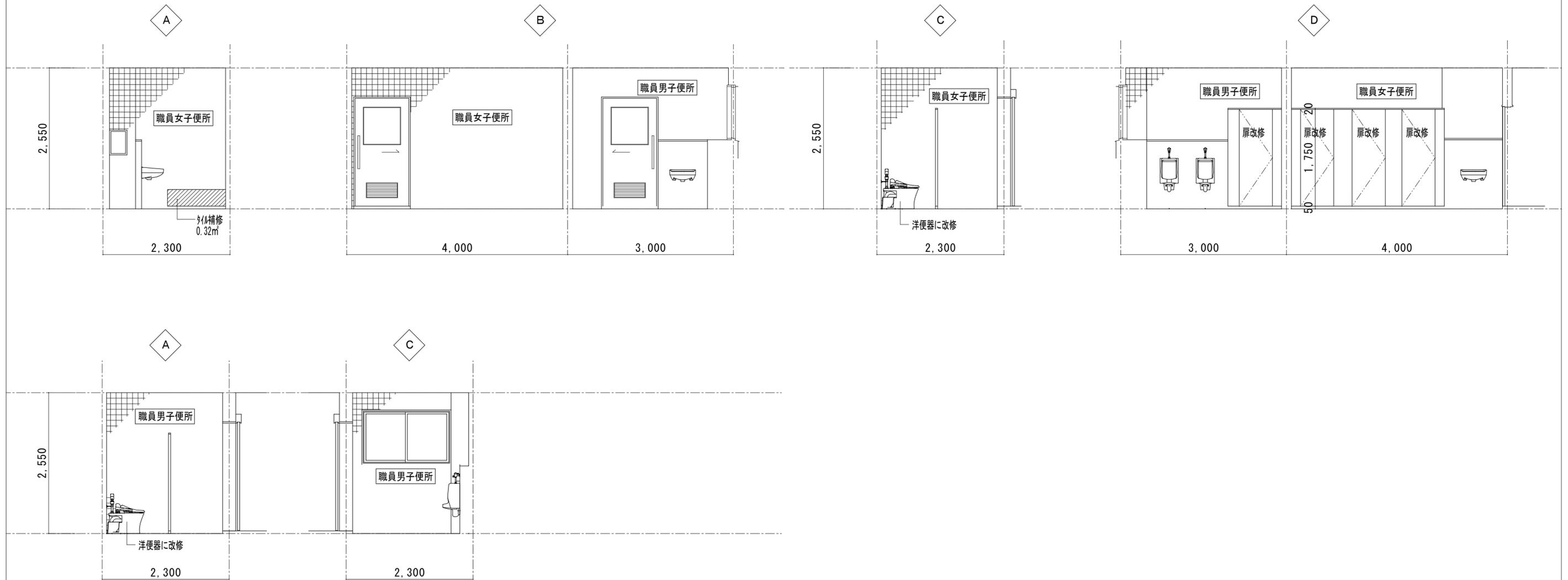
. . .	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	普通教室棟 1階西便所展開図 (改修後)		A-20	
		縮尺 / Scale 原図 : A2 日付 / Date 1/50			



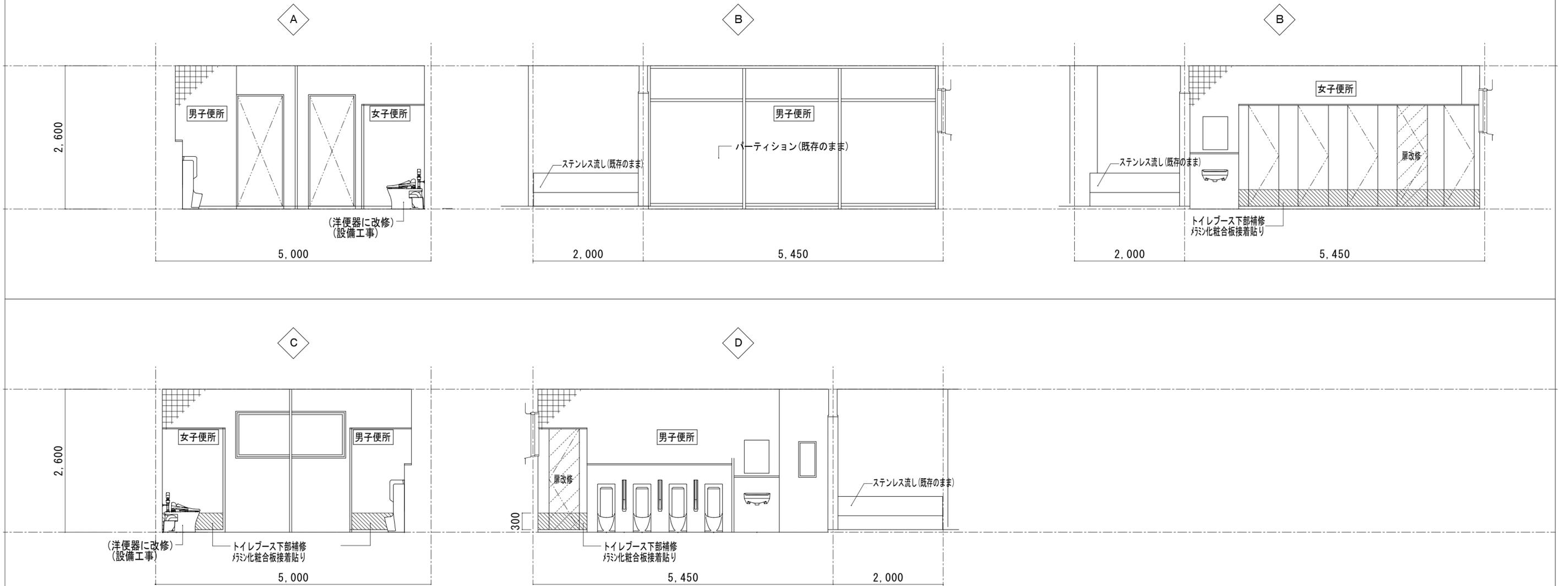
	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	普通教室棟 2階西便所展開図 (改修後)			
	縮尺 / Scale	原図 : A2 日付 / Date			
	1/50			A-21	



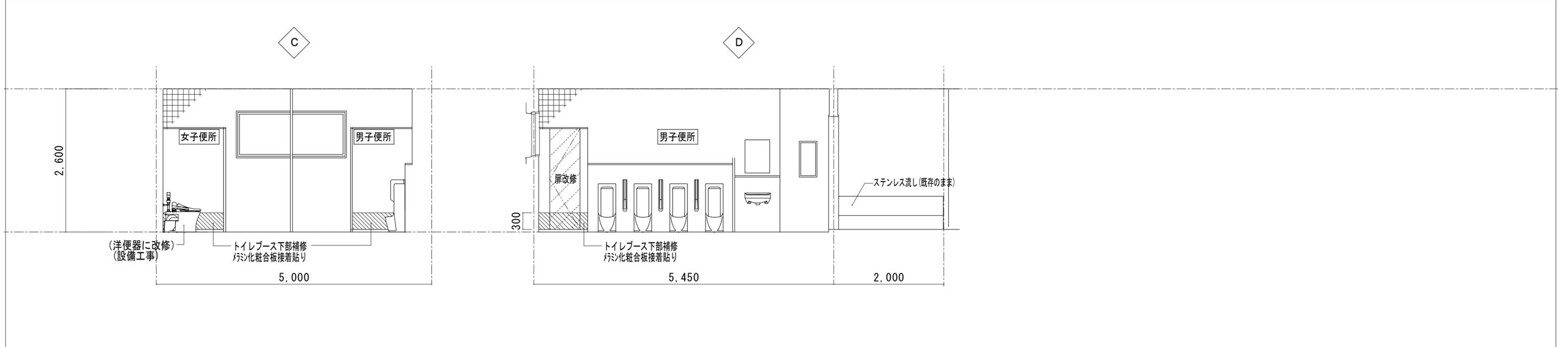
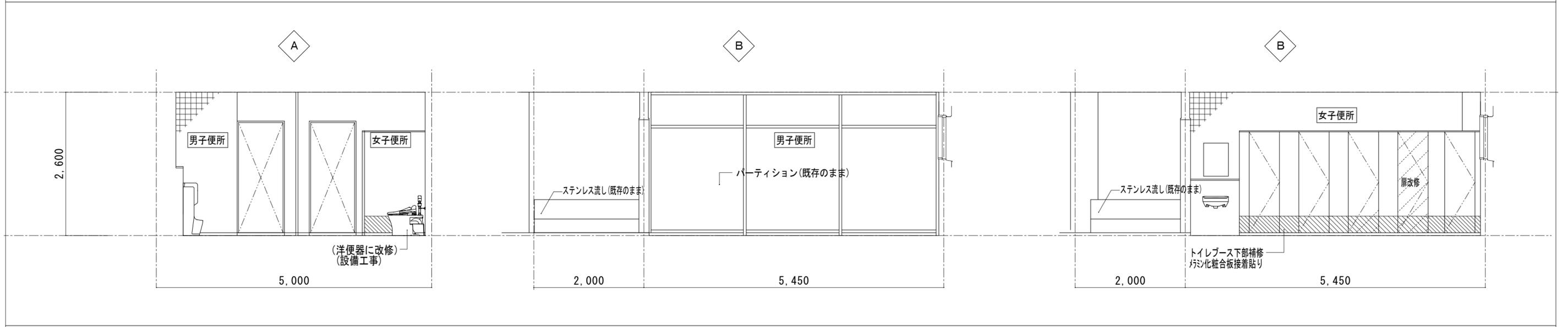
	工事名/Title	図面種別/Drawing	Check	No. A-22	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	普通教室棟 3階西便所展開図 (改修後)			
	縮尺/Scale 1/50	原図: A2 日付/Date			



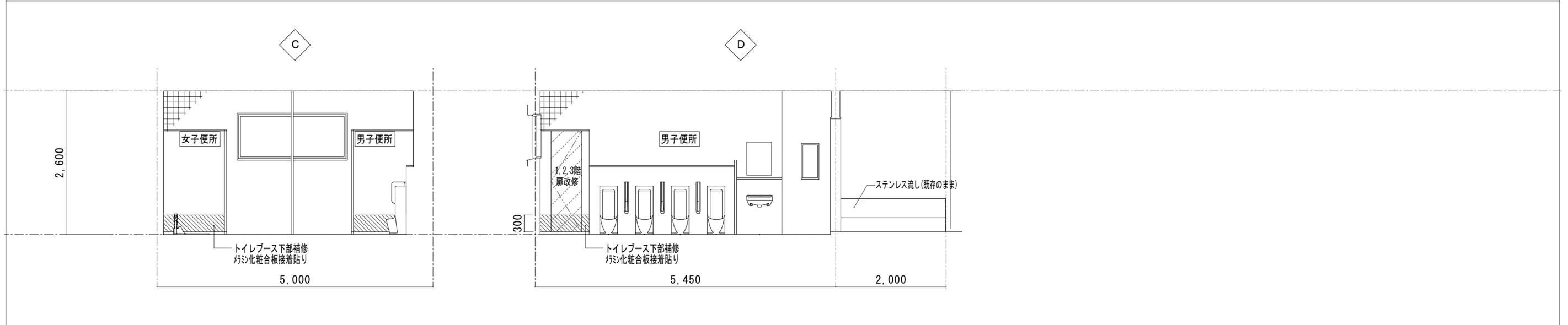
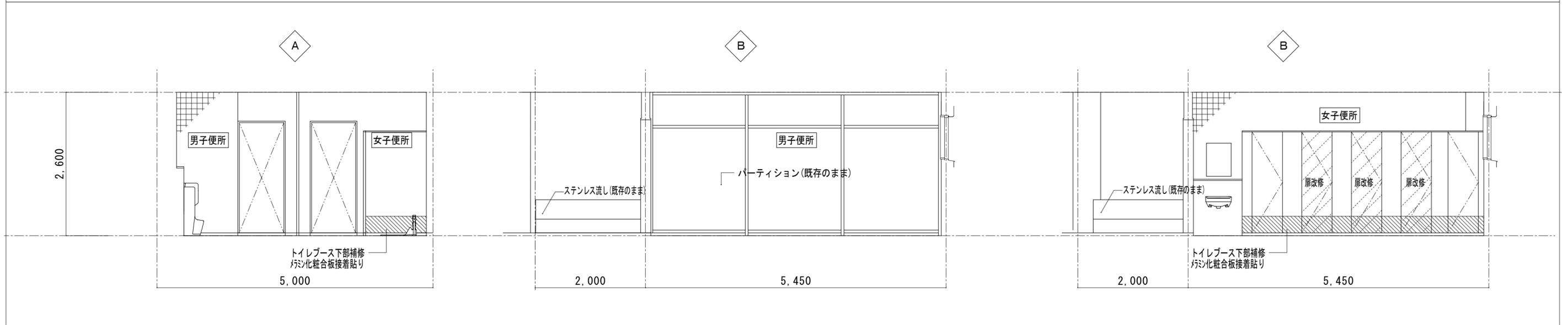
. . .	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	特別教室管理棟 職員便所平面詳細図、展開図 (改修前、改修後)			



	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	普通教室棟 1階東便所展開図 (改修後)			
		縮尺 / Scale 1/50 原図 : A2 日付 / Date			

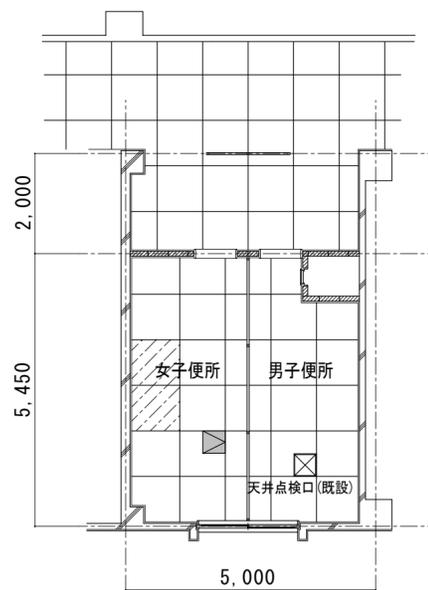


	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	普通教室棟 2階東便所展開図 (改修後)			
		縮尺 / Scale 1/50 原図 : A2 日付 / Date			



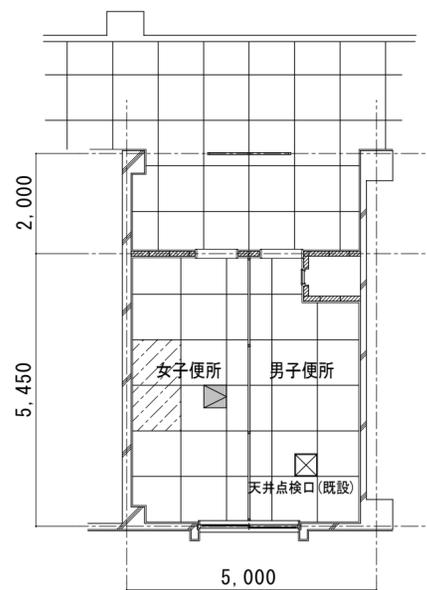
	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	普通教室棟 3階東便所展開図 (改修後)			

(普通教室棟) 1階西便所 天井伏図 S=1/100



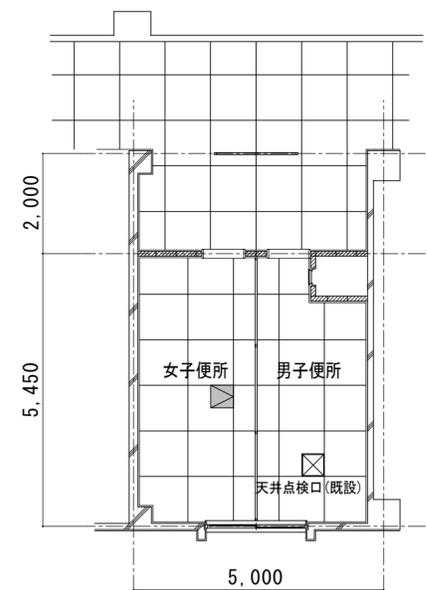
 : 天井張替え範囲 (LGS下地既設のまま)  
 ケイカル板 (t=6) 張替の上、EP塗装  
 塩ビ廻縁 (既設のまま)  
 : 新設天井点検口 (450×450)  
 開口補強共

(普通教室棟) 2階西便所 天井伏図 S=1/100



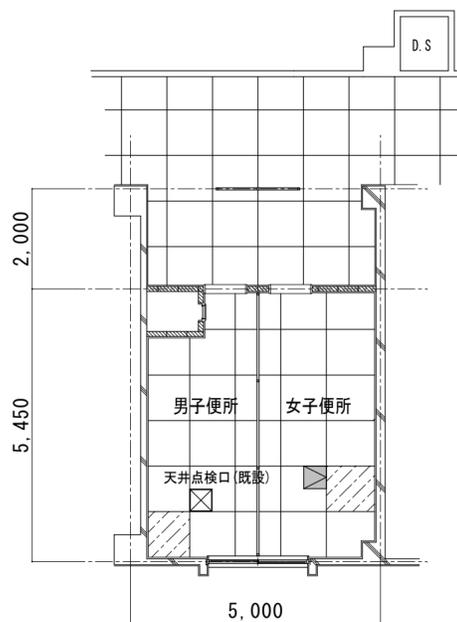
 : 天井張替え範囲 (LGS下地既設のまま)  
 ケイカル板 (t=6) 張替の上、EP塗装  
 塩ビ廻縁 (既設のまま)  
 : 新設天井点検口 (450×450)  
 開口補強共

(普通教室棟) 3階西便所 天井伏図 S=1/100



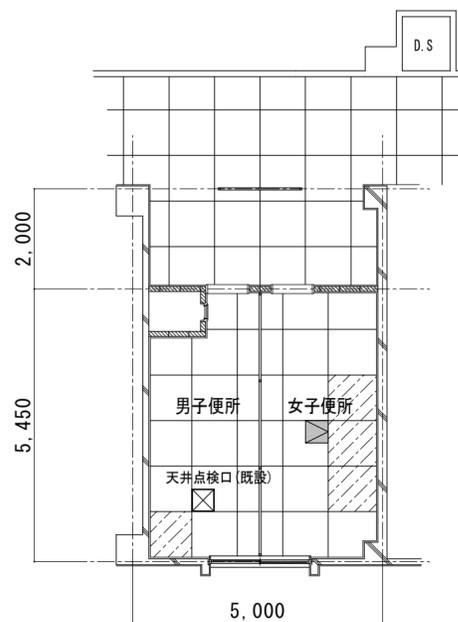
 : 新設天井点検口 (450×450)  
 開口補強共

(普通教室棟) 1階東便所 天井伏図 S=1/100



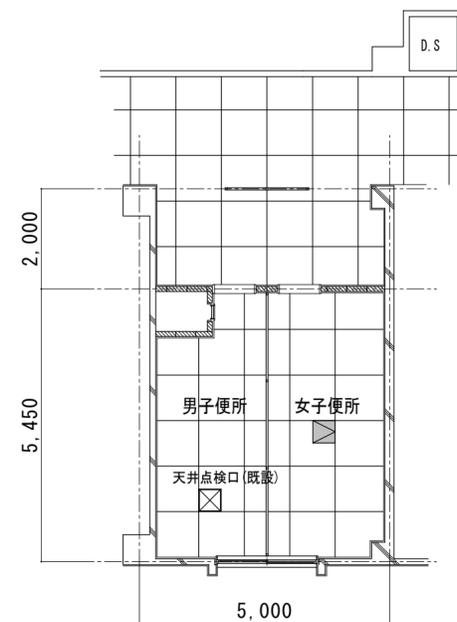
 : 天井張替え範囲 (LGS下地既設のまま)  
 ケイカル板 (t=6) 張替の上、EP塗装  
 塩ビ廻縁 (既設のまま)  
 : 新設天井点検口 (450×450)  
 開口補強共

(普通教室棟) 2階東便所 天井伏図 S=1/100



 : 天井張替え範囲 (LGS下地既設のまま)  
 ケイカル板 (t=6) 張替の上、EP塗装  
 塩ビ廻縁 (既設のまま)  
 : 新設天井点検口 (450×450)  
 開口補強共

(普通教室棟) 3階東便所 天井伏図 S=1/100



 : 新設天井点検口 (450×450)  
 開口補強共

工事名 / Title

津市立修成小学校便所改修工事

図面種別 / Drawing

天井伏図

縮尺 / Scale  
1/100

原図 : A2

日付 / Date

Check

No.

A-27

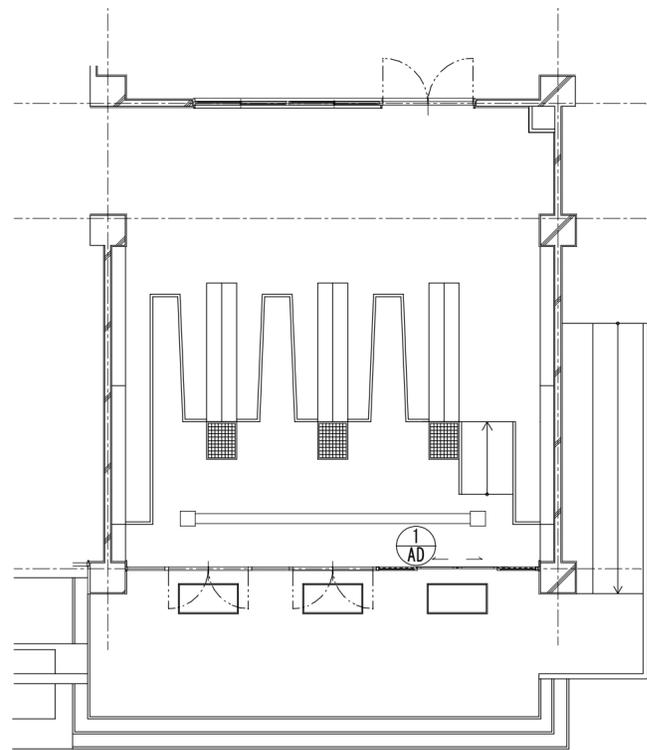
合資会社 重企建築事務所

Jyuki Architectural Design Office

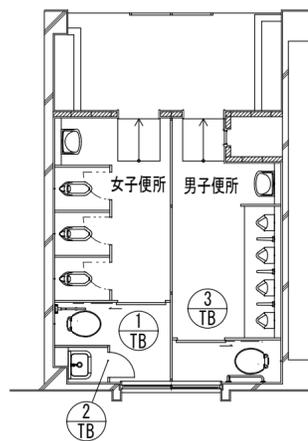
一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号

一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治

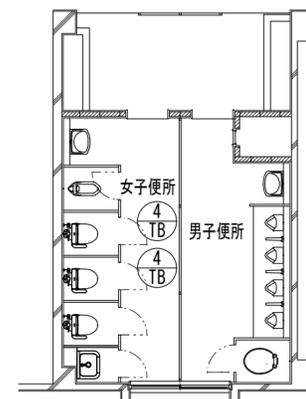
(普通教室棟) 昇降口 建具指示図 S=1/100



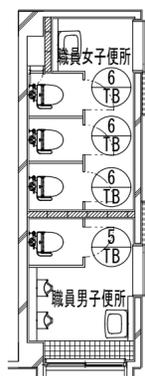
(普通教室棟) 1階西便所 建具指示図 S=1/100



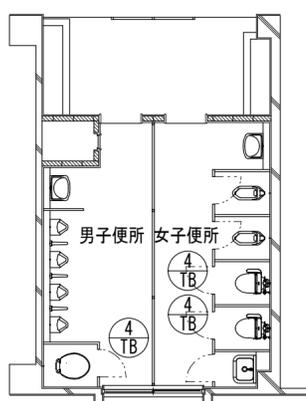
(普通教室棟) 2～3階西便所 建具指示図 S=1/100



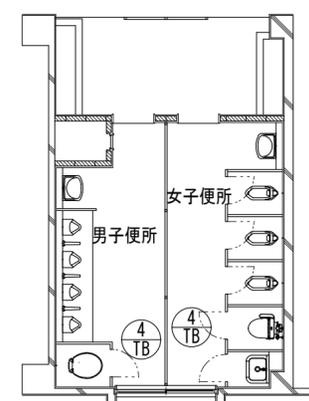
(特別教室管理棟) 1階職員便所 建具指示図 S=1/100



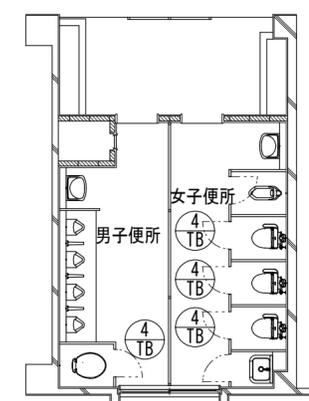
(普通教室棟) 1階東便所 建具指示図 S=1/100



(普通教室棟) 2～3階東便所 建具指示図 S=1/100



2階東便所



3階東便所

工事名/Title

津市立修成小学校便所改修工事

図面種別/Drawing

普通教棟・特別教室管理棟 建具指示図

縮尺/Scale

1/100

原図: A2

日付/Date

Check

No.

A-28

合資会社 重企建築事務所

Jyuki Architectural Design Office

一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号

一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治

記号名	① AD 1階 昇降口 ×1ヶ所	① TB 便所1階 女子便所 ×1ヶ所	② TB 便所1階 女子便所 (SK・物入) ×1ヶ所
形状寸法			
名称	引分扉 袖、欄間 嵌殺し	トイレブース アルミアルエッジタイプ (隠しビス)、カームドア (油圧式制御装置)	トイレブース アルミアルエッジタイプ (隠しビス)
見込	70	40	
仕上	アルミ (既設: スチール)	表面材: 高圧メラミン樹脂化粧板、下地材: MDF、芯材: ペーパーコア	表面材: 高圧メラミン樹脂化粧板、下地材: MDF、芯材: ペーパーコア
ガラス	学校用強化ガラス 74		
金物	引分扉用金物、連動自閉装置、指挟み防止ゴム、引棒 (ステンスHL L=600)、ハンカール仕様ステンス床レール 標準付属金物	付属金物一式、アルミ笠木 (キャップ付)、ステン巾木0.8mm、中心吊グレティヒンジ、表示付スライドラッチ (非常解錠付)、標準ハンドル、非常解錠付樹脂製サムターン、中心吊ヒンジ、SK引手	付属金物一式、アルミ笠木 (キャップ付)、ステン巾木0.8mm、中心吊ヒンジ、SK引手
備考	既設サッシ改修 (カバー工法)	※手摺・ペーパーホルダー等が取付くパネルは補強を入れること。	指詰め防止仕様

記号名	③ TB 便所1階 男子便所 ×1ヶ所	④ TB 1~3階 女子便所 ×3ヶ所 1~3階 女子便所 ×10ヶ所	⑤ TB 1階 職員男子便所 ×1ヶ所	⑥ TB 1階 職員女子便所 ×3ヶ所
形状寸法				
名称	トイレブース アルミアルエッジタイプ (隠しビス)、カームドア (油圧式制御装置)	トイレブース木製フラッシュ扉 (外開き)	トイレブース木製フラッシュ扉 (外開き)	トイレブース木製フラッシュ扉 (外開き)
見込	40	40	40	40
仕上	表面材: 高圧メラミン樹脂化粧板、下地材: MDF、芯材: ペーパーコア	表面材: 高圧メラミン樹脂化粧板、下地材: MDF、芯材: ペーパーコア	表面材: 高圧メラミン樹脂化粧板、下地材: MDF、芯材: ペーパーコア	表面材: 高圧メラミン樹脂化粧板、下地材: MDF、芯材: ペーパーコア
ガラス				
金物	付属金物一式、アルミ笠木 (キャップ付)、ステン巾木0.8mm、中心吊グレティヒンジ、表示付スライドラッチ (非常解錠付)、標準ハンドル、非常解錠付樹脂製サムターン、中心吊ヒンジ、SK引手	付属金物一式、中心吊グレティヒンジ、表示付スライドラッチ (非常解錠付)	付属金物一式、中心吊グレティヒンジ、表示付スライドラッチ (非常解錠付)	付属金物一式、中心吊グレティヒンジ、表示付スライドラッチ (非常解錠付)
備考	※手摺・ペーパーホルダー等が取付くパネルは補強を入れること。	既設トイレスクリーンそのままのみ改修 (ヒンジ取付補強のこと) 指詰め防止仕様	既設トイレスクリーンそのままのみ改修 (ヒンジ取付補強のこと) 指詰め防止仕様	既設トイレスクリーンそのままのみ改修 (ヒンジ取付補強のこと) 指詰め防止仕様

トイレブース詳細図 S=1/5

＜SK・物入部詳細＞

壁面レール: アルミ  
上部: マグネット  
Rコーナーカバー: アルミ

◇仕様表

項目	部材	材料 (板厚mm)
パネル	パネル表面材	高圧メラミン樹脂化粧板 (下地: MDF)
	芯材	ペーパーコア
	エッジ	アルミ押出形材 <アルマイトクリア処理仕上>
付属品	脚部	巾木: ステンレス 0.8mm <ヘアライン仕上>
	ヒンジ	グレティヒンジ (自閉機構なし)
	笠木	アルミ押出形材 <アルマイトクリア処理仕上>

＜パネル部詳細＞

表面材  
芯材  
巾木: ステンレス  
床レール: ステンレス

＜ドア部詳細＞

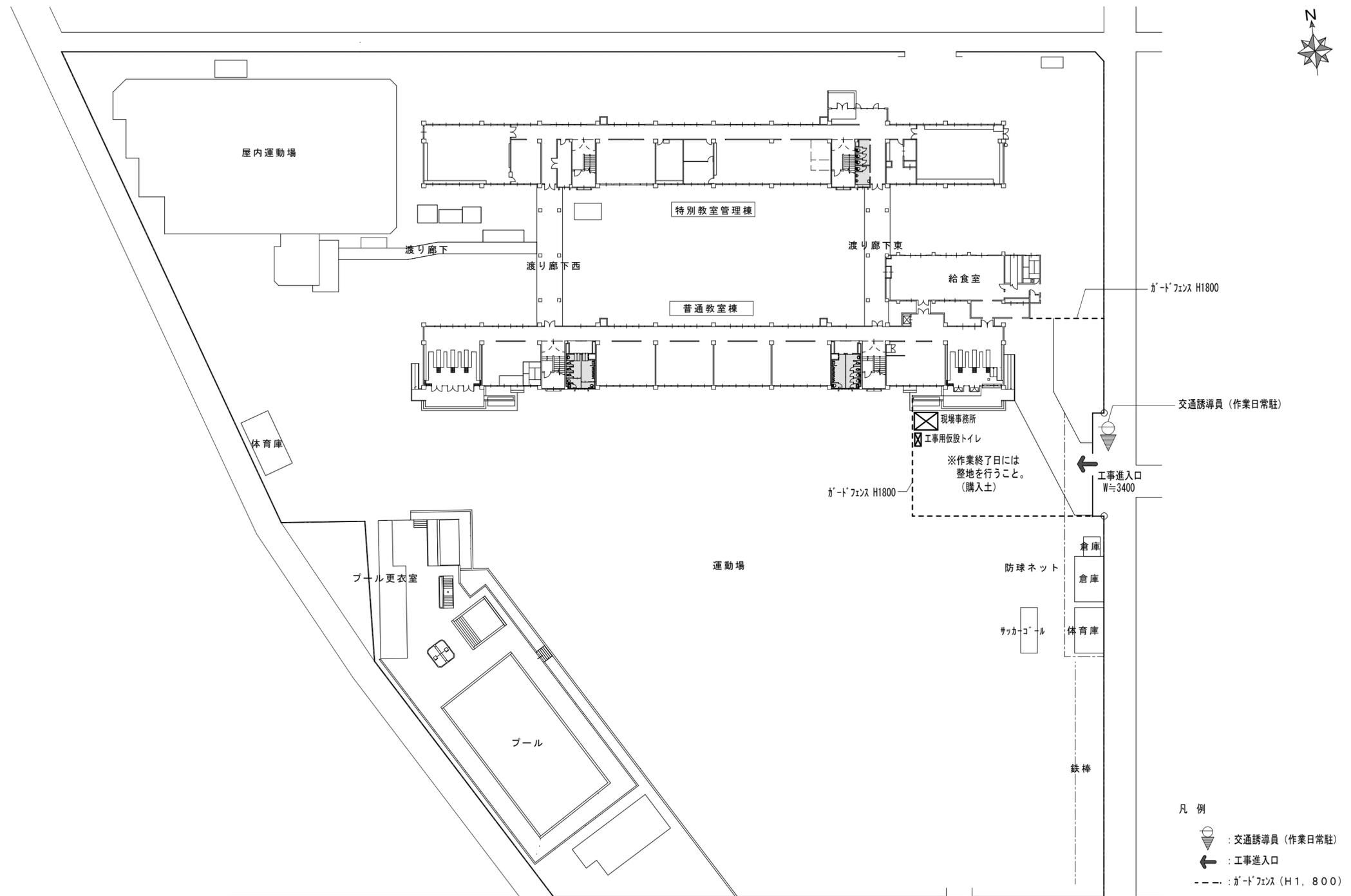
下部小口  
防水テープ  
下チリ

ベース板: 無塗装  
スチール2.3t  
点検カバー: 焼付塗装  
スチール1.2t

＜片引き戸部詳細＞

ステンレス鏡面ハンドル  
φ25 L=450  
Tバー: アルミ  
パネル詳細基本断面参照  
フロントパネル: ブラック色  
非常解錠付樹脂製サムターン  
引残し130  
有効W 800  
45  
35  
810  
20  
1885  
1020  
DW

工事名/Title	図面種別/Drawing	Check	No.	<b>合資会社 重企建築事務所</b> Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
津市立修成小学校便所改修工事	建具表		A-29	
	縮尺/Scale 1/100, 1/5 原図: A2 日付/Date			

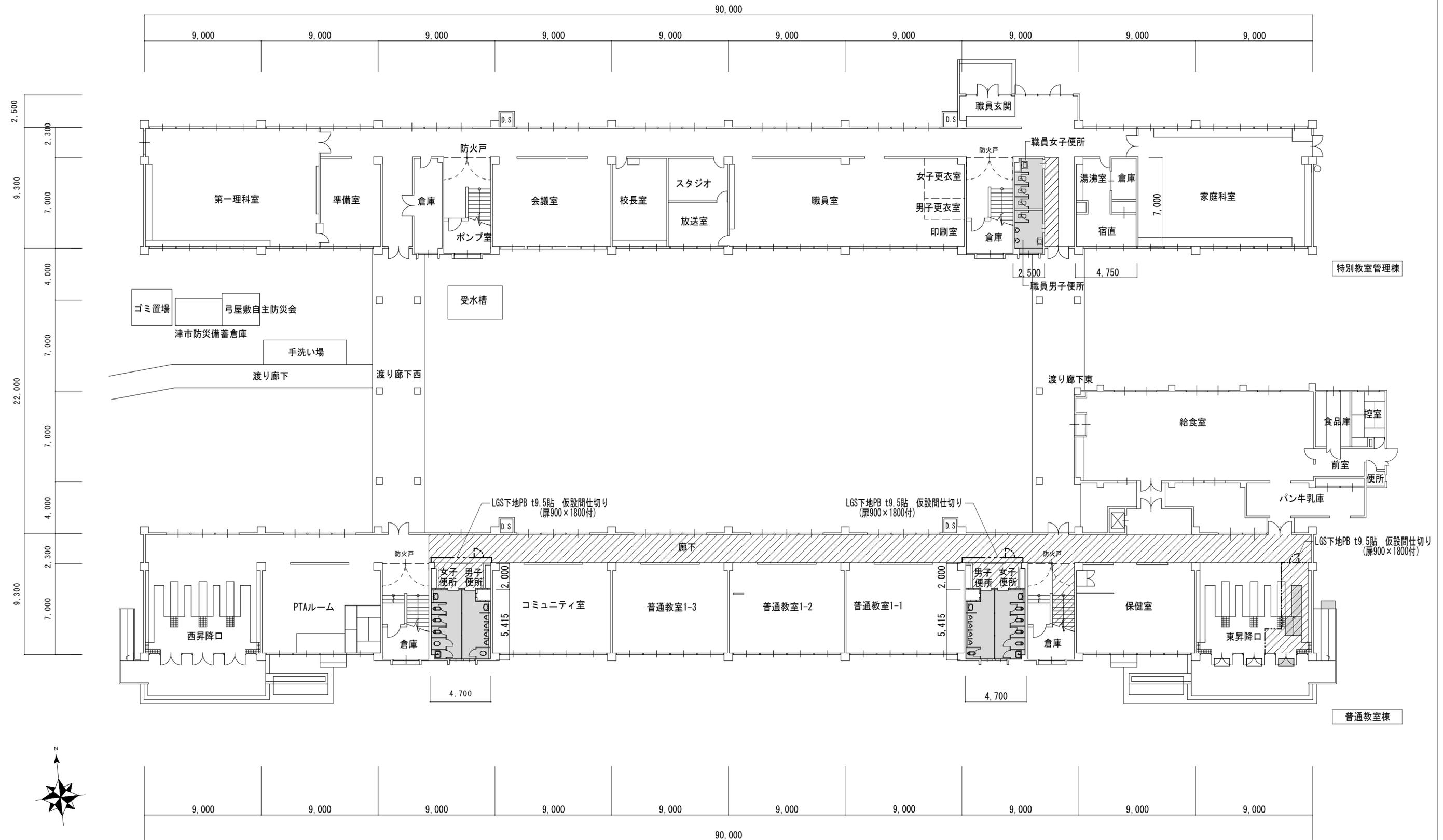


- 凡例
-  : 交通誘導員 (作業日常駐)
  -  : 工事入口
  -  : ガードフェンス (H1,800)

 : 改修箇所

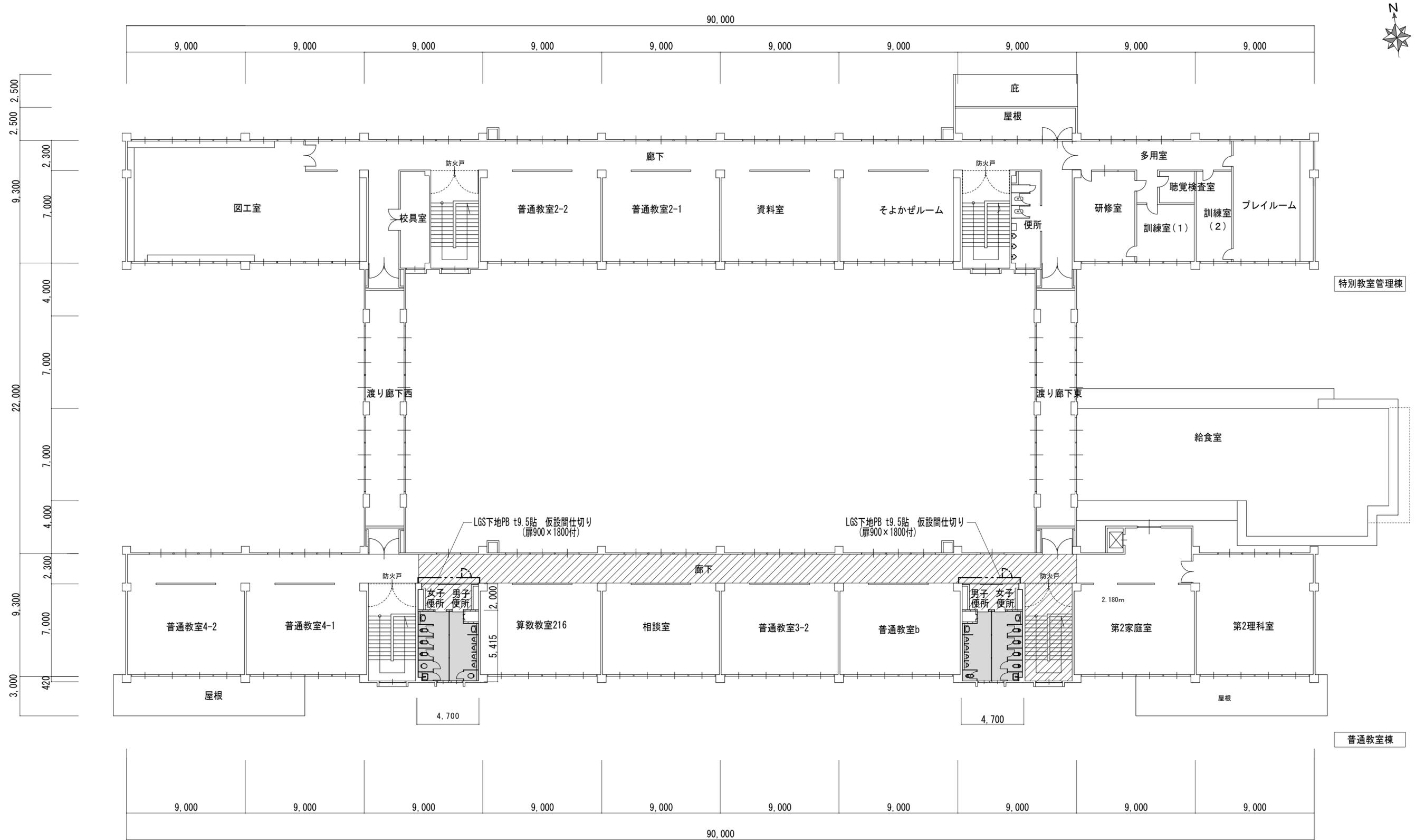
仮設計画図 S=1/500

	工事名 / Title	図面種別 / Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	仮設計画図 (1) 縮尺 / Scale 1/500 原図 : A2 日付 / Date			



: 改修箇所  
 : 床養生 (シート、ベニア)

	工事名 / Title <b>津市立修成小学校便所改修工事</b>	図面種別 / Drawing 仮設計画図 (2)	Check	No.	<b>合資会社 重企建築事務所</b> Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
		縮尺 / Scale	原図 : A2	日付 / Date	
		1/200			

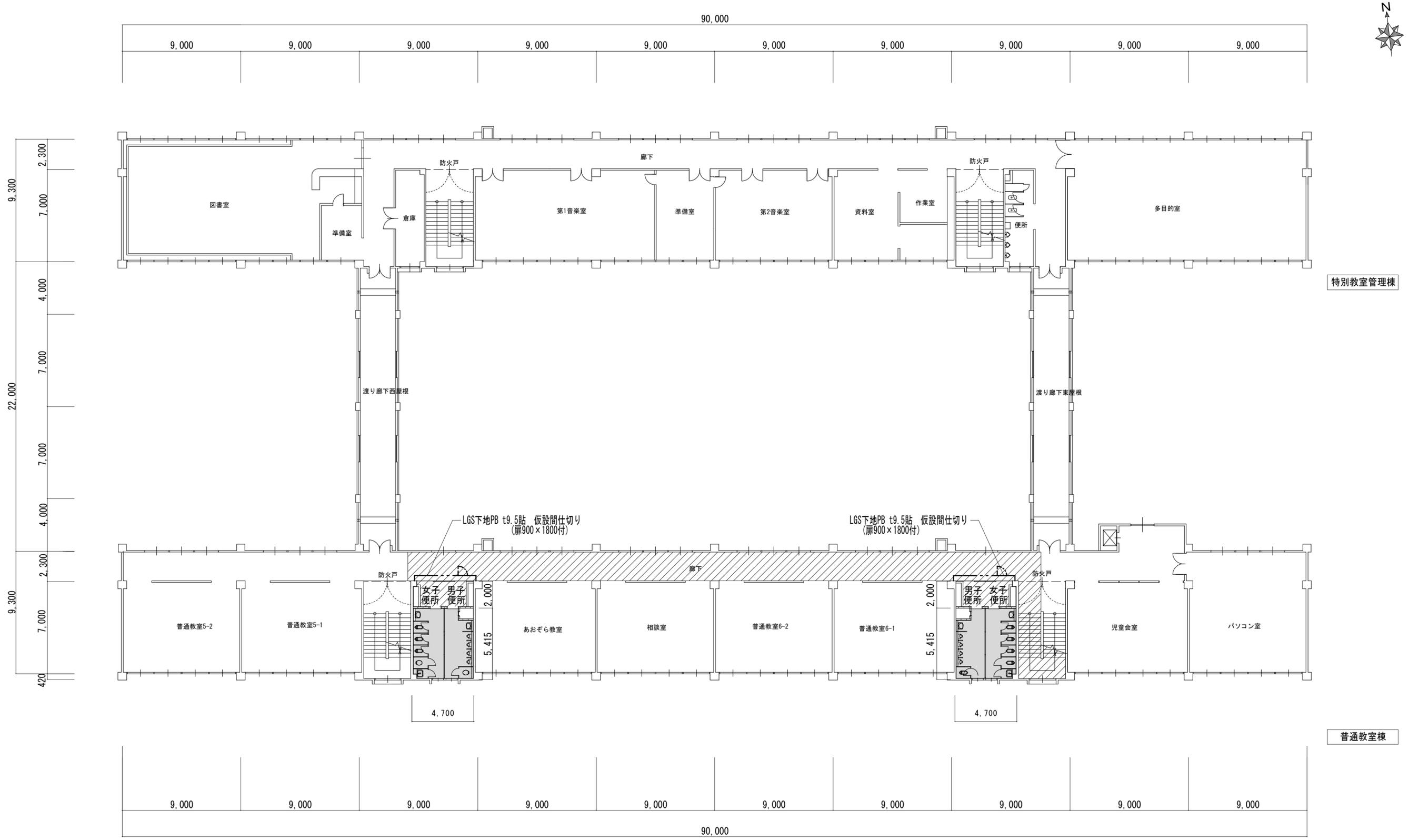


特別教室管理棟

普通教室棟

: 改修箇所  
 : 床養生 (シート、ベニア)

	工事名 / Title <p style="text-align: center;"><b>津市立修成小学校便所改修工事</b></p>	図面種別 / Drawing <p style="text-align: center;">仮設計画図 (3)</p>	Check	No. A-32	<p><b>合資会社 重企建築事務所</b>                  Jyuki Architectural Design Office                  一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号                  一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治</p>
		縮尺 / Scale 1/200	原図 : A2	日付 / Date	



: 改修箇所  
 : 床養生 (シート、ベニヤ)

	工事名 / Title <p style="text-align: center;"><b>津市立修成小学校便所改修工事</b></p>	図面種別 / Drawing <p style="text-align: center;">仮設計画図 (3)</p>	Check	No. A-33	<b>合資会社 重企建築事務所</b> Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
		縮尺 / Scale 1/200	原図 : A2	日付 / Date	

電気設備工事特記仕様書

1. 工事概要  
 1. 工事名称 津市立修成小学校便所改修工事

2. 工事場所 津市 修正町 地内

3. 建物概要

建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	用途区分
				消防法施行令第1表第一
普通教室棟	RC	3階建	2. 6 2 6	7項
特別教室管理棟	RC	3階建	2. 5 8 1	7項
計				

4. 工事種目  
 主な工事種目は、下記の○印のついたものである。(延べ面積は建築基準法による表記)

工 事 種 目	工 事 場 所				
	普通教室棟	特別教室管理棟			
電力設備	電灯設備	○	○		
	動力設備				
	雷保護設備				
	接地設備				
受変電設備	直流電源設備				
	交流無停電電源設備				
	電力平準化用蓄電設備				
発電設備	ディーゼル発電設備				
	ガスエンジン発電設備				
	ガスタービン発電設備				
	太陽光発電設備				
	風力発電設備				
	その他発電設備				
	通信・情報設備	構内情報通信網設備			
		構内交換設備			
		情報表示設備			
		映像・音響設備			
拡声設備					
誘導支援設備					
テレビ共同受信設備					
テレビ電波障害防除設備					
監視カメラ設備					
駐車場管制設備					
防犯・入退室管理設備					
自動火災検知設備					
自動閉鎖設備					
非常警報設備					
ガス漏れ火災警報設備					
中央監視制御設備					
医療関係設備					
構内配電線路					
構内通信線路					
その他					

II. 共通仕様  
 1. 適用  
 図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。(最新のものを適用)  
 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)  
 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図書」(電気設備工事編・機械設備工事編)  
 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」  
 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)  
 ・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」  
 ・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準)  
 ・電気工事業の業務の適正化に関する法律  
 ・電気工事法  
 ・労働安全衛生法  
 ・消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。)  
 ・電力会社供給約款  
 ・その他関連法令、関連諸基準

2. 一般共通事項  
 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項 目	特 記 事 項
1. 一般事項	(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に念入かつ誠実に施工すること。 (2)設計図書に定められた内容、現場の秩序、取り扱い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に関する照会点及び疑義、設計図書のとおり施工することを得た不具合が発生しうると予想される場合には、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおり施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)地主との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足による意匠的な仕上り不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
3. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び網矢の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)の手すり設置方式又は(3)の手すり先行専用足場方式により行うこと。
4. 三重県産業廃棄物税	本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払引請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理量計表(マニフェスト)の数量の集計を超えて請求することはできない。
5. 電気工作物の種類	●一般電気工作物 ●自家用電気工作物 ●事業用電気工作物
6. 電気工事士	電気工事士の区分により施工するものとし、契約電力が50kVA以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
7. 有資格者の配置	(1)消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 (2)電話設備、その他施工に資格が必要なものについては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9. 電気主任技術者との取合せ	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事中間の電気工作物の保安業務も行う。
10. 下記の図書(最新版のもの)を備え付ける。	下記の図書(最新版のもの)を備え付ける。 ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図書」(電気設備工事編・機械設備工事編) ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」,「電気設備工事監理指針」,「機械設備工事監理指針」 ⑤ 工事手続の繰り方・建築設備編-1 ⑥ その他、監督員の指示する図書及び工事の数量計算等に必要図書
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書(施工要領書) 各種工程ごとに作成し、号数及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図(プラットフォーム、平屋図、階段図、各種詳細図) 主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書、幹線計算書等 ⑤ 照度分布図、センサー動作範囲図など
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。
14. 機器類の能力等	機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は原則として表示された数値以上とする。
15. 工程表	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
16. 工事写真	當精工写真真像撮影券(平成28年版)に従って撮影すること。
17. 施工条件	監督員及び関係局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・指定あり 指定日(・施設の休業日 ・打ち合わせによる) その他( ) 2) 施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・指定あり 指定時間(・( )時~( )時 ・打ち合わせによる) ・その他( ) 3) 概成工期 適用する(工事期日より( )日前) ・適用しない( ) 4) その他( )
18. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況取調調査、検証等に協力すること。
19. 建設副産物	(1)請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。
20. 発生材の処理等	(1)引き渡しを要するもの( ) ( ) 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 (2)特別産業廃棄物 ・変圧器 ・コンデンサ ・その他( ) 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、PCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他( ) (4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 (5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品図書」を提出すること。 また、再利用を図るものについても図書を作成し、監督員へ提出すること。 (6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B2、D、E票を提示すること。)
21. 官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を適滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用の負担とする。 ・消防設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係 ・その他( )
22. 消防法関係の手続き	(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 本工事(・建築工事・電気設備工事・機械設備工事) ・別途工事 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。
23. 工事用仮設物	構内への設置 ・できる(施設管理者と協議) ・できない
24. 工事用電力、水、その他	建築工事に準ずる。
25. 工事中等の保安管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
26. 搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出すること。
27. 製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
28. 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
29. 完成時の操作説明	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
30. 不正経油の使用の禁止	市工場の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正経油(地方税法第144条の2(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 受注者は、油が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 受注者は、不正経油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正経油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
31. 不正経油の使用の禁止	(1) 適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である建設業者を下請契約(受注者が直接締結する請負契約に限る。)の相手方としてはならない。 (2) 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 (3) 受注者は、施工体制台帳・再下請通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
32. 社会保険等未加入対策	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。
33. その他	

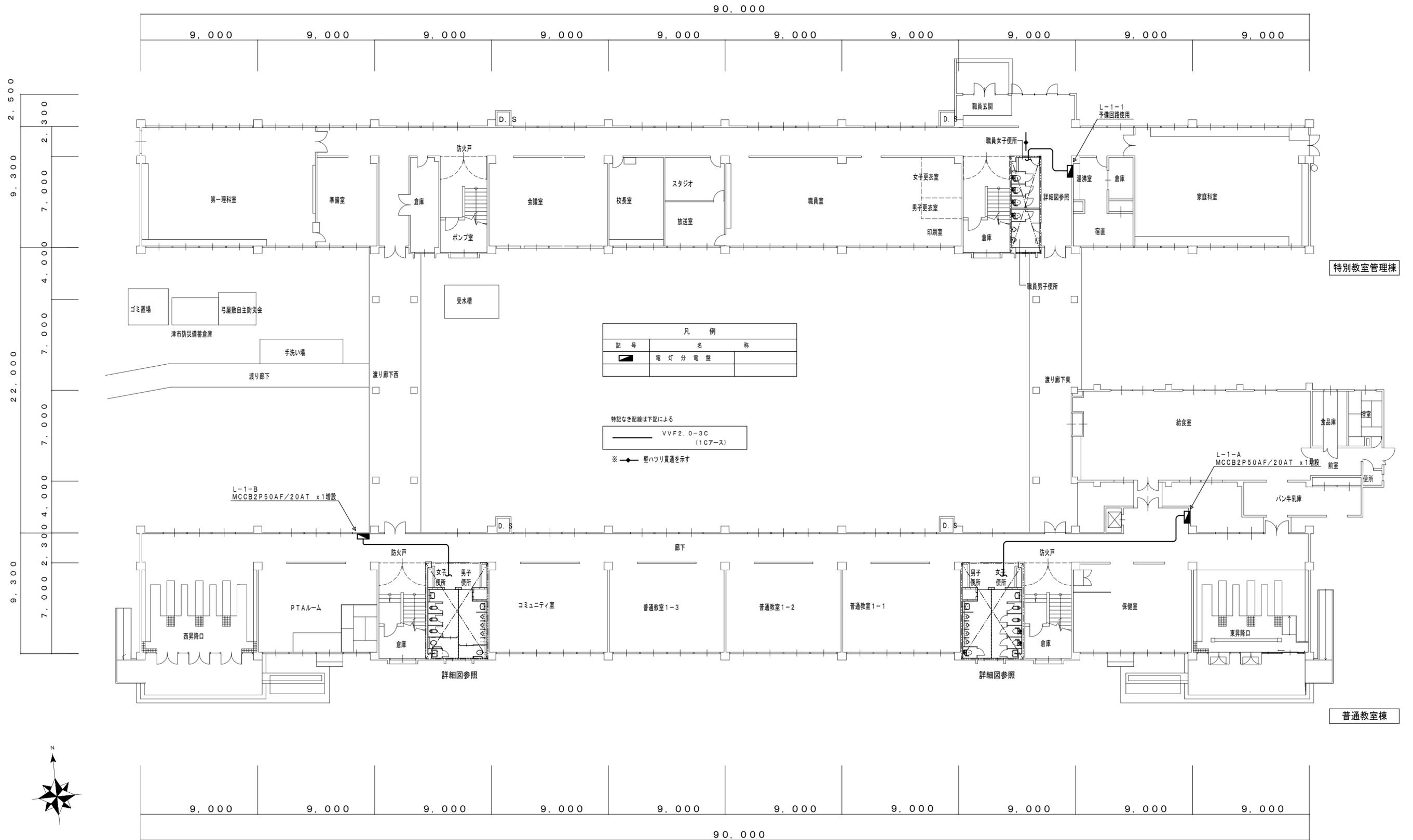
2. 施工仕様  
 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項 目	特 記 事 項					
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 (1)地中埋設管路 1) 項 目 ・埋設配管 ・構造物 ・その他( ) 2) 調査範囲 ・埋設ルート ・その他( ) (2)貫通及び及び 1) 項 目 ●鉄筋 ●配管 ・その他( ) 2) 調査範囲 ●施工部分 ・その他( ) (3)既設との取合せ 1) 項 目 ●棟梁箇所 ●増設箇所 ・その他( ) 2) 調査範囲 ●施工部分 ・その他( )					
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。 (1)想定される地震に対応するものとする。 (2)耐震計算書を監督員に提出するものとする。					
3. 耐震施工	(1)適用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震設計基準及び解説」(建設大臣官房官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (2)設計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平地震度は次による。 設計用標準水平地震度(k/s)					
4. 耐震基準	設 置 場 所	機 器 種 別	耐震安全性の分類			
			●特定の施設		一般の施設	
			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上階層、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	0.6
5. はつり	(1)穴開け及び補修 ・なし ●あり (2)溝はつり及び補修 ・なし ●あり					
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない					
7. 基礎の配筋ピット	基礎に配筋ピットを設ける場合、ピットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。					
8. 配管・配線の耐震処置	建物引込部の配管の耐震処置 ・行う ・行わない 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ・行う ・行わない					
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート掘削スラブへの埋込配管は、原則として行わない。					
10. 露出配管	(1)雨樋など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2)埋込配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (3)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (4)監督員の指示がある場合は、上記に係らずその指示に従う。					
11. 合成樹脂管	(1)合成樹脂管の管壁には、ブッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。(P F管)					
12. 金属製電線管等の塗装	(1)露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、EPS、居室、廊下)、その他建築基準上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のボルト及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) 4) 屋根貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築基準上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。					
13. 導入線	連続を行わない配管及び配線引き置き後に空となった配管には、導入線(φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。					
14. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。					
15. 軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。					
16. プルボックス	(1)屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの(一边が600mm以上のもの)は、製作図を提出すること。 (2)屋形プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3)屋形プルボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。					
17. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ・ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ					
18. ケーブル及び配線	(1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。)を取り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② プルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1) 地中埋設の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・( )箇所 2) 架空架設の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・( )箇所					
19. 高圧ケーブル端処理	高圧ケーブルの端処理部、直結接続部等に処理者銘板(屋内外共に、線名、作業日、氏名等を表示。)を取り付ける。					

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
<p>工 事 名 / Title</p> <p>電 気 設 備 特 記 仕 様 書 1</p> <p>津 市 立 修 成 小 学 校 便 所 改 修 工 事</p>									
図 面 種 別 / Drawing			C h e c k			N o.			E - 0 1
縮 尺 / Scale		原 図 :A2	日 付 / Date						
<p>合 資 会 社 重 企 建 築 事 務 所</p> <p>Jyuki Architectural Design Office</p> <p>一 級 建 築 士 事 務 所 三 重 県 知 事 登 録 第 1 - 3 0 0 号</p> <p>一 級 建 築 士 国 土 交 通 大 臣 登 録 第 1 6 7 1 6 3 号 山 田 裕 治</p>									

20. 配線器具の設置	<p>(1) 特殊コンセントはプラグ付とする。</p> <p>(2) 電源の種類により色を区別する。</p> <p>(3) 接地器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁棒を使用する。</p> <p>(4) プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。</p> <p>(5) カバープレートは、原則として新金属製とする。</p> <p>なお、器具を裏装しない位置ボックスには用途表示をすること。</p> <p>(6) フロアプレートは、水平高底調整型（空転防止リフト付）とする。</p>	<p>3. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。なお、詳細については、図面による。</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> </table>	項目	特記事項	<p>(5) 断路器</p> <p>(6) 負荷開閉器</p> <p>(7) 変圧器</p> <p>(8) 進相コンデンサ</p> <p>(9) 並列リアクトル（進相コンデンサ用）</p> <p>(10) 設備不平衡</p> <p>(11) キュービクル等</p>	<p>11. 太陽光発電設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 太陽電池アレイ</p> <p>(3) パワーコンディショナ及び系統連系保護装置</p> <p>(4) 情報処理装置</p> <p>(5) 仕様詳細</p>
項目	特記事項					
21. 照明器具の設置	<p>(1) コードペンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属製の場合は、配管を利用してよい。（乾燥した場所のコンパクト形器具（27W以下）を除く。）</p> <p>(2) 接地器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁棒を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁電線（緑線）を添えることもできる。</p> <p>(3) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。</p> <p>(4) 照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。</p> <p>(5) 天井・床材より支持する場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。</p> <p>(6) ハイズ吊りの照明器具は揺れ止めを施工する。</p>	<p>【電力設備】</p> <p>1. 電灯設備</p> <p>(1) 既設等との取り合い</p> <p>(2) 機器類</p> <p>(3) 一般照明器具</p> <p>(4) 照明制御装置</p> <p>(5) 外灯（単独設置）</p>	<p>(1) 形式</p> <p>(2) 設置方式</p> <p>(3) ダイヤル温度計</p> <p>(1) 絶縁方式</p> <p>(2) その他</p> <p>(1) 絶縁方式</p> <p>(2) 容量</p> <p>(3) その他</p>	<p>1) 機器能力</p> <p>2) 定格周波数</p> <p>3) 設置場所</p> <p>4) 設置方式</p> <p>5) 機能</p> <p>1) 装置</p> <p>2) 記録作成</p>		
22. 照明改修の際の測定	<p>対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。</p> <p>測定箇所 ( ) 回</p> <p>測定回数 ( ) 回</p>	<p>(1) 既設等との取り合い</p> <p>(2) 機器類</p> <p>(3) 一般照明器具</p> <p>(4) 照明制御装置</p> <p>(5) 外灯（単独設置）</p>	<p>(1) 絶縁方式</p> <p>(2) 容量</p> <p>(3) その他</p> <p>(1) 施工</p> <p>(2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。</p>	<p>6) 系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。</p> <p>(4) 情報処理装置</p> <p>(5) 仕様詳細</p>		
23. 分電盤、制御盤、キュービクル等	<p>(1) 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行きがわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。</p> <p>(2) 屋外キュービクルで露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。</p>	<p>(1) センサ類</p> <p>(2) 調光方式</p> <p>(5) 外灯（単独設置）</p>	<p>(1) 施工</p> <p>(2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。</p>	<p>12. 風力発電設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 風車発電装置</p> <p>(3) 制御盤</p> <p>(4) 支持構造物</p> <p>(5) 情報処理装置</p> <p>(6) 仕様詳細</p>		
24. 受変電設備、発電設備の設置場所	<p>(1) 保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。</p> <p>(2) 基礎の高さは周囲の状況を考慮する。</p> <p>(3) 電気室には水害、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。</p>	<p>(1) センサ類</p> <p>(2) 調光方式</p> <p>(5) 外灯（単独設置）</p>	<p>(1) 施工</p> <p>(2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。</p>	<p>13. その他発電設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 風車発電装置</p> <p>(3) 制御盤</p> <p>(4) 支持構造物</p> <p>(5) 情報処理装置</p> <p>(6) 仕様詳細</p>		
25. 発電設備の燃料配管	<p>(1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。</p> <p>(2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。</p>	<p>(1) センサ類</p> <p>(2) 調光方式</p> <p>(5) 外灯（単独設置）</p>	<p>(1) 施工</p> <p>(2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。</p>	<p>14. 構内情報通信網設備</p> <p>(1) インターフェース</p> <p>(2) 機器</p> <p>(3) ケーブル</p> <p>(4) アウトレット</p>		
26. 電波関係の計算及び測定	<p>(1) 計算書の提出</p> <p>電界強度測定結果による計算書提出</p> <p>(2) 測定の実施</p> <p>1) 項目</p> <p>2) 測定時期</p> <p>3) 報告書提出回数</p>	<p>(1) 照明用ボール</p> <p>(2) 基礎</p> <p>(3) 灯具</p> <p>(4) 安定器</p> <p>(5) 電源</p> <p>(6) 制御</p> <p>(7) 接地</p> <p>(8) コンセント等</p> <p>(9) 分電盤、制御盤等</p>	<p>(1) 施工</p> <p>(2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。</p>	<p>15. 構内交換設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 交換装置</p> <p>(3) 電話機</p> <p>(4) 端子盤類</p> <p>(5) アウトレット</p>		
27. 土工事	<p>(1) 埋戻しの材料及び工法</p> <p>・B種（材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による締め固）</p> <p>・その他 ( )</p> <p>ただし、配管周辺の埋戻し材料は山砂とする。</p> <p>(2) 特記なき地中埋設配管の深さは、GⅠ～GⅢ0mm以上とする。</p> <p>(3) 根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。</p> <p>(4) 機械掘削は根切り底を乱さないようにする。</p>	<p>(1) 照明用ボール</p> <p>(2) 基礎</p> <p>(3) 灯具</p> <p>(4) 安定器</p> <p>(5) 電源</p> <p>(6) 制御</p> <p>(7) 接地</p> <p>(8) コンセント等</p> <p>(9) 分電盤、制御盤等</p>	<p>(1) 施工</p> <p>(2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。</p>	<p>16. 情報表示設備</p> <p>(1) 設置</p> <p>(2) マルチサイン装置</p> <p>(3) 時計</p> <p>(4) 電源装置</p> <p>(5) 単独時計</p>		
28. ハンドホール、マンホール	<p>1) 地中線路及びハンドホール等状況が考慮される場合は、沈下対策を施す。</p> <p>2) 地耐力</p> <p>① 地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。</p> <p>② 耐震係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。</p> <p>3) 高さ900mmを超えるものについては、タラップ付とする。なお、タラップの取付けは450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。</p>	<p>(1) 照明用ボール</p> <p>(2) 基礎</p> <p>(3) 灯具</p> <p>(4) 安定器</p> <p>(5) 電源</p> <p>(6) 制御</p> <p>(7) 接地</p> <p>(8) コンセント等</p> <p>(9) 分電盤、制御盤等</p>	<p>(1) 施工</p> <p>(2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。</p>	<p>17. 図面種類 / Drawing</p> <p>電気設備特記仕様書2</p> <p>縮尺 / Scale 原因: A2</p> <p>日付 / Date</p>		
29. 地中配線路の表示杭	<p>下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。</p> <p>① 建物への引込口及び送込口付近</p> <p>② マンホール・ハンドホール付近</p> <p>③ 地中線路の曲折箇所</p> <p>④ 道路横断箇所</p> <p>⑤ 直線部分では30m程度以下1個</p>	<p>(1) 照明用ボール</p> <p>(2) 基礎</p> <p>(3) 灯具</p> <p>(4) 安定器</p> <p>(5) 電源</p> <p>(6) 制御</p> <p>(7) 接地</p> <p>(8) コンセント等</p> <p>(9) 分電盤、制御盤等</p>	<p>(1) 施工</p> <p>(2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。</p>	<p>18. 図面種類 / Drawing</p> <p>電気設備特記仕様書2</p> <p>縮尺 / Scale 原因: A2</p> <p>日付 / Date</p>		

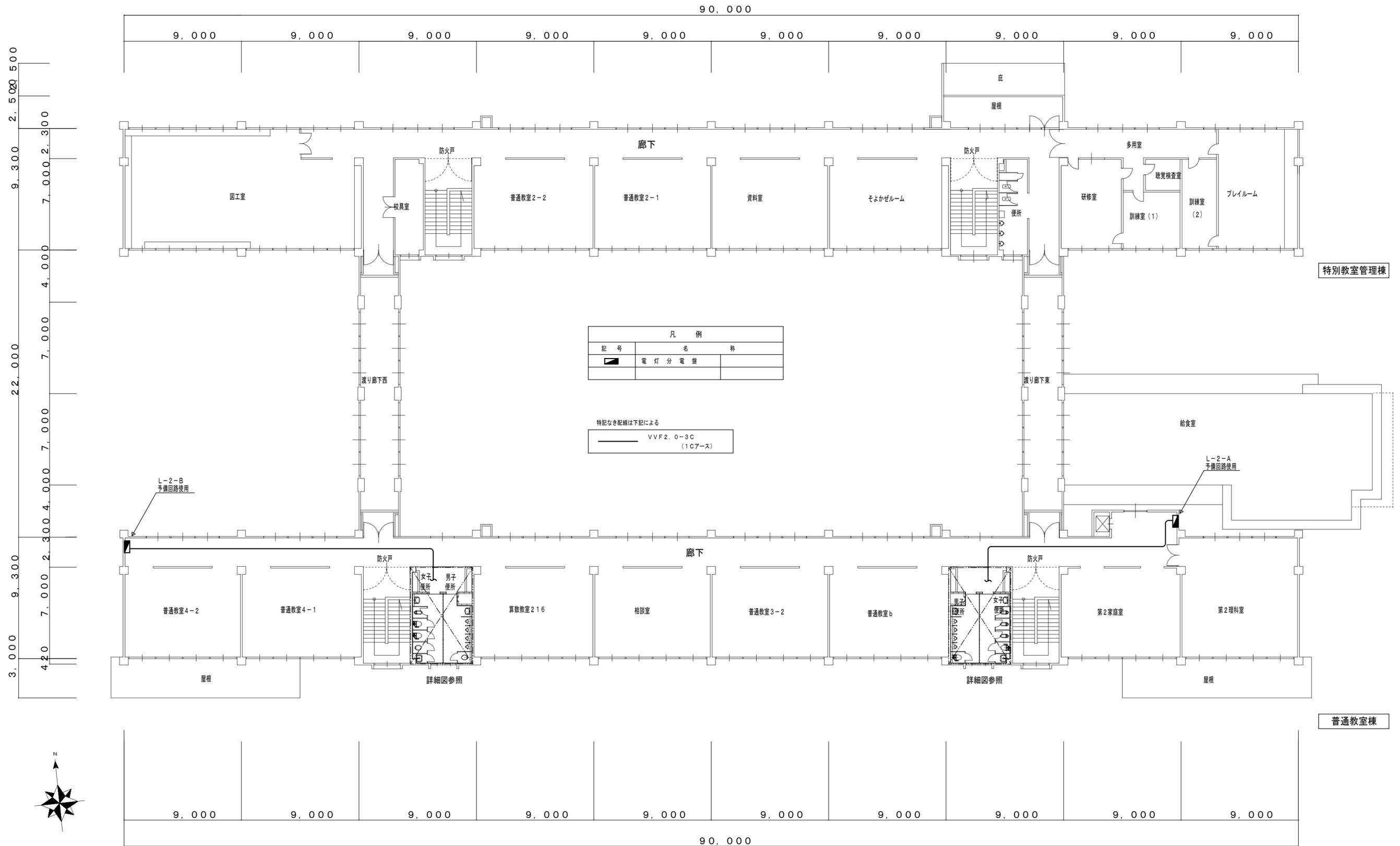
<p>17. 映像・音響設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 映像機器</p> <p>(3) 音響機器</p> <p>(4) 操作装置</p> <p>18. 拡声設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 増幅器</p> <p>(3) 付属機器</p> <p>(4) 操作装置</p> <p>(5) スピーカ</p> <p>19. 誘導支援設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 音声誘導装置</p> <p>(3) インターホン</p> <p>(4) トイレ等呼出装置</p> <p>20. テレビ共同受信設備</p> <p>(1) 受信放送</p> <p>(2) 機器</p> <p>(3) アンテナ</p> <p>21. テレビ電波障害防除設備</p> <p>(1) 対象戸数</p> <p>(2) 機器</p> <p>(3) アンテナ</p> <p>22. 監視カメラ設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 伝送方式</p> <p>(3) カメラ</p> <p>(4) モニタ装置</p> <p>(5) 録画装置</p>	<p>23. 駐車場管制設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 管制盤</p> <p>(3) 検知器</p> <p>(4) 信号灯・警報灯</p> <p>(5) 発券機</p> <p>(6) カーゲート</p> <p>24. 防犯・入室管理設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 防犯装置</p> <p>(3) 入室管理装置</p> <p>25. 自動火災報知設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 受信機</p> <p>(3) 副受信機(表示装置)</p> <p>(4) 中継器</p> <p>(5) 発信機</p> <p>(6) 感知器</p> <p>26. 自動閉鎖設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 運動制御器</p> <p>(3) 感知器</p> <p>(4) 自動閉鎖装置</p> <p>(5) 自動開錠装置</p> <p>27. 非常警報設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 非常放送装置</p> <p>28. ガス漏れ火災警報設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 受信機</p> <p>(3) 副受信機</p> <p>(4) 検知器</p>	<p>【中央監視制御設備】</p> <p>29. 中央監視制御設備</p> <p>(1) 監視制御対象設備</p> <p>(2) 既設との取り合い</p> <p>(3) 機器</p> <p>(4) 機能</p> <p>(5) 監視操作装置</p> <p>(6) 信号処理装置</p> <p>(7) 記録装置</p> <p>【医関係設備】</p> <p>30. 非接触電源用分電盤</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 仕様詳細</p> <p>31. ナースコール設備</p> <p>(1) 形式</p> <p>(2) 仕様詳細</p> <p>【構内配電線路】</p> <p>32. 構内配電線路</p> <p>(1) 配線方式</p> <p>(2) 建柱</p> <p>(3) 装柱機器(高圧用)</p> <p>(4) 装柱機器(低圧用)</p> <p>(5) ハンドホール、マンホール</p> <p>(6) 録鉄蓋</p> <p>【構内通信線路】</p> <p>33. 構内通信線路</p> <p>(1) 用途</p> <p>(2) 配線方式</p> <p>(3) 建柱</p> <p>(4) ハンドホール、マンホール</p> <p>(5) 録鉄蓋</p> <p>(6) 地中ケーブル保護材料</p> <p>【その他】</p> <p>34. 消火器</p>	<p>III. 機器標準取付高さ標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(○印はバリアフリー対応)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>側 点</th> <th>取付高さ (mm)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電力</td> <td>接地端子盤</td> <td>床下～下端</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引用計器</td> <td>地上～窓中心</td> <td>1,800～2,000</td> </tr> <tr> <td>引込開閉器</td> <td>床上～中心</td> <td>1,800～2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">電灯</td> <td>分電盤</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500 上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td>スイッチ</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300 ○1,000mm</td> </tr> <tr> <td>コンセント(一般)</td> <td>床上～中心</td> <td>300 ○400mm</td> </tr> <tr> <td>コンセント(和室)</td> <td>床上～中心</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>コンセント(台上)</td> <td>床上～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>コンセント(WP)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>コンセント(地下)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">動力</td> <td>コンセント(土間)</td> <td>床上～中心</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>ブラケット(一般)</td> <td>床上～中心</td> <td>2,100～2,300</td> </tr> <tr> <td>ブラケット(鏡上)</td> <td>鏡上端～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>ブラケット(処理場)</td> <td>床上～中心</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>動力型制御盤</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500 上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電話</td> <td>手元開閉器</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>操作スイッチ</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>端子盤</td> <td>床上～下端</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>保安器盤</td> <td>床上～中心</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">時計・拡声</td> <td>壁位置ボックス</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>壁位置ボックス(和室)</td> <td>床上～中心</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>時計計</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500 上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td>子時計</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表示</td> <td>壁掛型スピーカ</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300 2,500mm</td> </tr> <tr> <td>アッテネータ</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>表示器</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">インターホン</td> <td>壁付発信器</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>ベル・プザー・チャイム</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>壁付インターホン</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">テレビ</td> <td>壁位置ボックス</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>壁位置ボックス(和室)</td> <td>床上～中心</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>子機(身障者用)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災報知</td> <td>呼出しボタン(身障者用)</td> <td>床上～中心</td> <td>800～950 使座先端から後方へ100～200mm 2倍目(高700mm、使座先端から前方400mm)</td> </tr> <tr> <td>表示灯(身障者用)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>機器収容箱</td> <td>床上～中心</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防</td> <td>直列ユニット</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>直列ユニット(和室)</td> <td>床上～中心</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>発信器</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>表示灯</td> <td>床上～中心</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>ベル</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>録鉄蓋の刻印は「強電」又は「通信」とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>FEP、GLT(PEラインング管)、VE、HIVE、SGP</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚鋼電線管</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標示付埋設</td> <td>コンクリート製、鉄製(アスファルト部分)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋設標準シート</td> <td>2倍長、その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋設標準シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話用</td> <td>拡声用、時刻表示用、火災報知用、非常警報用、インターホン用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ共同受信用</td> <td>防犯用、制御用、その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地中線式(直埋、管路)</td> <td>架空線式(直接、ちよう架線添架)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物等添架式(露出配管、隠蔽配管)</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本工事</td> <td>既設柱利用、構内配電線柱に添架</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート柱</td> <td>鋼管柱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハンガーマスト</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>根かせ</td> <td>根はじき、根巻き、底板、支線(保護ガード、有、無)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>有、無</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>有、無</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形式</td> <td>ブロック式、現場打ち</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本工事</td> <td>建築工事、電気設備工事、機械設備工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>別働工事</td> <td>既設利用、その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2箇所</td> <td>4箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>FEP、GLT(PEラインング管)、VE、HIVE、SGP</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚鋼電線管</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標示付埋設</td> <td>コンクリート製、鉄製(アスファルト部分)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋設標準シート</td> <td>2倍長、その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋設標準シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>本工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>種類、数量、本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火器収納箱</td> <td>材質、数量、面</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国交省告示第906号) ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等(平成25年4月 三重県)</p>	名 称	側 点	取付高さ (mm)	備 考	電力	接地端子盤	床下～下端		取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,000	電灯	分電盤	床上～中心	1,500 上端1,900mm	スイッチ	床上～中心	1,300 ○1,000mm	コンセント(一般)	床上～中心	300 ○400mm	コンセント(和室)	床上～中心	200	コンセント(台上)	床上～中心	150	コンセント(WP)	床上～中心	1,000	コンセント(地下)	床上～中心	1,000	動力	コンセント(土間)	床上～中心	500	ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	ブラケット(鏡上)	鏡上端～中心	150	ブラケット(処理場)	床上～中心	2,500	動力型制御盤	床上～中心	1,500 上端1,900mm	電話	手元開閉器	床上～中心	1,500	操作スイッチ	床上～中心	1,300	端子盤	床上～下端	300	保安器盤	床上～中心	2,000	時計・拡声	壁位置ボックス	床上～中心	300	壁位置ボックス(和室)	床上～中心	200	時計計	床上～中心	1,500 上端1,900mm	子時計	床上～中心	2,300	表示	壁掛型スピーカ	床上～中心	2,300 2,500mm	アッテネータ	床上～中心	1,300	表示器	床上～中心	2,300	インターホン	壁付発信器	床上～中心	1,300	ベル・プザー・チャイム	床上～中心	2,300	壁付インターホン	床上～中心	1,300	テレビ	壁位置ボックス	床上～中心	300	壁位置ボックス(和室)	床上～中心	200	子機(身障者用)	床上～中心	1,100	火災報知	呼出しボタン(身障者用)	床上～中心	800～950 使座先端から後方へ100～200mm 2倍目(高700mm、使座先端から前方400mm)	表示灯(身障者用)	床上～中心	1,800	機器収容箱	床上～中心	2,000	消防	直列ユニット	床上～中心	300	直列ユニット(和室)	床上～中心	200	発信器	床上～中心	1,300	その他	表示灯	床上～中心	1,800	ベル	床上～中心	2,300	録鉄蓋の刻印は「強電」又は「通信」とする。			雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。			種類	FEP、GLT(PEラインング管)、VE、HIVE、SGP			厚鋼電線管	その他			標示付埋設	コンクリート製、鉄製(アスファルト部分)			埋設標準シート	2倍長、その他			埋設標準シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。				電話用	拡声用、時刻表示用、火災報知用、非常警報用、インターホン用			テレビ共同受信用	防犯用、制御用、その他			地中線式(直埋、管路)	架空線式(直接、ちよう架線添架)			建築物等添架式(露出配管、隠蔽配管)	その他			本工事	既設柱利用、構内配電線柱に添架			コンクリート柱	鋼管柱			ハンガーマスト	その他			根かせ	根はじき、根巻き、底板、支線(保護ガード、有、無)			有	有、無			無	有、無			形式	ブロック式、現場打ち			本工事	建築工事、電気設備工事、機械設備工事			別働工事	既設利用、その他			2箇所	4箇所			種類	FEP、GLT(PEラインング管)、VE、HIVE、SGP			厚鋼電線管	その他			標示付埋設	コンクリート製、鉄製(アスファルト部分)			埋設標準シート	2倍長、その他			埋設標準シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。				設置	本工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)			消火器	種類、数量、本			消火器収納箱	材質、数量、面		
名 称	側 点	取付高さ (mm)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																									
電力	接地端子盤	床下～下端																																																																																																																																																																																																																																																										
	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000																																																																																																																																																																																																																																																									
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,000																																																																																																																																																																																																																																																									
電灯	分電盤	床上～中心	1,500 上端1,900mm																																																																																																																																																																																																																																																									
	スイッチ	床上～中心	1,300 ○1,000mm																																																																																																																																																																																																																																																									
	コンセント(一般)	床上～中心	300 ○400mm																																																																																																																																																																																																																																																									
	コンセント(和室)	床上～中心	200																																																																																																																																																																																																																																																									
	コンセント(台上)	床上～中心	150																																																																																																																																																																																																																																																									
	コンセント(WP)	床上～中心	1,000																																																																																																																																																																																																																																																									
	コンセント(地下)	床上～中心	1,000																																																																																																																																																																																																																																																									
動力	コンセント(土間)	床上～中心	500																																																																																																																																																																																																																																																									
	ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300																																																																																																																																																																																																																																																									
	ブラケット(鏡上)	鏡上端～中心	150																																																																																																																																																																																																																																																									
	ブラケット(処理場)	床上～中心	2,500																																																																																																																																																																																																																																																									
	動力型制御盤	床上～中心	1,500 上端1,900mm																																																																																																																																																																																																																																																									
電話	手元開閉器	床上～中心	1,500																																																																																																																																																																																																																																																									
	操作スイッチ	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																																																									
	端子盤	床上～下端	300																																																																																																																																																																																																																																																									
	保安器盤	床上～中心	2,000																																																																																																																																																																																																																																																									
時計・拡声	壁位置ボックス	床上～中心	300																																																																																																																																																																																																																																																									
	壁位置ボックス(和室)	床上～中心	200																																																																																																																																																																																																																																																									
	時計計	床上～中心	1,500 上端1,900mm																																																																																																																																																																																																																																																									
	子時計	床上～中心	2,300																																																																																																																																																																																																																																																									
表示	壁掛型スピーカ	床上～中心	2,300 2,500mm																																																																																																																																																																																																																																																									
	アッテネータ	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																																																									
	表示器	床上～中心	2,300																																																																																																																																																																																																																																																									
インターホン	壁付発信器	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																																																									
	ベル・プザー・チャイム	床上～中心	2,300																																																																																																																																																																																																																																																									
	壁付インターホン	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																																																									
テレビ	壁位置ボックス	床上～中心	300																																																																																																																																																																																																																																																									
	壁位置ボックス(和室)	床上～中心	200																																																																																																																																																																																																																																																									
	子機(身障者用)	床上～中心	1,100																																																																																																																																																																																																																																																									
火災報知	呼出しボタン(身障者用)	床上～中心	800～950 使座先端から後方へ100～200mm 2倍目(高700mm、使座先端から前方400mm)																																																																																																																																																																																																																																																									
	表示灯(身障者用)	床上～中心	1,800																																																																																																																																																																																																																																																									
	機器収容箱	床上～中心	2,000																																																																																																																																																																																																																																																									
消防	直列ユニット	床上～中心	300																																																																																																																																																																																																																																																									
	直列ユニット(和室)	床上～中心	200																																																																																																																																																																																																																																																									
	発信器	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																																																									
その他	表示灯	床上～中心	1,800																																																																																																																																																																																																																																																									
	ベル	床上～中心	2,300																																																																																																																																																																																																																																																									
	録鉄蓋の刻印は「強電」又は「通信」とする。																																																																																																																																																																																																																																																											
雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。																																																																																																																																																																																																																																																												
種類	FEP、GLT(PEラインング管)、VE、HIVE、SGP																																																																																																																																																																																																																																																											
厚鋼電線管	その他																																																																																																																																																																																																																																																											
標示付埋設	コンクリート製、鉄製(アスファルト部分)																																																																																																																																																																																																																																																											
埋設標準シート	2倍長、その他																																																																																																																																																																																																																																																											
埋設標準シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。																																																																																																																																																																																																																																																												
電話用	拡声用、時刻表示用、火災報知用、非常警報用、インターホン用																																																																																																																																																																																																																																																											
テレビ共同受信用	防犯用、制御用、その他																																																																																																																																																																																																																																																											
地中線式(直埋、管路)	架空線式(直接、ちよう架線添架)																																																																																																																																																																																																																																																											
建築物等添架式(露出配管、隠蔽配管)	その他																																																																																																																																																																																																																																																											
本工事	既設柱利用、構内配電線柱に添架																																																																																																																																																																																																																																																											
コンクリート柱	鋼管柱																																																																																																																																																																																																																																																											
ハンガーマスト	その他																																																																																																																																																																																																																																																											
根かせ	根はじき、根巻き、底板、支線(保護ガード、有、無)																																																																																																																																																																																																																																																											
有	有、無																																																																																																																																																																																																																																																											
無	有、無																																																																																																																																																																																																																																																											
形式	ブロック式、現場打ち																																																																																																																																																																																																																																																											
本工事	建築工事、電気設備工事、機械設備工事																																																																																																																																																																																																																																																											
別働工事	既設利用、その他																																																																																																																																																																																																																																																											
2箇所	4箇所																																																																																																																																																																																																																																																											
種類	FEP、GLT(PEラインング管)、VE、HIVE、SGP																																																																																																																																																																																																																																																											
厚鋼電線管	その他																																																																																																																																																																																																																																																											
標示付埋設	コンクリート製、鉄製(アスファルト部分)																																																																																																																																																																																																																																																											
埋設標準シート	2倍長、その他																																																																																																																																																																																																																																																											
埋設標準シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。																																																																																																																																																																																																																																																												
設置	本工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)																																																																																																																																																																																																																																																											
消火器	種類、数量、本																																																																																																																																																																																																																																																											
消火器収納箱	材質、数量、面																																																																																																																																																																																																																																																											



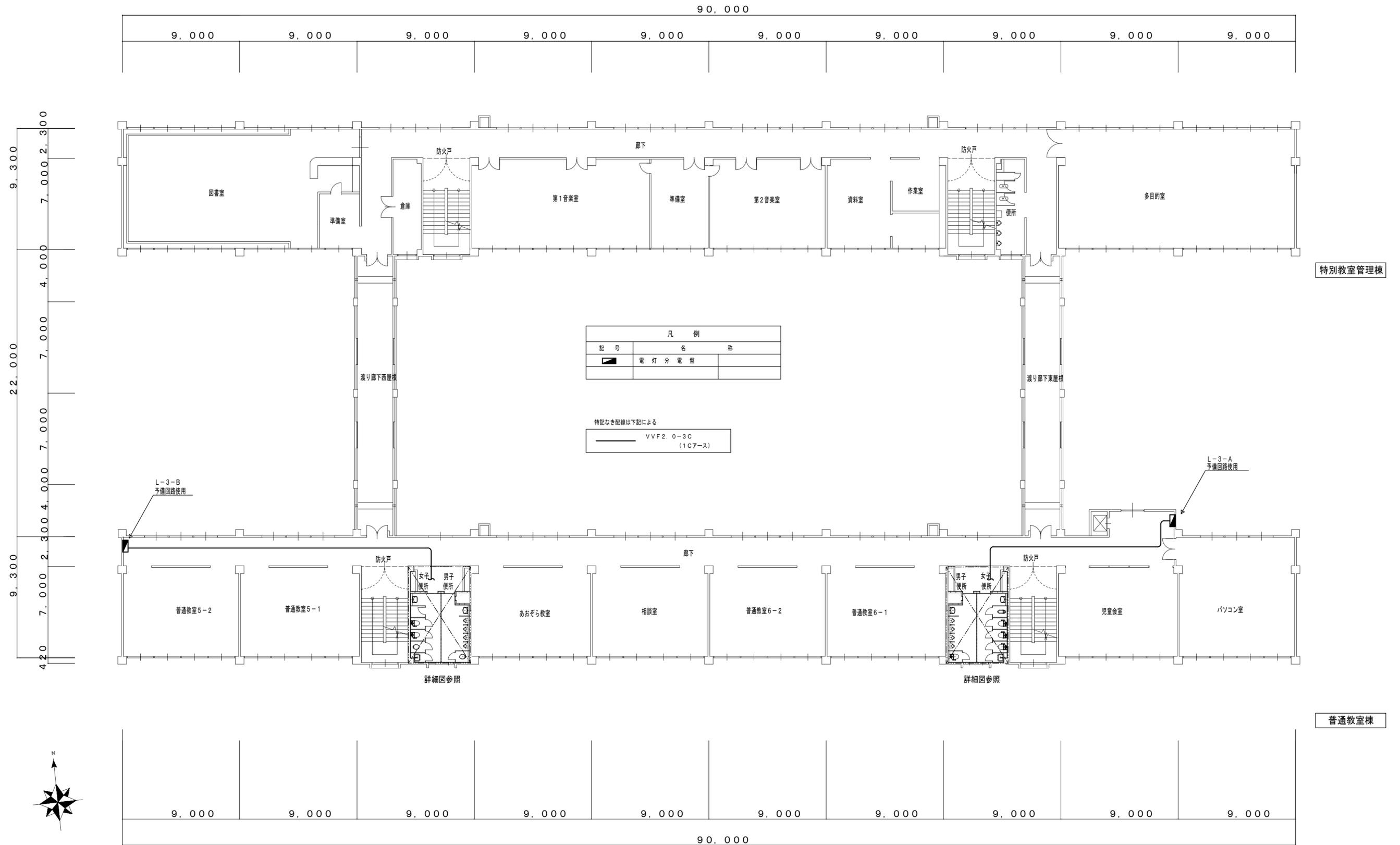
凡 例	
記号	名 称
■	電 灯 分 電 盤

特記なき配線は下記による  
 VVF2. 0-3C  
 (1C7-ス)  
 ※ 壁ハツリ貫通を示す

工事名/Title <b>津市立修成小学校便所改修工事</b>	図面種別/Drawing 普通教室・特別教室管理棟 1階電気設備図	Check No. <b>E-04</b>	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	縮尺/Scale 原図:A2 1/200		

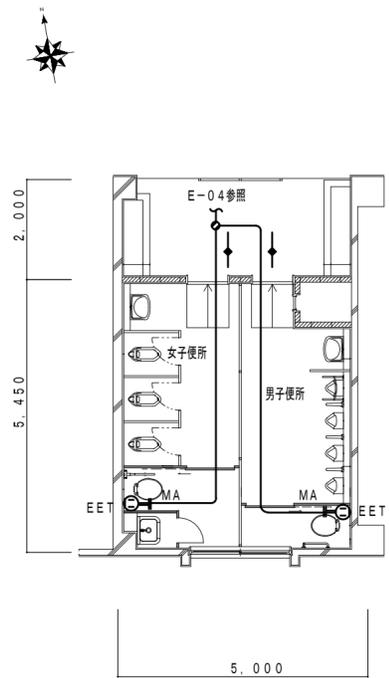


	工事名/Title	図面種別/Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	普通教室・特別教室管理棟 2階電気設備図			
		縮尺/Scale 原図:A2 1/200		E-05	
		日付/Date			

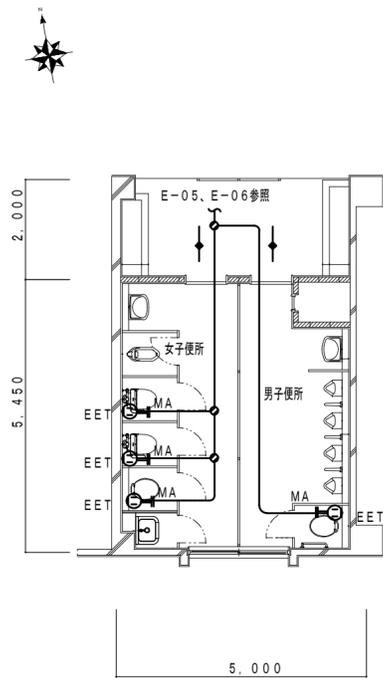


	工事名/Title	図面種別/Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市立修成小学校便所改修工事	普通教室・特別教室管理棟 3階電気設備図			
				E-06	

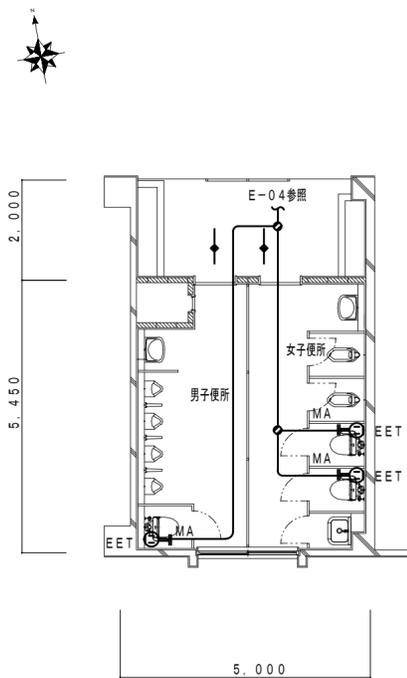
(普通教室棟) 1階西便所平面詳細図 S=1/100



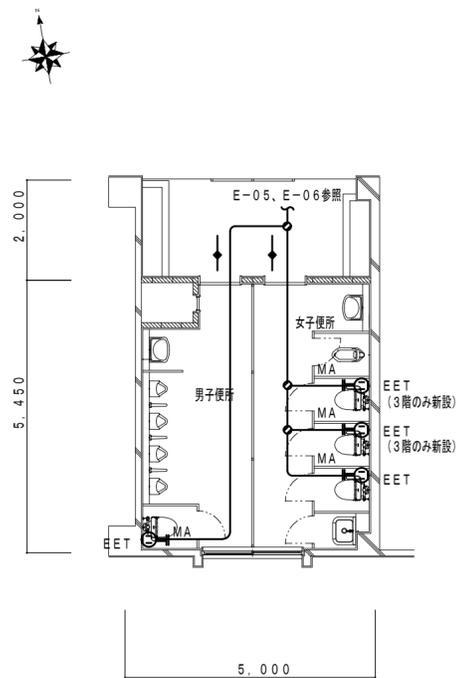
(普通教室棟) 2・3階西便所平面詳細図 S=1/100



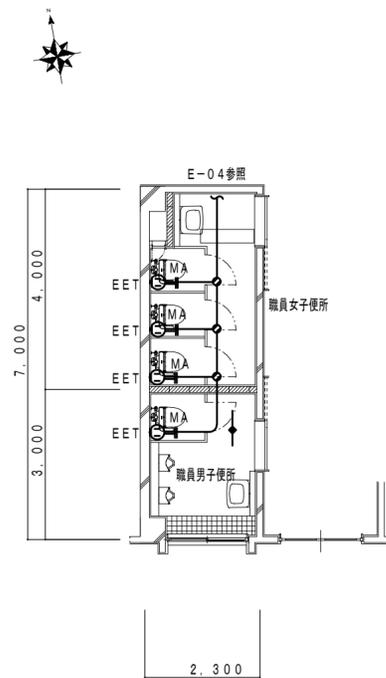
(普通教室棟) 1階東便所平面詳細図 S=1/100



(普通教室棟) 2・3階東便所平面詳細図 S=1/100



(特別教室管理棟) 1階職員便所平面詳細図 S=1/100



凡 例		
記 号	名 称	
	電 灯 分 電 盤	
	コ ン セ ン ト	2P15A x 1 + EET
MA	1 種 金 属 線 び	A型

特記なき配線は下記による  
 VVF2.0-3C (107-ス)  
 ※ 壁ハツリ貫通を示す

工事名/Title  
**津市立修成小学校便所改修工事**

図面種別/Drawing  
 平 面 詳 細 図  
 縮尺/Scale 原図:A2 日付/Date  
 1/100

Check  
 No.  
**E-07**

**合資会社 重企建築事務所**  
 Jyuki Architectural Design Office  
 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号  
 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治

<p>機械設備工事特記仕様書</p> <p>1 工事名称 津市立修成小学校便所改修工事</p> <p>2 工事場所 津市 修成町 地内</p> <p>3 建築概要 消法令の適用</p> <p>4 適用基準 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官庁審判部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成28年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。</p> <p>5 一般事項 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に念かつ誠実に施工すること。 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することで将来不具合が発生すると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意思的な仕上り及び不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p> <p>(1) 提出図書</p> <p>1) 工事書類： ・ 施工計画書 ・ 打合記録 ・ 施工要領書 ・ 機器使用類 ・ 機器明細図 ・ 工程表 ・ 施工図等</p> <p>2) 工事完成図書： ・ 品質確認書類 ・ 工事日報 ・ 工事写真 ・ 安全・訓練実施記録 ・ 完成図（竣工図（製本3（原寸1部、A3（見開き）2部））・ 竣工図（製本1部）） ・ 機器完成図（ファイル等1部） ・ 保守に関する説明書（取扱説明書・保証書） 2部 ・ 機器性能試験成績書 1部 ・ 総合調整測定表（試験結果・測定結果等） 1部 ・ 官公署届出書類、検査結果 1部 ・ 出来形確認書類 1部 等</p> <p>※ 竣工図・竣工図はCADにより作成すること。 ※ 工事写真は着替工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。 ※ 建築包合工事の場合、監督員に確認のこと。</p> <p>(2) 機器及び材料等 工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届出すること。 尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているため、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品など、環境に優しい（環境物品）の調達に努める。 又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。</p> <p>(3) 官公署等への届出手続 工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。</p> <p>1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事） ・ 別途工事</p> <p>2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入）を行うこと。</p> <p>(4) 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。</p> <p>(5) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。</p> <p>1) 各種機器据付 ・ 耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ） ・ 基礎寸法 ・ 水平、垂直等</p> <p>2) 配管・ダクト工事 ・ 支持間隔 ・ 振れ止め支持間隔</p> <p>3) 屋外排水工事 ・ 排水勾配 ・ 樹の深さ</p> <p>4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ</p> <p>(6) 製品確認 発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 □ 適用する ■ 適用しない</p> <p>(7) 耐震安全性の分類 構造体（ ）類 建築非構造部材（ ）類 建築設備（ ）類</p> <p>(8) 機器の地震力（主要機器） 機器名 地域係数（1.0） 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0） 水槽類 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ）</p> <p>その他監督員が指示するもの （フロア型）の回収 □適用する ■適用しない</p> <p>(9) 冷媒（フロア型）の回収 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・ フロン回収行程管理票 ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。 パッケージ型空調機の移動等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。</p> <p>(10) 中間技術検査 実施回数（ ）回</p>	<p>(11) 発生材の処理等</p> <p>1) 引渡しを要するもの（ ） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。</p> <p>2) 特別管理産業廃棄物（ ） 処理方法（ ）</p> <p>3) 現場内において再利用を図るもの □発生土 □その他（ ）</p> <p>4) 再資源化を図るもの（ ） □コンクリート塊 □アスファルトコンクリート塊 □建設発生木材</p> <p>5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調査」を提出すること。また再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>6) 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。（マフメ、A、B、D票を提示すること。）</p> <p>(12) 電気保安技術者 □ 適用する ■ 適用しない</p> <p>(13) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。</p> <p>1) 施工可能日 ■ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり □ 指定なし （ ）</p> <p>2) 施工可能時間帯 ■ 指定なし □ 指定あり（ 時～ 時 ）</p> <p>(14) 構成工期 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■ 指定なし □ 指定あり（平成 年 月 日）</p> <p>(15) 仮設工事 構内既存の施設 ■ 建築工事に準じる</p> <p>1) 便所 □ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。</p> <p>(16) 足場</p> <p>1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による養生 □ 適用する □ 適用しない</p> <p>※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行用足場方式により行うこと。</p> <p>(17) 建築材料等</p> <p>1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記記載の指定資材及び参考見積メーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。</p> <p>2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。</p> <p>3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入力できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 （認定製品の品名： ）</p> <p>4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 （認定製品の品名： ・ 間伐材製工事用バリエード・間伐材工事看板・間伐材表示板（ ））</p> <p>(18) 建設副産物 受注額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に載せ込んで監督員に提出すること。 また、工事完了後には「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 計画書（実施書）の提出とともにJ A C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せておこなうこと。</p> <p>(19) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェスト）の数量の集計を超えて請求することはできない。</p> <p>(20) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p> <p>(21) 既設との取合い・養生 本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にない限り復旧すること。</p> <p>(22) 市内企業優先使用 本工事において、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を津市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。</p> <p>(23) 不当介入を受けた場合の措置 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について</p> <p>1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>2) 1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。</p>	<p>(24) 不正軽油の使用の禁止</p> <p>1) 一般事項 工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。</p> <p>2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督員を要しなければならない。</p> <p>3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。 また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督員を要しなければならない。</p> <p>(25) 社会保険等未加入対策 “適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である業者を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としてはならない。 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 受注者は、再下請通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請け業者が社会保険等に加入していることを確認すること。</p> <p>(26) その他</p> <p>1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。</p> <p>2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。 測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。</p> <p>6 工事種目 給排水衛生設備工事 ・ 屋外給水設備工事 ○ 屋内給水設備工事 ・ 屋外排水設備工事 ○ 屋内排水通気設備工事 ○ 衛生器具設備工事 ・ 屋内消火栓設備工事 ・ 給湯設備工事 ・ 屋外ガス設備工事 ・ 浄化槽設備工事 ・ その他</p> <p>空調設備工事 ・ 機器設備工事 ・ 換気設備工事</p> <p>7 工事概要 給排水衛生設備工事 (1) 給水設備工事 本工事は図示のごとくを工事範囲とし、高置水槽により所要の各所に給水する。直圧部の弁類は、水道局規格品JIS 10Kを使用する。</p> <p>(2) 屋外排水設備工事 本工事は、汚水、雑排水を合流方式とし、合併浄化槽に至る配管、樹を勾配に十分留意し敷設するものとする。 樹は公団型、現場打ちまたはプラスチック樹とする。</p> <p>(3) 屋内排水通気設備工事 本工事は汚水、雑排水を合流方式により屋外側に接続放流する。</p> <p>(4) 衛生器具設備工事 衛生器具を所定の位置に附属金具により堅固に取り付けものとし、陶器の色は監督員と協議の上決定する。</p> <p>8 総合調整</p> <p>(1) 風量調整 □ 適用する □ 適用しない</p> <p>(2) 水量調整 ■ 適用する □ 適用しない</p> <p>(3) 室内外空気温度測定 □ 適用する □ 適用しない</p> <p>(4) 室内外空気湿度測定 □ 適用する □ 適用しない</p> <p>(5) 室内気流及びじんあいの測定 □ 適用する □ 適用しない</p> <p>(6) 騒音の測定 □ 適用する □ 適用しない</p> <p>(7) 飲料水の水质の測定（水道法施行規則第10条による水质検査） □ 適用する □ 適用しない</p> <p>のうち 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度 について測定を行うこと。 ※遊離塩素量については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行うこと。</p> <p>(8) その他（ ） □ 適用する □ 適用しない</p>	<p>9 工事細目 (1) 配管材料 部分的に配管種類を変更する場合は、図面に明記すること。</p> <p>■ 給水管 ■ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWMA K116 （一般：SGP-VB 地中：SGP-VD） □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 （一般：SGP-FVA、FVB 地中：SGP-FVD） ※ 継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合（工場加工）とする。 □ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742 （一般・地中：H1VP） □ 水道配水ポリエチレン管 JWMA K 144（地中：PE） □ 水道用ステンレス鋼管JWMA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448 ※ 地中埋設管は、取出し位置の畝面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。</p> <p>■ 雑排水管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用 （地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） ■ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) ■ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> <p>□ 通気管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用 （地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> <p>□ 汚水管 □ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 ※ 同上MD継ぎ手 JPF MDU 002 ■ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) ■ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> <p>□ 鉛管 □ 排水・通気用鉛管 SHASE-S203</p> <p>□ 給湯管 □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWMA K 140 （一般：SGP-HVA 地中：WHTLP 内外耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管） □ 水道用ステンレス鋼管JWMA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448</p> <p>□ ガス管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 土間：塩化ビニル被覆鋼管(黒) □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774（地中：PE） ※ 地中埋設鋼管は、取出し位置の畝面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。 □ ガス事業者の供給規定に準じる</p> <p>□ 消火管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) ※ 地中埋設管VSは、取出し位置の畝面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。</p> <p>□ 屋外埋設排水 □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-S8 (RE P-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 (RS-VU) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） （1類水路用通心力鉄筋コンクリート管）</p> <p>□ 冷温水配管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWMA K 140 （一般：SGP-HVA）</p> <p>□ 冷却水管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWMA K116（一般：SGP-VA、VB） □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011（一般：SGP-FVA、FVB）</p> <p>□ ドレン管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> <p>□ 冷媒管 □ 銅及び銅合金組目無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 □ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。製造者標準品 ただし、保温厚は ガス管 20mm、液管 10mm(液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてよい) とする。 ※ 冷媒用銅管の肉厚は、冷凍保安規則関係基準の規定による。</p> <p>□ 油管 □ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452 溶接接合</p> <p>□ 蒸気管 □ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452</p> <p>□ プライ管 □ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452</p> <p>※ 弁類 揚水ポンプ（二次側）、消火ポンプ（二次側）、水道直圧部は 10Kとし、それ以外は5Kとする。 塩ビライニング鋼管に使用する際は、管端防食コーティング、又はライニング弁を使用すること。</p>		
<p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>		<p>工事名 / Title</p> <p>機械設備工事特記仕様書 1</p> <p>津市立修成小学校便所改修工事</p> <p>縮尺 / Scale 原図 : A2 日付 / Date</p>	<p>図面種別 / Drawing</p> <p>Check</p>	<p>No.</p> <p>M-01</p>	<p>合資会社 重企建築事務所</p> <p>Jyuki Architectural Design Office</p> <p>一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治</p>

※ 横走り管の吊り間隔

銅管	100A以下 125A以上	- -	2m以下 3m以下
ビニル管 耐火二層管 銅管	80A以下 100A以上	- -	1m以下 2m以下
鉛管			1.5m以下
鋼鉄管			標準図による

※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
銅管	-	50A~100A	125A~
鋼管			
耐火二層管	25A~40A	50A~100A	125A~
銅管			

※ 冷媒用銅管の横走り管の支持間隔

基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下 ※ 液管・ガス管共吊りの場合は  
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下 液管の外径を基準とする。  
形鋼振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。

(2) ダクト工事

- 矩形ダクト
- 亜鉛鉄板 JIS G 3302 (SGCC、SGCCA) 鍍金付着Z18以上
  - ステンレス鋼板 JIS G 4305
  - アングルフランジ工法
  - 共板フランジ工法
  - スライドオフフランジ工法
  - 山形鋼 JIS G 3101
  - SUS鋼材 JIS G 4317
  - スパイラルダクト
  - 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)
- 工法
- 形鋼補強
- 丸ダクト

(3) 保温塗装工事

1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面に明記すること。

■ グラスウール保温材 (屋内一般等)	保温筒 JIS A 9504 2号 40K	保温板、保温帯 JIS A 9504 2号 40K
■ 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給湯管 <input type="checkbox"/> 温水管
<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	<input type="checkbox"/> 冷媒管 <input type="checkbox"/>
(屋外等)		
<input type="checkbox"/> 給湯管	<input type="checkbox"/> 温水管	<input type="checkbox"/> 蒸気管 <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管
<input type="checkbox"/> 冷媒管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

□ ロックウール保温材 (防火区画貫通部等)	保温板、保温帯、ブランケット 1号JIS A 9504
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 給湯管 <input type="checkbox"/> 温水管
<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 <input type="checkbox"/> 冷媒管 <input type="checkbox"/> 消火管

□ ポリスチレンフォーム保温材 (屋内一般等)	保温筒 JIS A 9511 3号	保温板 JIS A 9511 3号
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 <input type="checkbox"/> 冷水管 (2~4℃)
<input type="checkbox"/> プライン管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(屋外等)		
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給湯管 <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管
<input type="checkbox"/> プライン管	<input type="checkbox"/> 消火管	<input type="checkbox"/>

□ 調合ペイント塗り塗料 (露出)	JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 通気管 <input type="checkbox"/> ドレン管
<input type="checkbox"/> ガス管	<input type="checkbox"/> 消火管 <input type="checkbox"/> 油管 <input type="checkbox"/> 冷却水管

2) 保温厚

・ グラスウール、ロックウール

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯	~80A	100~150A	-	200A~	-
膨張・温水・消火管					
蒸気管	~25A	-	32~50A	65A~	-
冷水・冷温水・冷媒管	-	-	~25A	32~200A	250A~

・ ポリスチレンフォーム

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	~80A	100A~	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	~25A	32~200A	250A~	-
冷水管 (冷水温度2~4℃)	-	-	~20A	25A~100A	125A~	-
プライン管	-	-	-	~25A	32~80A	100A~

・ 機器ダクト保温厚

保温厚	
25mm	ダクト(屋内露出【機械室、書庫、倉庫】、屋蔽部)、消音チャンパー・エルボ 膨張タンク、銅板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)
50mm	ダクト(屋内露出【一般居室、廊下】)、サブライチャンパー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部(ロックウール)
75mm	煙導(ロックウール)

3) 種別

給排水衛生設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内	アルミガラスクロス粘着テープ			
暗渠内(ビツ内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス仕上
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

- ※ 1) 排水管については、上表暗渠内(ビツ内)の仕様を防水テープ巻きに読み替える。  
※ 2) サヤ管工法: 架橋ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。  
※ 3) 消火管の外部露出のは保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	アルミガラスクロス	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	アルミガラスクロス仕上	
天井内・P S内	保温筒	鉄線	アルミガラスクロス仕上		
(温水・蒸気管以外)					
暗渠内(ビツ内)	保温筒	鉄線	アルミガラスクロス	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	アルミガラスクロス	SUS鋼板仕上	

- ※ 1) 冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の保温種別  
□ 保温化粧ケース仕上 □ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上(屋外露出部分)

機器保温仕様

	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク	鉄	保温板	ポリエチレン	鉄線	SUS鋼板仕上
銅板製タンク			フィルム		カラー鉄板(屋内)
冷水・冷温水ヘッダ					
温水・膨張・還水					
貯湯タンク	鉄	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上	
温水・蒸気ヘッダ				カラー鉄板(屋内)	
熱交換器					

- ※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンパー・煙道 保温仕様

		1	2	3	4	5
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	鉄	保温板	カラー鉄板	
	機械室	鉄	アルミガラスクロス化粧保温板			アルミガラスクロス粘着テープ
パイラダクト	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板	
	機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ			アルミガラスクロス粘着テープ
サブライチャンパー	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板	
	屋内露出	多湿箇所	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		アルミガラスクロス粘着テープ
消音チャンパー	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板	
	屋内露出	多湿箇所	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		アルミガラスクロス粘着テープ
排煙ダクト長方形	屋内露出	鉄	保温板	ガラスクロス	銅電甲金網	
排煙ダクト円形	屋内露出	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ			アルミガラスクロス粘着テープ
煙道		ブランケット	鉄線	カラー鉄板		

- ※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温帯、保温帯、1号を使用。  
※ 2) 煙道ブランケットは、JIS G 3554 (亀甲金網) による亜鉛鍍金を施した網目16線径0.55による防錆処理を施した平ラソ0号で外面補強したものを使用。  
※ 3) 銅電甲金網は、JIS H 3260 網目10、線径0.5

配管用炭素鋼管の塗装仕様

機材	状態	塗料の種類	塗り回数			備考
			下塗り	中塗り	上塗り	
白管	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りはさび止めペイント
黒管	露出	調合ペイント	2	1	1	下塗りはさび止めペイント

- ※ 1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

4) 施工

ダクト保温施工範囲

1. SA  
 保温あり  保温なし □ 図面による □ その他 ( )
2. EA  
 保温あり  保温なし □ 図面による □ その他 ( )
3. RA  
 保温あり  保温なし □ 図面による □ その他 ( )
4. OA  
 保温あり  保温なし □ 図面による □ その他 ( )
- チャンパー内貼施工  
 内貼あり ( mm ) □ 内貼なし □ 図面による □ その他 ( )

(4) スリーブ工事

1. 管スリーブの径は、原則として、管の外径(保温されるものは、保温厚さを含む)より40mm程度大 (-2サイズUP)なるものとする。  
箱抜きスリーブは、木枠又は鋼板(実管ダクト)とする。
2. 地中部分のスリーブは、塩化ビニル管(VU)とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。
3. その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、配管前には必ず撤去のこと。

10 共通事項

- 1) 陸上ポンプ、送排風機(エアファン含む)の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。  
2) 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。  
3) 系統が分かるように、必要箇所(機械室、P S内等)に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。  
4) 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。  
5) 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。  
6) 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。  
7) 機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。  
8) 雨がかり部に取り付けるガラのチャンパーには、水抜きを設けること。  
9) 屋外埋設管(給水、消火、ガス)には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設管を施工すること。  
10) 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。  
11) 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。  
12) 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。  
13) 地中埋設管については、下記の沈下対策を講ずること。  
・ 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。  
・ 接続箇所は必要に応じてコンクリートで保護すること。  
・ 土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。  
・ 呼び径100A以下はM10、125A~250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用すること。  
14) 屋外露出及び多湿箇所(トレンピット等)の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。  
15) 屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。  
16) 合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊巻の取り付けを行うこと。  
17) 送風機用ベルトカバーには点検口を設けること。

工事名 / Title

津市立修成小学校便所改修工事

図面種別 / Drawing

機械設備工事特記仕様書 2

縮尺 / Scale

原図 : A2

日付 / Date

Check

No.

M-02

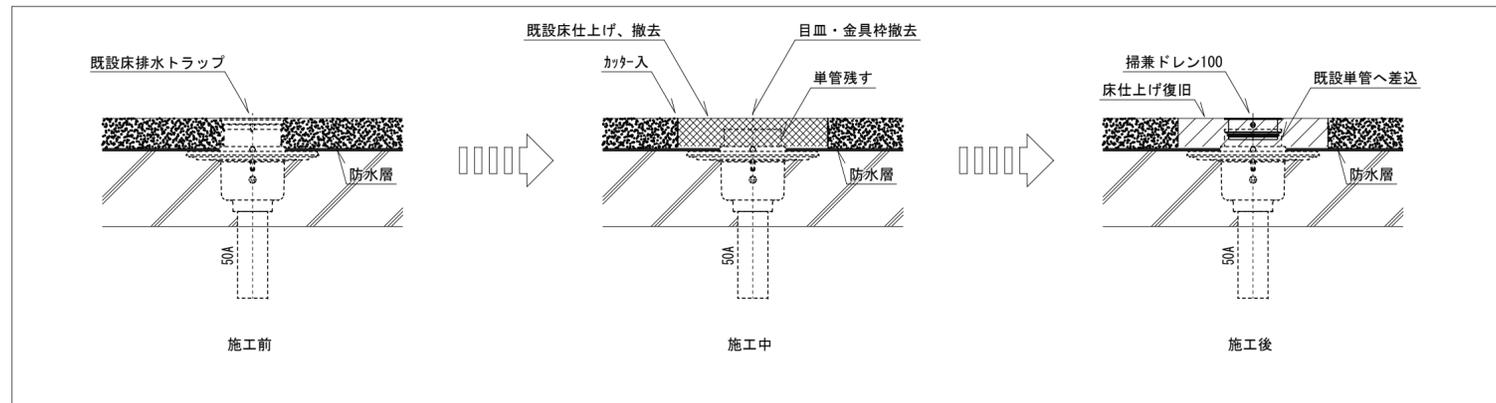
合資会社 重企建築事務所

Jyuki Architectural Design Office

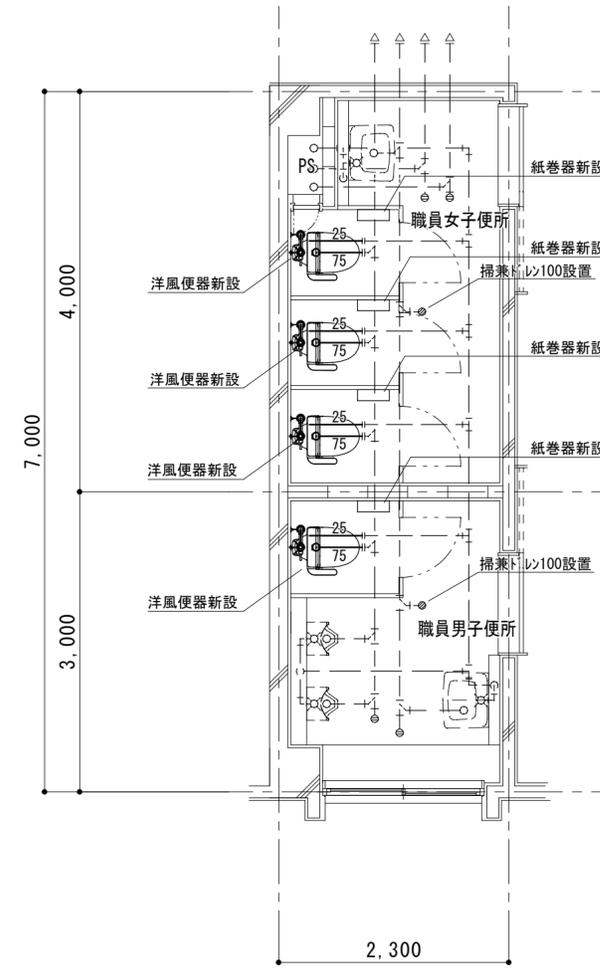
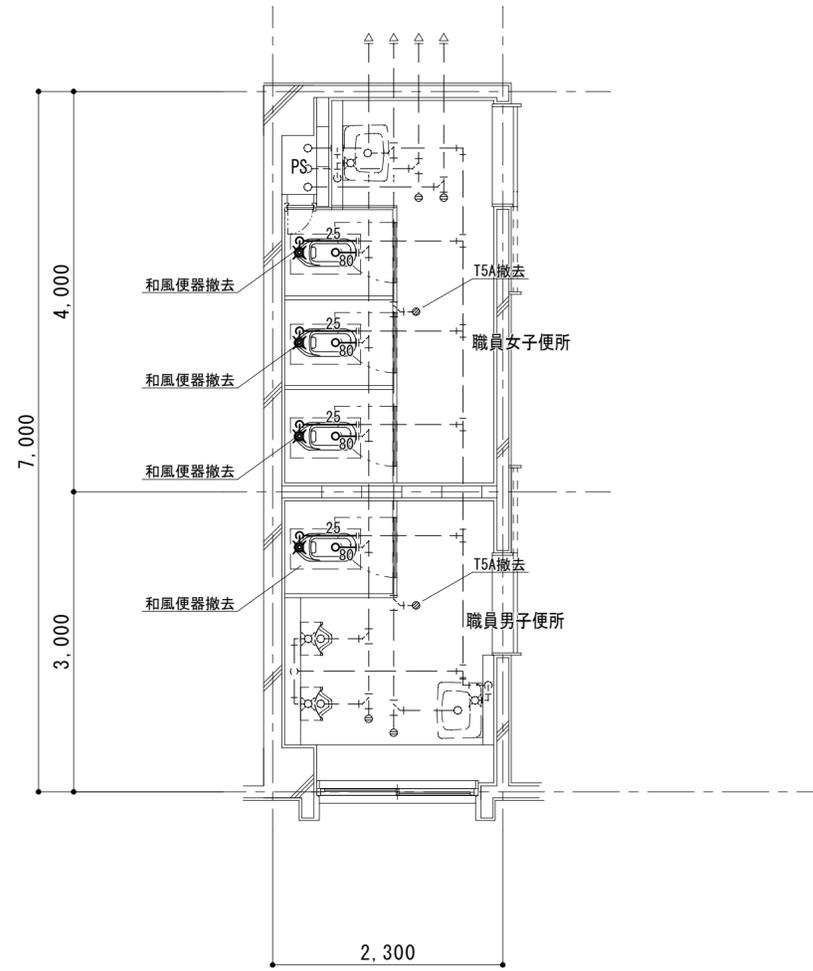
一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号  
一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治

凡例			
図示記号	名称	図示記号	名称
— — —	給水管	●	排水金物
— — —	給湯管	●	床上掃除口
— — —	排水管	⊗ ⊕	弁類
-----	通気管	EA	排気ダクト
— — —	ガス管	→ ≡ →	屋外フード(排気)
⊗	水栓金具	⊗	天井換気扇
		⊕	壁付扇

衛生器具表		仕様・参考型番										合計										
名称	LIXIL	TOTO	特別教室管理棟					普通教室棟					合計									
			1階職員男子便所	1階職員女子便所	1階西男子便所	2階西男子便所	3階西男子便所	3階西女子便所	1階東男子便所	1階東女子便所	2階東男子便所	3階東男子便所		3階東女子便所								
洋風便器(リキ'ルタイプ)	C-P25HM(低圧フラッシュバルブ), CW-PB11F-NE(温水洗浄便座), 他一式	CF-63HST(紙巻器)	CFS494MCSNS, TV565CP, TCF585R(温水洗浄便座), 他一式	YH702(紙巻器)					1	3			2	2	1	2	1	1	1	3	17	
温水洗浄便座	CW-PB11F-NE, 分岐金具 他一式		TCF585R 分岐金具 他一式											1	1	1	1	1				6



既設床排水トラップ取替 参考図



**給排水衛生設備 撤去工事要領**

- ・ 図示の衛生器具、給排水管、付属金具等を撤去する。
- ・ 土間コンクリートはつり等躯体工事は建築工事。
- ・ 壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。

- ・ 既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

撤去 衛生器具表 (女子便所)		
名称	仕様	数量
和風便器	FV 紙巻器	3

撤去 衛生器具表 (男子便所)		
名称	仕様	数量
和風便器	FV 紙巻器	1

**給排水衛生設備 新設工事要領**

- ・ 衛生器具、給排水管、付属金具等を新設する。
- ・ 土間コンクリート復旧工事は建築工事。
- ・ 既設壁貫通部は既設穴を原則利用する。

- ・ 既設不要配管口穴埋めは本工事とする。
- ・ 既設ブースに紙巻器を取り付ける際は裏板をあて、貫通ボルト・化粧ナットで固定すること。

・	・
・	・
・	・
・	・

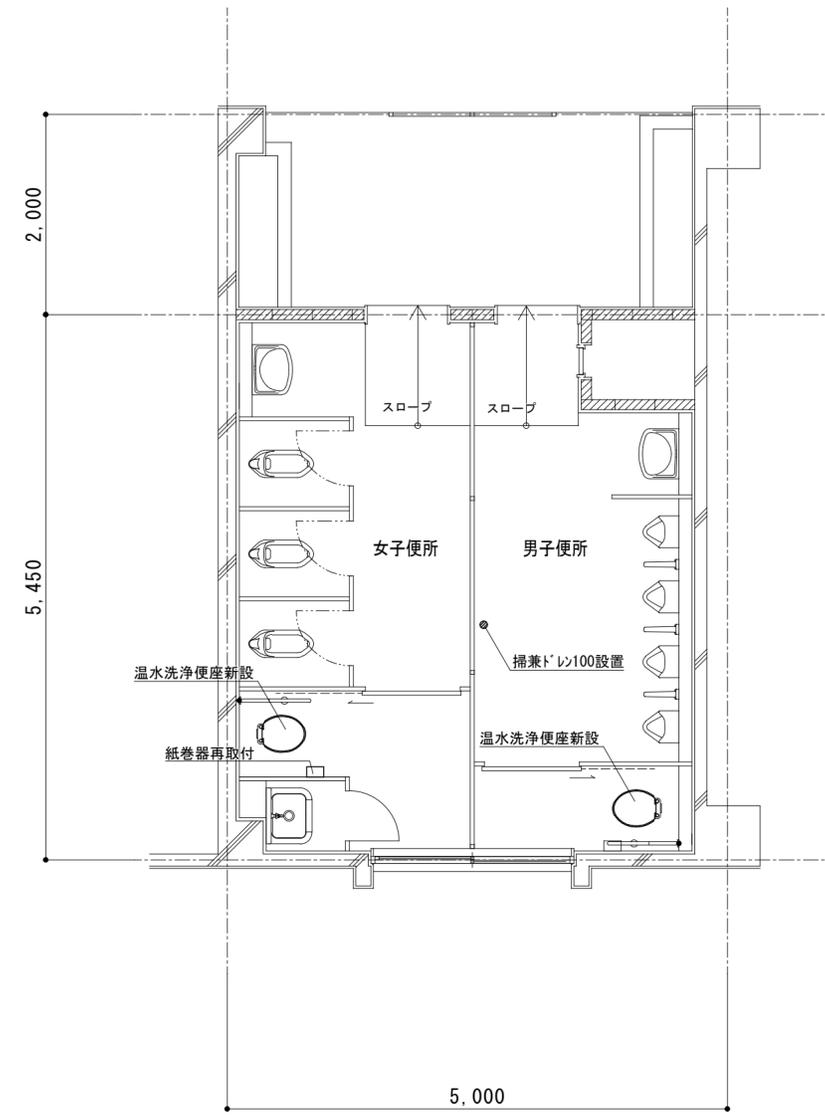
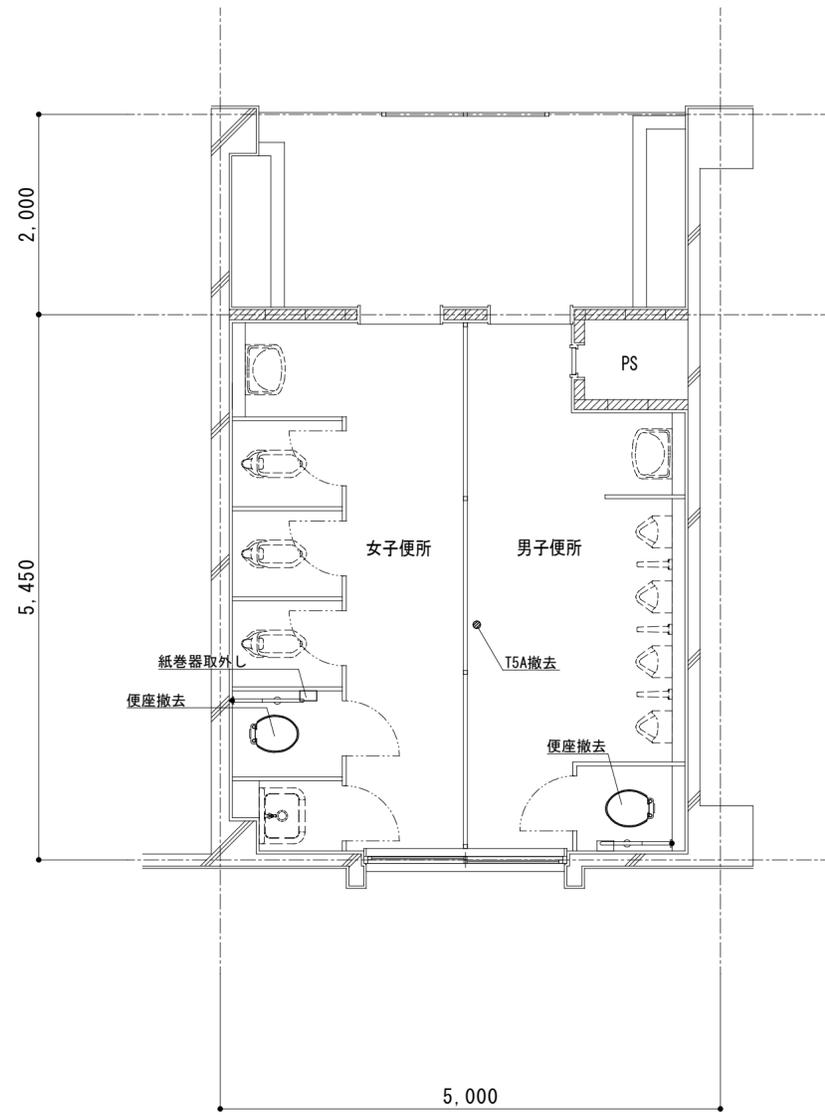
工事名 / Title	津市立修成小学校便所改修工事
-------------	----------------

図面種別 / Drawing	給排水衛生設備 特別教室管理棟 1階職員便所平面詳細図
縮尺 / Scale	原図 : A2 日付 / Date

Check	No.
-------	-----

M-04
------

**會資會社 重企建築事務所**  
 Jyuki Architectural Design Office  
 一級建築士事務所 三重県知事登録第 1-300号  
 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治



給排水衛生設備 撤去工事要領

- ・ 図示の衛生器具、給排水管、付属金具等を撤去する。
- ・ 土間コンクリートはつり等躯体工事は建築工事。
- ・ 壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。

配管切り離し部分  
 現状維持部分 ← 配管撤去部分

- ・ 既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

撤去 衛生器具表 (女子便所)		
名称	仕様	数量
便座	普通便座	1

撤去 衛生器具表 (男子便所)		
名称	仕様	数量
便座	普通便座	1

給排水衛生設備 新設工事要領

- ・ 衛生器具、給排水管、付属金具等を新設する。
- ・ 土間コンクリート復旧工事は建築工事。
- ・ 既設壁貫通部は既設穴を原則利用する。

既設管接続部分  
 既設配管部分 ← 配管新設部分

- ・ 既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

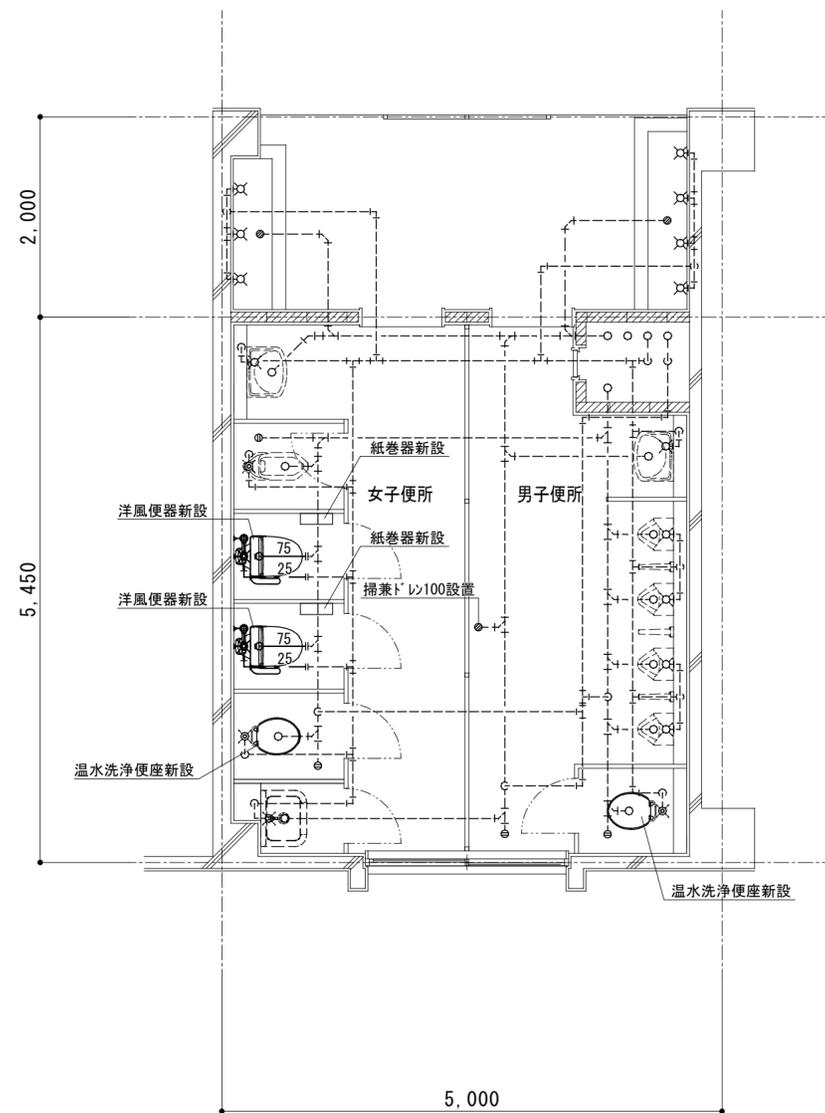
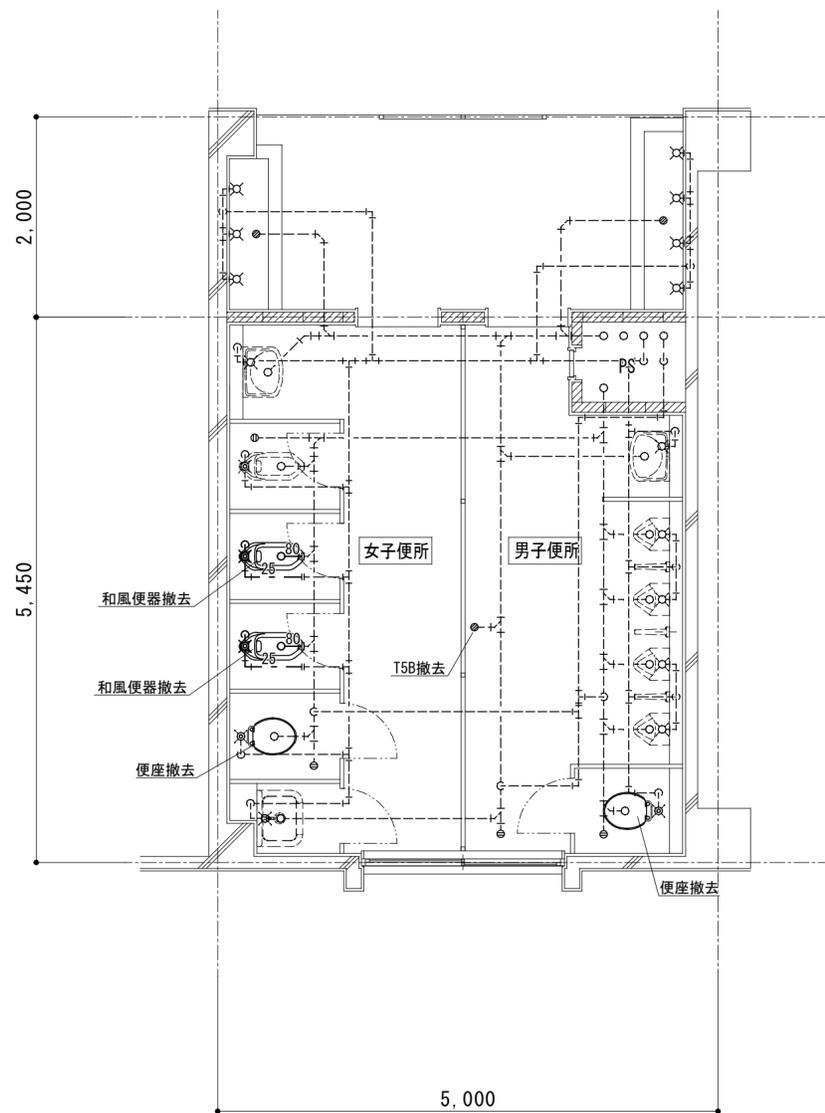
・
・
・
・

工事名/Title	津市立修成小学校便所改修工事
-----------	----------------

図面種別/Drawing	給排水衛生設備 普通教室棟 1階西便所平面詳細図
縮尺/Scale	原図:A2 日付/Date

Check	No.
	M-05

**合資会社 重企建築事務所**  
 Jyuki Architectural Design Office  
 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号  
 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治



**給排水衛生設備 撤去工事要領**

- ・ 図示の衛生器具、給排水管、付属金具等を撤去する。
- ・ 土間コンクリートはつり等躯体工事は建築工事。
- ・ 壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。

配管切り離し部分  
 現状維持部分 ← 配管撤去部分

- ・ 既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

撤去 衛生器具表 (女子便所)			
名称	仕様	数量	
和風便器	FV 紙巻器	2	
便座	普通便座	1	

撤去 衛生器具表 (男子便所)			
名称	仕様	数量	
便座	普通便座	1	

**給排水衛生設備 新設工事要領**

- ・ 衛生器具、給排水管、付属金具等を新設する。
- ・ 土間コンクリート復旧工事は建築工事。
- ・ 既設壁貫通部は既設穴を原則利用する。

既設管接続部分  
 既設配管部分 ← 配管新設部分

- ・ 既設不要配管口穴埋めは本工事とする。
- ・ 既設ブースに紙巻器を取り付ける際は裏板をあて、貫通ボルト・化粧ナットで固定すること。

・	・
・	・
・	・
・	・

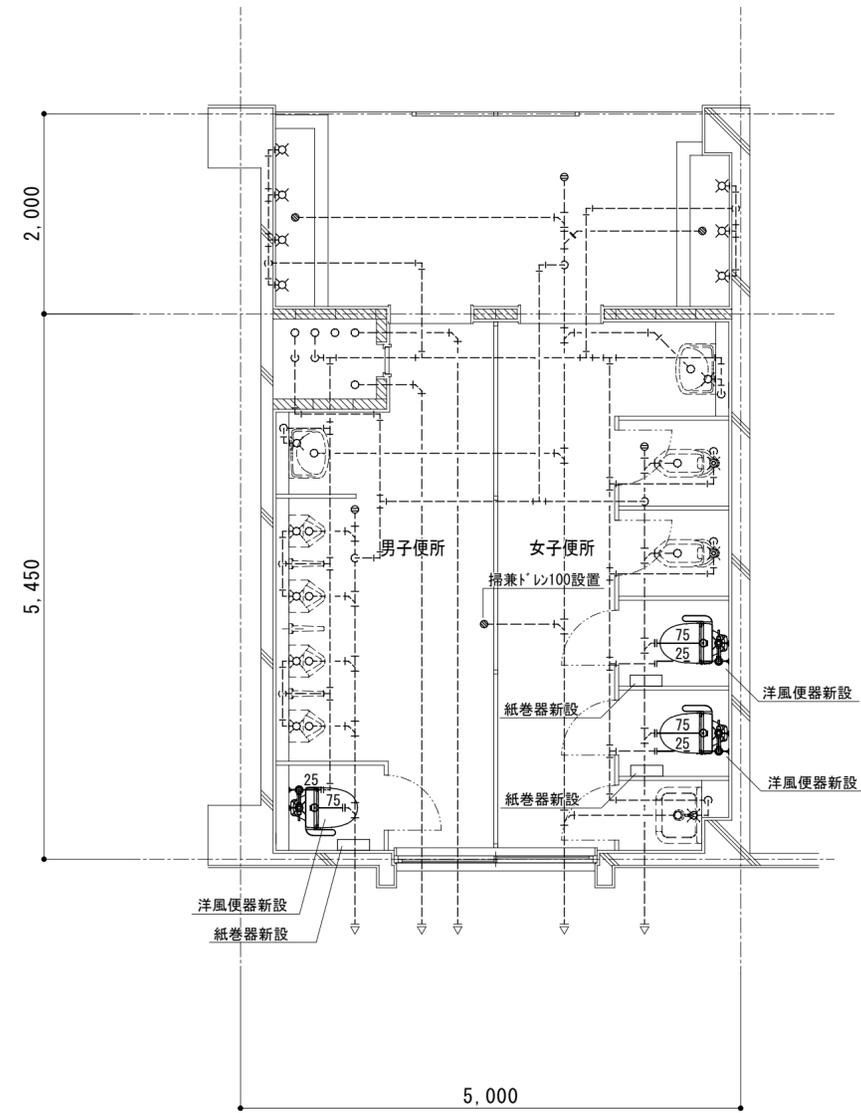
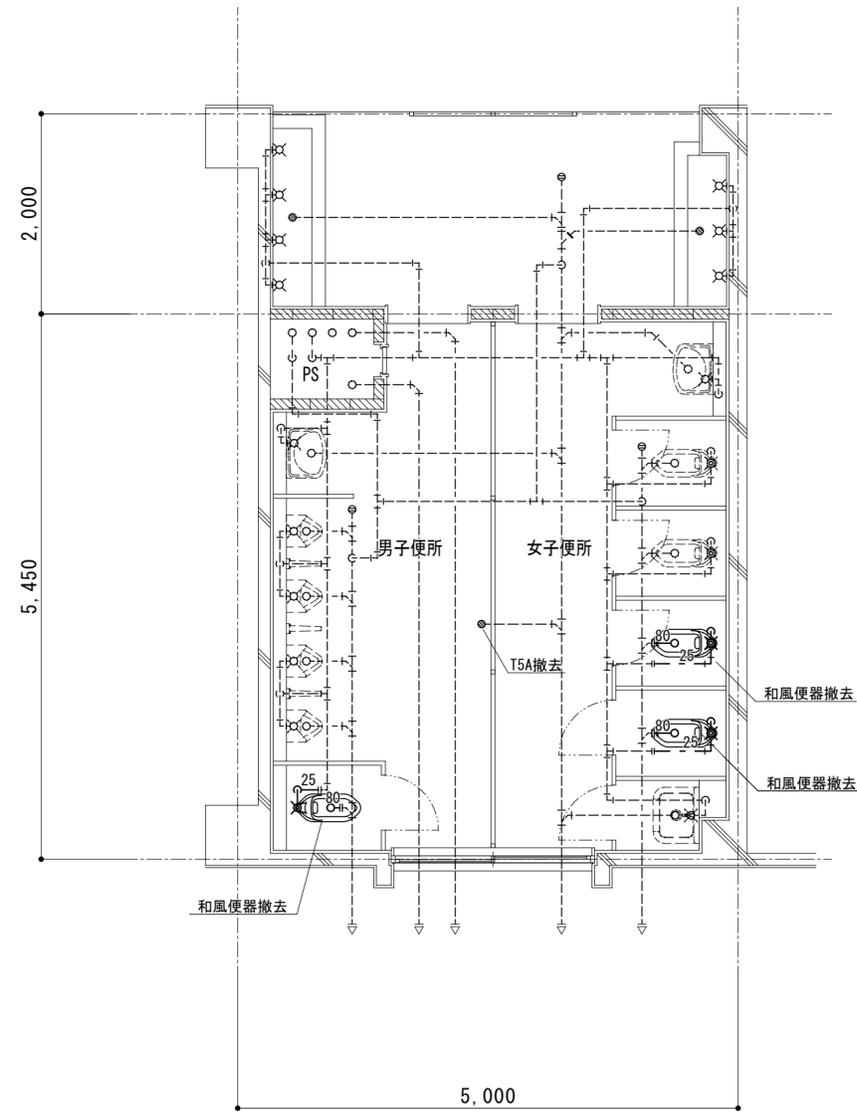
工事名 / Title	津市立修成小学校便所改修工事
-------------	----------------

図面種別 / Drawing	給排水衛生設備 普通教室棟 2~3階西便所平面詳細図
縮尺 / Scale	原図 : A2 日付 / Date

Check	
-------	--

No.	M-06
-----	------

**重企建築事務所**  
 Jyuki Architectural Design Office  
 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号  
 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治



**給排水衛生設備 撤去工事要領**

- ・ 図示の衛生器具、給排水管、付属金具等を撤去する。
- ・ 土間コンクリートはつり等躯体工事は建築工事。
- ・ 壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。

配管切り離し部分  
 現状維持部分  
 配管撤去部分

- ・ 既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

**撤去 衛生器具表 (女子便所)**

名称	仕様	数量
和風便器	FV 紙巻器	2

**撤去 衛生器具表 (男子便所)**

名称	仕様	数量
和風便器	FV 紙巻器	1

**給排水衛生設備 新設工事要領**

- ・ 衛生器具、給排水管、付属金具等を新設する。
- ・ 土間コンクリート復旧工事は建築工事。
- ・ 既設壁貫通部は既設穴を原則利用する。

既設管接続部分  
 既設配管部分  
 配管新設部分

- ・ 既設不要配管口穴埋めは本工事とする。
- ・ 既設フースに紙巻器を取り付ける際は裏板をあて、貫通ボルト・化粧ナットで固定すること。

・
・
・
・

工事名 / Title

**津市立修成小学校便所改修工事**

図面種別 / Drawing

給排水衛生設備  
普通教室棟  
1階東便所平面詳細図

縮尺 / Scale 原図: A2 日付 / Date

Check

No.

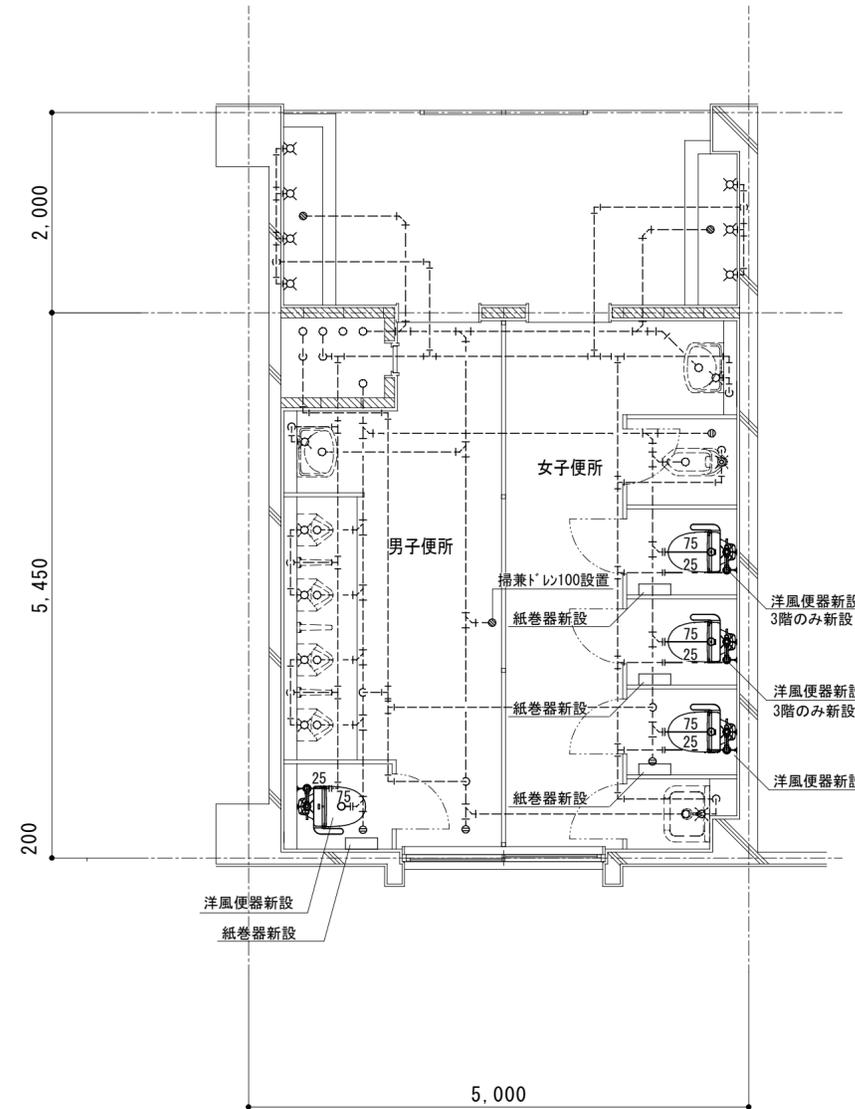
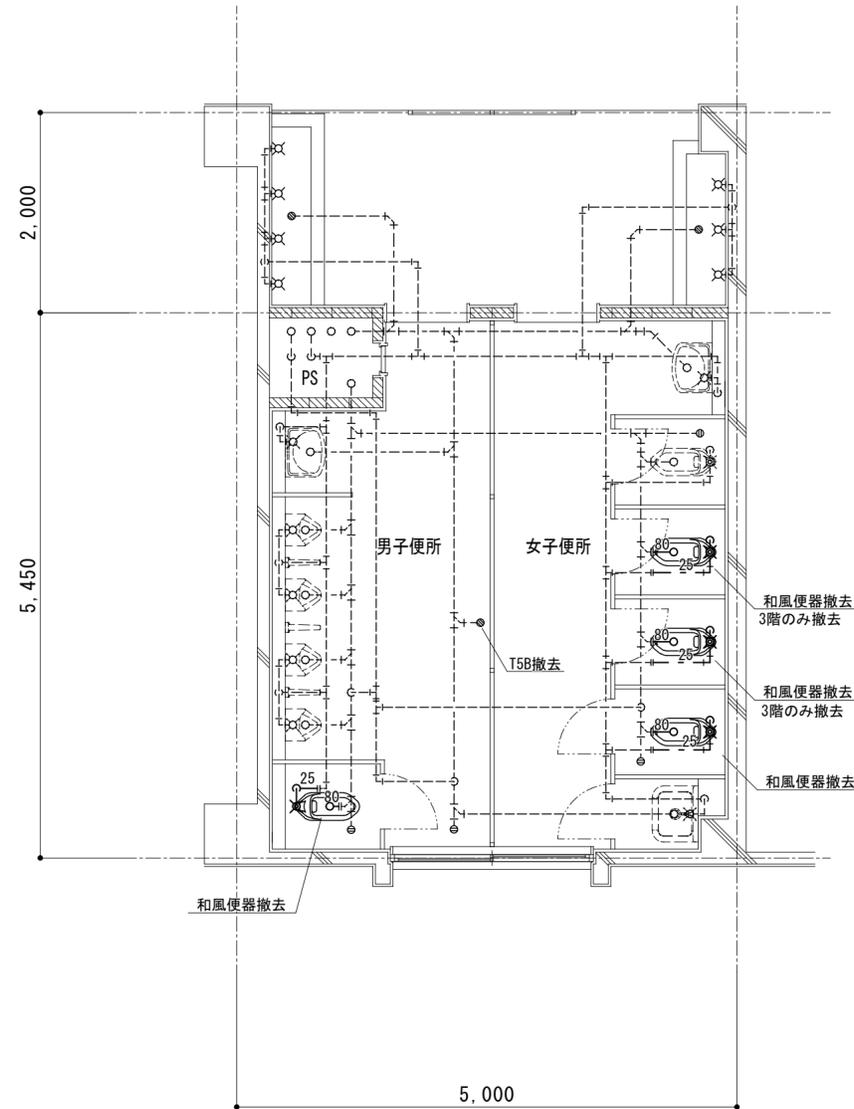
M-07

**會資會社 重企建築事務所**

Jyuki Architectural Design Office

一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号

一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治



**給排水衛生設備 撤去工事要領**

- ・図示の衛生器具、給排水管、付属金具等を撤去する。
- ・土間コンクリートはつり等躯体工事は建築工事。
- ・壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。

配管切り離し部分  
 現状維持部分  
 配管撤去部分

- ・既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

撤去 衛生器具表 (2F女子便所)

名称	仕様	数量
和風便器	FV 紙巻器	1

撤去 衛生器具表 (3F女子便所)

名称	仕様	数量
和風便器	FV 紙巻器	3

撤去 衛生器具表 (2F男子便所)

名称	仕様	数量
和風便器	FV 紙巻器	1

撤去 衛生器具表 (3F男子便所)

名称	仕様	数量
和風便器	FV 紙巻器	1

**給排水衛生設備 新設工事要領**

- ・衛生器具、給排水管、付属金具等を新設する。
- ・土間コンクリート復旧工事は建築工事。
- ・既設壁貫通部は既設穴を原則利用する。

既設管接続部分  
 既設配管部分  
 配管新設部分

- ・既設不要配管口穴埋めは本工事とする。
- ・既設ブースに紙巻器を取り付ける際は裏板をあて、貫通ボルト・化粧ナットで固定すること。

・	工事名 / Title <b>津市立修成小学校便所改修工事</b>
・	
・	
・	

図面種別 / Drawing 給排水衛生設備 普通教室棟 2~3階東便所平面詳細図
縮尺 / Scale 原図 : A2 日付 / Date

Check
No.

M-08
------

**合資会社 重企建築事務所**  
 Jyuki Architectural Design Office  
 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号  
 一級建築士国土交通大臣登録第167163号 山田 裕治